

常陸太田市公共施設等総合管理計画

2017（平成 29）年 3 月策定

2024（令和 6）年 3 月改訂

2025（令和 7）年 3 月改訂

茨城県 常陸太田市

[目 次]

はじめに	1
◎ 計画策定の背景と目的	1
◎ 対象施設	1
◎ 計画の位置づけ	2
◎ 計画期間	3
第1章 公共施設等の現状及び将来の見通し	4
1 建物系施設の状況	4
(1) 施設総量と用途別内訳	4
(2) 施設保有状況の他自治体との比較	5
(3) 建設年度別の整備状況	6
(4) 耐震化の状況	6
2 インフラ系施設の状況	7
(1) 道路	7
(2) 橋梁	8
(3) 水道・簡易水道	9
(4) 工業用水道	13
(5) 下水道	15
(6) 公園	18
3 本市の人口動向	19
(1) 総人口の推移	19
(2) 年齢階級別人口の推移	19
(3) 今後の人口の見込み	20
4 本市の財政状況	21
(1) 歳入の状況	21
(2) 歳出の状況	22
(3) 基金の状況	22

5 公共施設等の保有に係る将来費用	23
(1) 建物系施設の保有に係る将来費用	23
(2) インフラ系施設の保有に係る将来費用	24
(3) 公共施設等の保有に係る将来費用	25
6 公共施設等の保有に係る課題	26
(1) 公共施設等の保有に係る将来費用の抑制と財源の確保	26
(2) 市で保有を続ける公共施設等の見極め	26
(3) 保有を続ける公共施設等の適切な維持管理	26
 第2章 公共施設等総合管理の基本方針	 27
1 基本方針	27
【基本方針1】 公共施設等の総量適正化	28
【基本方針2】 公共施設等に充当可能な財源の確保	29
【基本方針3】 効果的かつ効率的な保全の実施	30
【基本方針4】 公民連携（PPP）の推進	31
【基本方針5】 全庁的な取組体制の構築	32
2 計画的な取組の推進に向けて	34
(1) 個別施設における取組の具体化	34
(2) 関連計画と連携した再配置方針の策定	34
(3) モデル事業の実施	34
(4) 個別施策における取組状況の確認、計画の検証・見直しの実施	34
(5) 本計画の公表	34
3 マネジメントの数値目標	36
 第3章 施設類型別の管理方針	 37
1 建物系施設の管理方針	37
(1) 行政系施設	37
(2) 公営住宅	43
(3) 市民文化系施設	47
(4) 社会教育系施設	52
(5) スポーツ・レクリエーション系・産業系施設	60

(6) 学校教育系施設	67
(7) 子育て支援施設	74
(8) 保健・福祉・医療施設	78
(9) 供給処理施設	82
(10) その他	85
2 インフラ系施設の管理方針	89
(1) 道路	89
(2) 橋梁	90
(3) 水道・簡易水道	91
(4) 工業用水道	92
(5) 下水道	93
(6) 公園	94

はじめに

◎ 計画策定の背景と目的

本市は、2004（平成 16）年に 1 市 1 町 2 村が合併して現在に至っています。旧市町村において、1976 年から 1990 年（昭和 50 年代前半から昭和 60 年代）にかけて、多くの学校・コミュニティ施設等の建物系施設や道路等のインフラ系施設を整備しており、その複数の施設を現在も引き継いでいます。今後、これらの建物系施設やインフラ系施設（以下「公共施設等」という。）を維持していくためには、毎年度の維持費、管理運営費等のほか、老朽化に伴う改修や更新に係る経費が必要になりますが、本市の厳しい財政状況を踏まえると、現在保有する公共施設等の全てを維持・更新していくことは困難となっています。

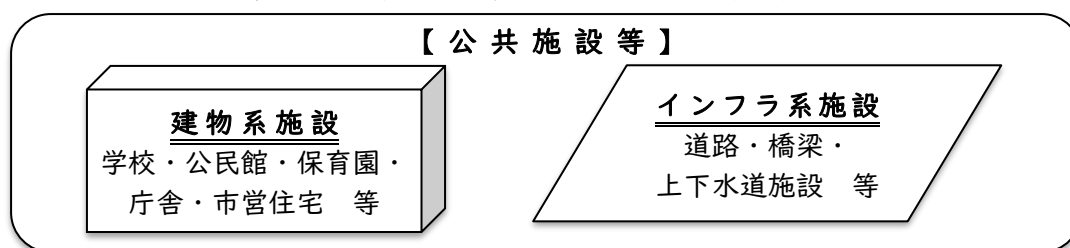
この課題に対応していくための第一歩として、2013（平成 25）年 12 月に本市が保有する建物系施設のストック情報・コスト情報・サービス情報を把握して施設ごとに「見える化」を行い、『常陸太田市公共施設白書』として取りまとめました。この公共施設白書等の情報を踏まえ、全体的な視点から公共施設等のあり方について基本的な考え方や方針、今後の方向性を定めた「常陸太田市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を 2017（平成 29）年 3 月に策定しました。

本計画は、将来的な人口動向、施設に対するニーズや社会経済情勢の変化に対応するため、各施設の取組状況等を踏まえ、概ね 5 年ごとに検証・見直しを行うこととしています。

◎ 対象施設

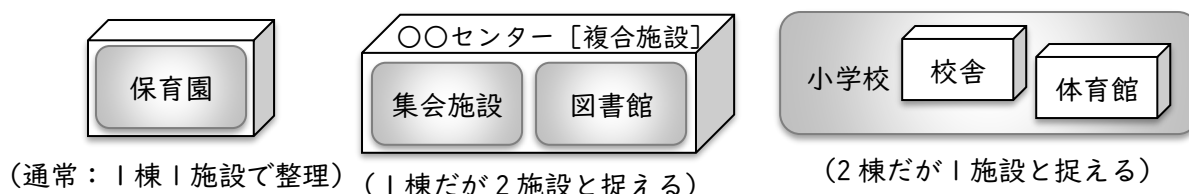
本計画は、学校・公民館・保育園・庁舎・市営住宅等の「建物系施設」と、道路・橋梁・上下水道施設等の「インフラ系施設」の両方を合わせた「公共施設等」の全体を対象としています。

図表 0-1 計画の対象とする公共施設等の範囲



また、建物系施設については原則として機能ごとに施設を分類・整理しています。例えば、「交流センターふじ」や「水府総合センター」などの複合施設は建物としてみれば 1 棟ですが、建物内の機能（市民交流施設や図書館分室等）を区別して、それぞれを一つの施設として整理しています。逆に、小学校、中学校、市営住宅等は複数の建物棟で構成されていますが、全ての棟が一体となって機能を果たすことから、一つの施設として整理しています。

図表 0-2 建物系施設における施設の捉え方（例）



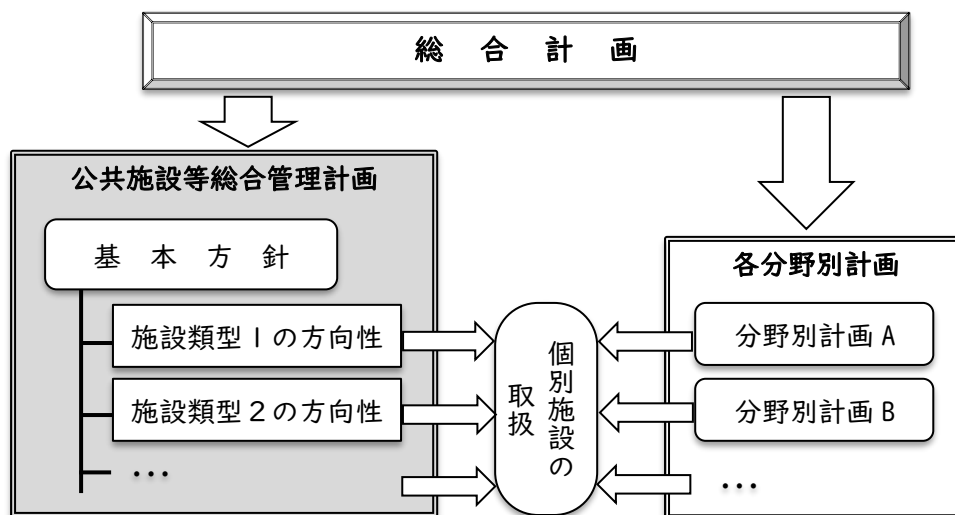
◎ 計画の位置づけ

本市ではまちづくりの指針となり行政運営の最上位計画となる『常陸太田市総合計画』（以下「総合計画」という。）を策定するとともに、総合計画に掲げる政策・施策を実現するために『各分野別計画』を策定しています。

また、本計画は、総務省の通知「公共施設等の総合的な管理の推進について」（2014（平成 26）年 4 月）を受け、市が保有する公共施設等の現状と今後の管理に関する基本的な考え方や分類別の方向性等について提示する計画として策定したものであり、『各分野別計画』と同様に総合計画の下位に位置づけられ、『各分野別計画』と本計画における「施設類型別の方向性」を踏まえ、個別施設の取扱いを検討し具体化を進めていくことになります。

但し、『公共施設等総合管理計画』（本計画）、『各分野別計画』は策定期間が異なっていることから、現時点では必ずしも各計画の関係性や位置づけが明確ではなく、内容についても整合が図られていない場合があります。従って、今後、各計画の進行管理（検証・見直し）を行う中で、総合計画を最上位計画とする各計画の関係性を明確にするとともに、内容についても整合性を高めていくことにより、総合計画に基づくまちづくりと公共施設等の総合管理を一体的かつ効果的に推進していきます。

図表 0-3 公共施設等総合管理計画の位置づけ

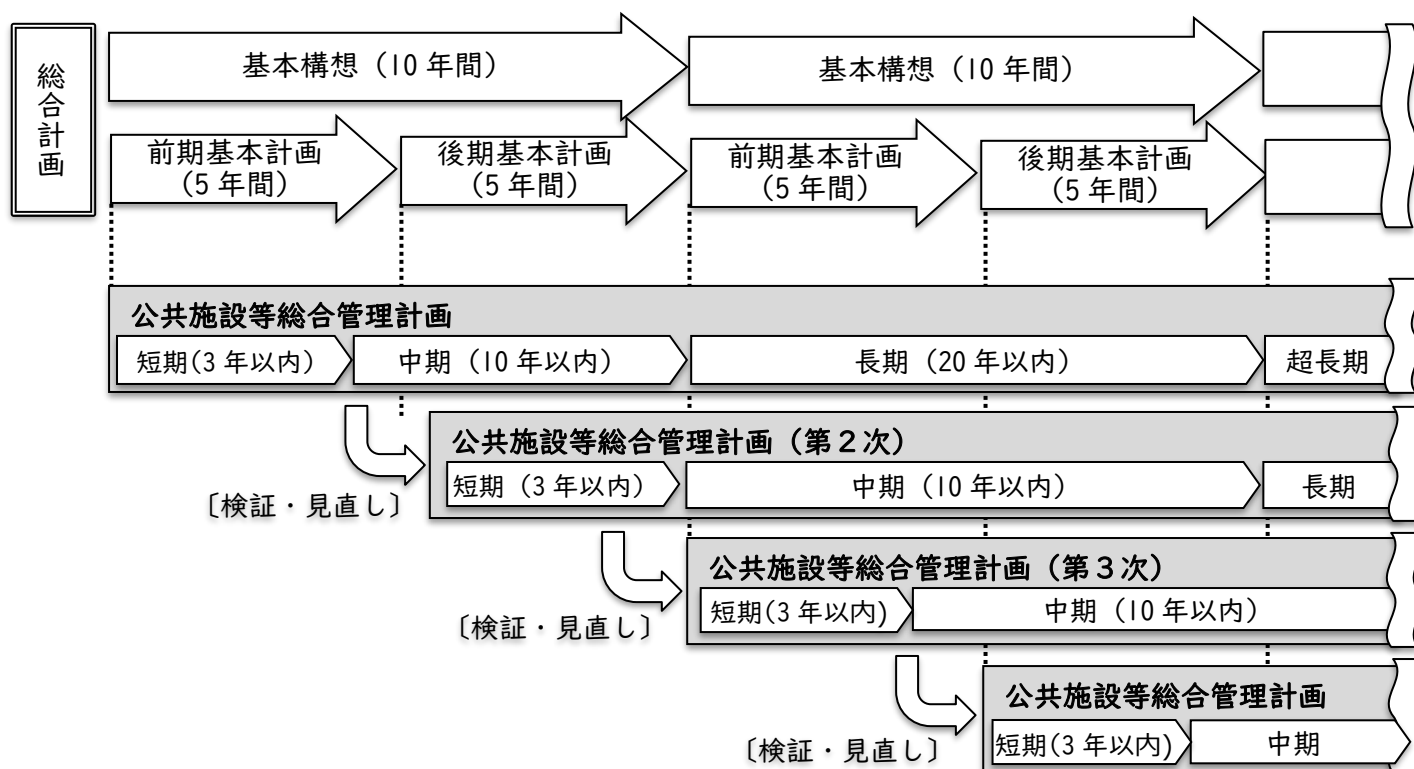


◎ 計画期間

本計画は、2017（平成 29）年度から 2056（令和 38）年度までの 40 年間を対象とします。また、本計画を受けて具体的な取組の検討・実践につなげるため、「短期：3 年以内／中期：10 年以内／長期：20 年以内／超長期」の四期に分けて必要な取組方針を整理しています。

公共施設等のマネジメントは長期にわたる取組であることから、人口動向や歳入・歳出の状況、国の制度変更等の社会経済情勢の変化に対応した計画の見直しを行うことにより、実情に合った適切な管理・改修等を行っていきます。また、行政運営の最上位計画である総合計画との連携及び整合性確保を図るため、概ね 5 年ごとに検証・見直しを行います。

図表 0-4 公共施設等総合管理計画の検証・見直しのイメージ



第Ⅰ章 公共施設等の現状及び将来の見通し

Ⅰ 建物系施設の状況

(Ⅰ) 施設総量と用途別内訳

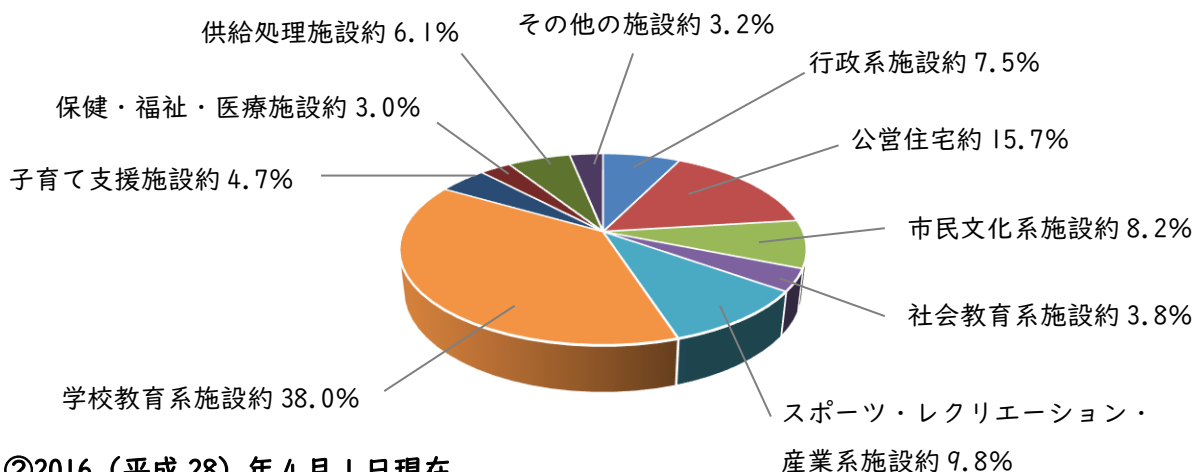
本市が保有する建物系施設の延床面積は、計画を策定した2016（平成28）年時点で、約26万㎡ありましたが、2024（令和6）年時点では、約24万㎡となっています。

用途別にみると、学校等の学校教育系施設が全体の約38.0%を占め、次いで公営住宅約15.7%、スポーツ・レクリエーション・産業系施設約9.8%、市民文化系施設約8.2%、行政系施設約7.5%などの割合が多くなっています。

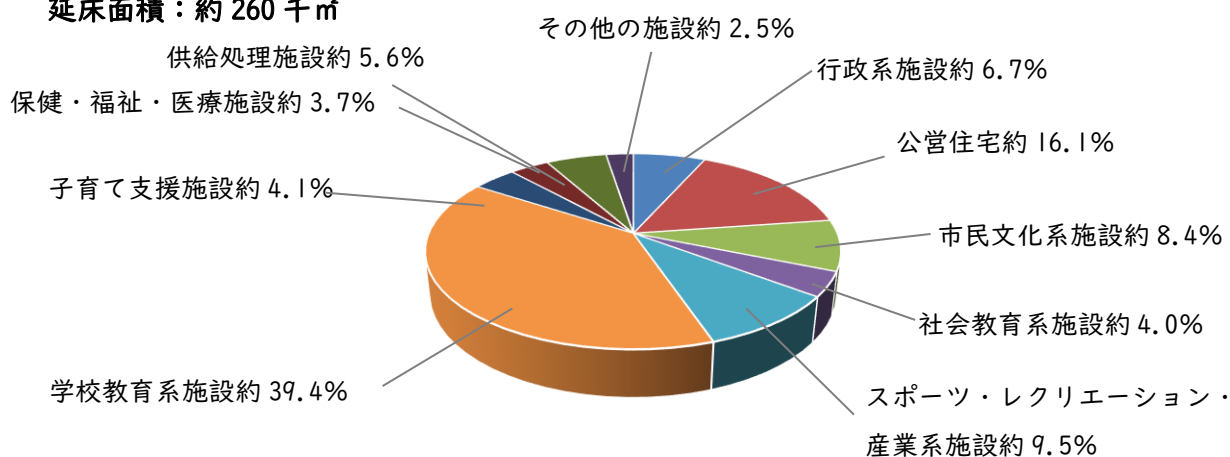
過去、8年間における用途別・の延床面積の割合に大きな変化は見られません。

図表 Ⅰ-Ⅰ 建物系施設の用途別・延床面積の割合

①2024（令和6）年4月1日現在
延床面積：約240千㎡



②2016（平成28）年4月1日現在
延床面積：約260千㎡



注）本章において出典が明記されていない公共施設等に関するデータは、本計画策定に際し、各所管から提供された資料に基づいています。

(2) 施設保有状況の他自治体との比較

建物系施設の延床面積、約 25.8 万㎡を 2024（令和 6）年 1 月 1 日現在の人口、人割り返すと住民 1 人当たりの延床面積は、約 5.5 ㎡となります。

ここでは、本市と人口規模や地理的条件が類似する自治体（＝類似団体）を以下の条件で抽出し、住民 1 人当たり延床面積によって建物系施設の保有状況を比較します。

〔類似団体を抽出する条件〕

条件 1：総務省の財政分析で用いられている、人口規模と産業構造※に基づく類似団体区分が本市と共通する（※第 2 次産業人口比率及び第 3 次産業人口比率）。

条件 2：市域面積及び可住地面積がともに、本市の上下 30% の範囲にある。

本市の 1 人当たり延床面積は、類似団体全体（本市を含め 10 市）としてみれば平均的であり、本市と同様に合併を行った市（本市を含め 8 市）との比較では平均を下回っていますが、合併していない単独市の平均は大きく上回っており、合併により類似・重複施設を抱えていることが影響していると考えられます。

図表 1-2 類似団体との 1 人当たり延床面積の比較

都道府県	市	総人口 (人)	市域面積 (km ²)	可住地面積 (km ²)	建物系施設 延床面積 (㎡)	1 人当たり 延床面積 (㎡)	備考
北海道	恵庭市	70,354	294.65	97.93	257,282	3.66	
宮城県	気仙沼市	57,652	332.44	93.08	561,046	9.73	合併
茨城県	常陸太田市	47,338	371.99	88.77	258,391	5.46	合併
千葉県	君津市	80,395	318.78	113.20	270,266	3.36	
石川県	七尾市	48,268	318.30	114.41	410,727	8.51	合併
長野県	安曇野市	96,249	331.78	139.25	399,184	4.15	合併
鳥取県	倉吉市	44,212	272.06	88.83	257,375	5.82	合併
徳島県	阿南市	68,969	279.25	129.66	434,907	6.31	合併
熊本県	山鹿市	48,639	299.69	145.29	316,503	6.51	合併
鹿児島県	出水市	51,783	329.98	119.18	298,078	5.76	合併
全体平均		61,386	314.89	112.96	346,376	5.93	
合併市平均		57,889	316.94	114.81	367,026	6.53	
単独市平均		75,375	306.72	105.57	263,774	3.51	

※総人口は「住民基本台帳」（2024（令和 6 年 1 月 1 日）現在）による。

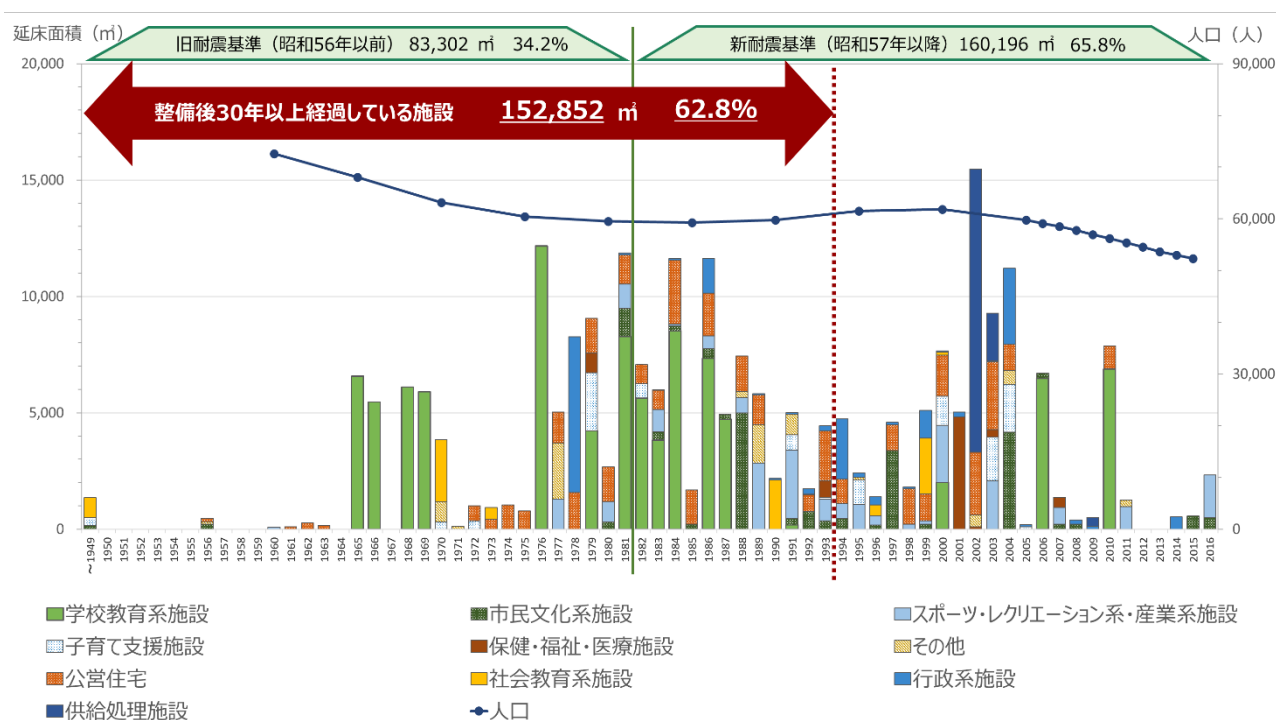
※市域面積、可住地面積は「e-Stat(政府統計ポータルサイト)(2022(令和 4 年 1 月 1 日現在))」による。

※建物系施設延床面積は「公共施設状況調査(e-Stat(政府統計ポータルサイト))」
(2023(令和 5 年 3 月 31 日現在))による。

(3) 建設年度別の整備状況

本市では、1976年から1989年（昭和50年代前半から昭和60年代）にかけて小中学校を中心に多くの施設を整備しており、その後は、整備する施設の種類の多様化しています。また、合併前の1998（平成10）年から2004（平成16）年にかけて、再度集中的に施設の整備を行っています。

図表 1-3 建物系施設の建設年度別・延床面積



(4) 耐震化の状況

本市では、2009（平成21）年度から市耐震改修促進計画を策定し、必要な耐震化を進めてきました。そのような中、東日本大震災を契機として学校施設の耐震化については前倒しで実施することとし、2014（平成26）年度末に全ての工事が完了しています。

2015（平成27）年度末時点で、耐震対策が必要又は耐震診断未実施の建物の延床面積は約6万㎡であり、建物系施設全体の2割程度となっています。

2 インフラ系施設の状況

本市における、主なインフラ系施設の保有量は以下の通りです。

(1) 道路

[実延長、道路部面積]

道路には国道・県道・市道の別がありますが、ここでは市道の状況を整理します。

実延長と道路部面積をみると、合計で一般道路は延長 1,636,994m、面積 6,887,795 ㎡、トンネルは 4 本有し、総延長 878m、自転車歩行者道は延長：3,104m、面積 6,628 ㎡となっています。

また、道路種類別の構成割合を実延長ベースでみると、平均幅員が 4.0m 以上の幹線道路は 17.2% に留まり、平均幅員が 4.0m 未満の「その他の市道」（＝生活道路）が 82.8% と大半を占めています。

図表 1-4 道路の実延長、道路部面積、平均幅員

	一般道路				自転車歩行者道
	合計	1 級（幹線） 市道	2 級（幹線） 市道	その他の市道	
実延長 (m)	1,636,994m (1,758,685m)	155,224m (144,215m)	126,481m (128,053m)	1,355,289m (1,486,417m)	3,104m
	100.0%	9.5% (8.2%)	7.7% (7.3%)	82.8% (84.5%)	—
道路部 面積 (㎡)	6,887,795 ㎡ (7,020,907 ㎡)	1,093,130 ㎡ (985,262 ㎡)	676,600 ㎡ (678,250 ㎡)	5,118,065 ㎡ (5,357,395 ㎡)	6,628 ㎡
	100.0%	15.8% (14.0%)	9.8% (9.7%)	74.4% (76.3%)	—
平均幅員	4.2m (4.0m)	7.0m (6.8m)	5.3m (5.3m)	3.7m (3.6m)	2.1m (2.1m)

※道路施設現況調査の道路現況（総括）台帳・検査票を基に作成。

「平均幅員」は「道路部面積÷実延長」により算出。

※ 2023（令和 5）年度末

※（ ）内は、2015（平成 27）年度末

(2) 橋梁

[橋梁数、橋長]

市が管理する橋梁は、合計で 818 橋（2023（令和 5）年度末現在）、橋長が 9,621m となっています。

そのうち、橋長が 14.5m 以上の橋が 175 橋あり、橋長合計は 6,191m となっています。橋梁数では全体の 21.4% となっていますが、橋長では全体の 64.3% となっています。

図表 1-5 橋梁数、橋長

	合計	橋長 14.5m 以上	橋長 14.5m 未満
橋梁数	818 橋 (843 橋)	175 橋 (171 橋)	643 橋 (672 橋)
	100.0%	21.4% (20.3%)	78.6% (79.7%)
橋長合計 (m)	9,621m (9,620m)	6,191m (6,065m)	3,429m (3,555m)
	100.0%	64.3% (63.0%)	35.7% (37.0%)

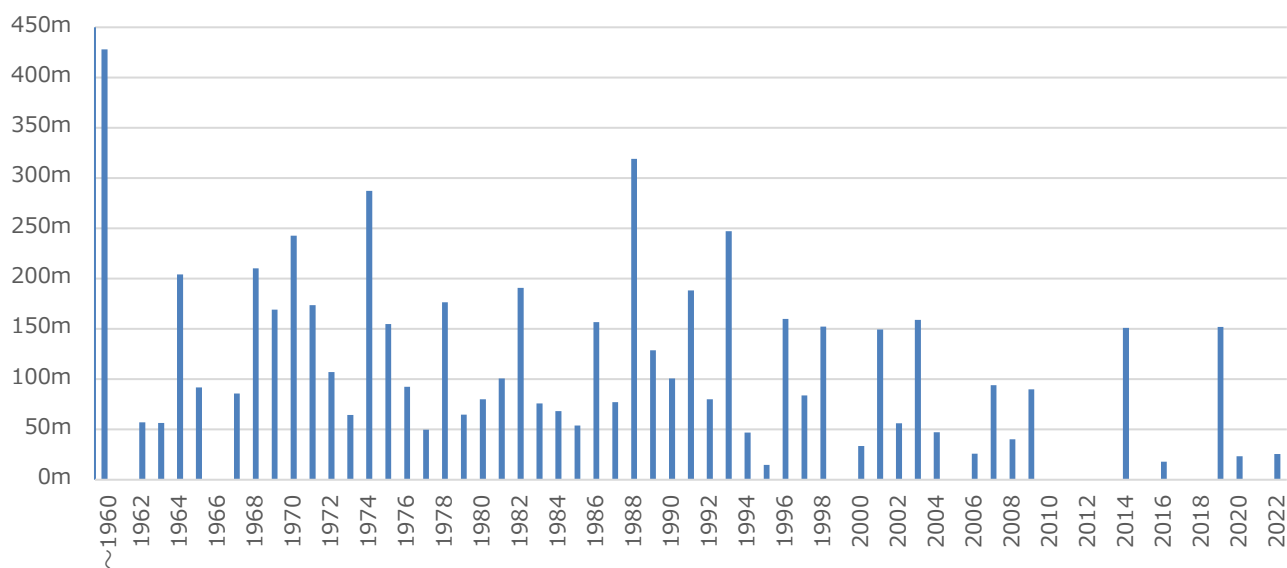
※ 2023（令和 5）年度末

※（ ）内は、2015（平成 27）年度末現在

[架設年度別橋長]

14.5m 以上の橋梁について架設年度別の橋長をみると、年度による整備量のばらつきはあるものの、概ね 60 年前の 1950 年代後半から 2009（平成 21）年にかけて継続的に整備が行われています。

図表 1-6 架設年度別の橋長（橋長 14.5m 以上の橋梁）



(3) 水道・簡易水道

本市では、常陸太田地区及び金砂郷地区を給水区域とする水道事業と、水府地区及び里美地区を給水区域とする簡易水道事業をそれぞれ管理・運営しています。

①水道事業

[主な施設の概要]

水道施設には、導水管、送水管、配水管といった管路と、取水場、浄水場等の施設があります。

図表 1-7 管路及び施設の種類

種 類	役 割
導水管	取水場から浄水場まで原水を送るための管路
送水管	浄水場から配水池(槽)まで水道水を送るための管路
配水管	配水池(槽)から各家庭や事業所等まで水道水を配るための管路
取水場	水源(河川及び井戸)から原水を取り入れ、浄水場に原水を送る施設
浄水場	原水を浄化、殺菌等し、水道水を作る施設
配水池(槽)	水道水を配水するため一時貯留する施設
ポンプ場	配水池への送水施設。水道水の圧力を増圧する施設
減圧井	地形的の作用により高くなった水道水の圧力を減圧する施設

図表 1-8 水道施設分類別延長及び施設数

施設種類		常陸太田地区		金砂郷地区		合計	
管 路	導水管	4,003m (4,055m)		4,390m (4,389m)		8,393m (8,444m)	
	送水管	14,517m (14,479m)		3,721m (4,149m)		18,238m (18,628m)	
	配水管	329,440m (325,281m)		143,551m (147,814m)		472,991m (473,095m)	
取 水 場		河川水	2箇所 (2箇所)	河川水	3箇所 (3箇所)	河川水	5箇所 (5箇所)
		地下水	3箇所 (3箇所)	地下水	1箇所 (1箇所)	地下水	4箇所 (4箇所)
浄水場		2箇所 (2箇所)		3箇所 (3箇所)		5箇所 (5箇所)	
配水池(槽)		10箇所 (10箇所)		5箇所 (5箇所)		15箇所 (15箇所)	
ポンプ場		12箇所 (12箇所)		22箇所 (22箇所)		34箇所 (34箇所)	
減圧井		4箇所 (4箇所)		- (-)		4箇所 (4箇所)	

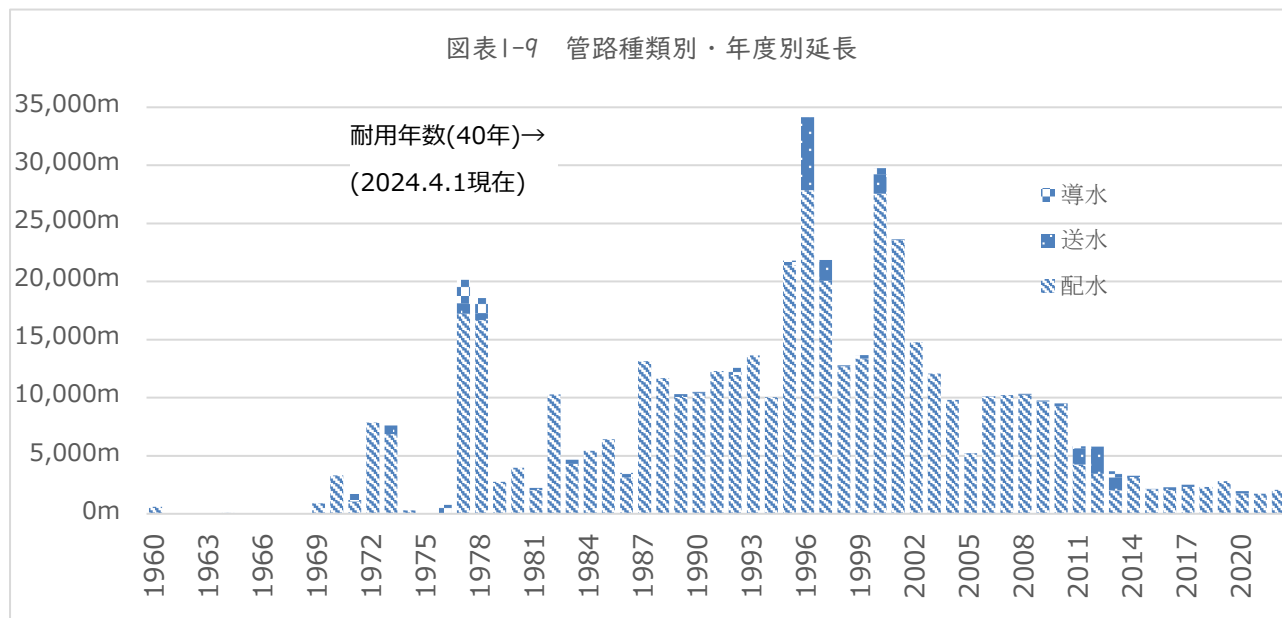
※上段は、2023(令和5)年度末現在

()内は、2015(平成27)年度末現在

[管路種別・年度別延長]

管路（導水管、送水管、配水管）の総延長は2023（令和5）年度末で499,622mとなっており、そのうち法定耐用年数の40年を超えているものは81,860mで、総延長に占める割合は16.4%となっています。

また、種別では、基幹管路（導水管、送水管）が26,631mで、そのうち法定耐用年数の40年を超えているものは6,804m（25.5%）、配水管が472,991mで、そのうち法定耐用年数の40年を超えているものは75,056m（15.9%）となっています。



管路（導水管、送水管、配水管）の耐震化率は、2023（令和5）年度末で11.6%となっています。また、種別では、基幹管路（導水管、送水管）が38.6%。配水管が10.9%となっています。

図表 I-10 管路種別・耐震管路延長

管 種	管路延長	耐震管路延長	耐震管路の割合
導水管	8,393m	677m	8.0%
送水管	18,238m	5,597m	30.6%
配水管	472,991m	51,856m	10.9%
計	499,622m	58,130m	11.6%

※2023（令和5）年度末現在

②簡易水道事業

〔主な施設の概要〕

簡易水道施設には、導水管、送水管、配水管といった管路と、取水場、浄水場等の施設があります。

図表 1-11 管路及び施設の種類

管 種	役 割
導水管	取水場から浄水場まで原水を送るための管路
送水管	浄水場から配水池まで水道水を送るための管路
配水管	配水池から各家庭や事業所等まで水道水を配るための管路
取水場	水源(河川及び井戸)から原水を取り入れ、浄水場に原水を送る施設
浄水場	原水を浄化し、水道水をつくる施設
配水池	水道水を配水するため一時貯留する施設
ポンプ場	配水池への送水施設、水道水の圧力を増圧する施設
減圧井	地形的に高くなった水道水の圧力を減圧する施設

図表 1-12 水道施設分類別延長及び施設数

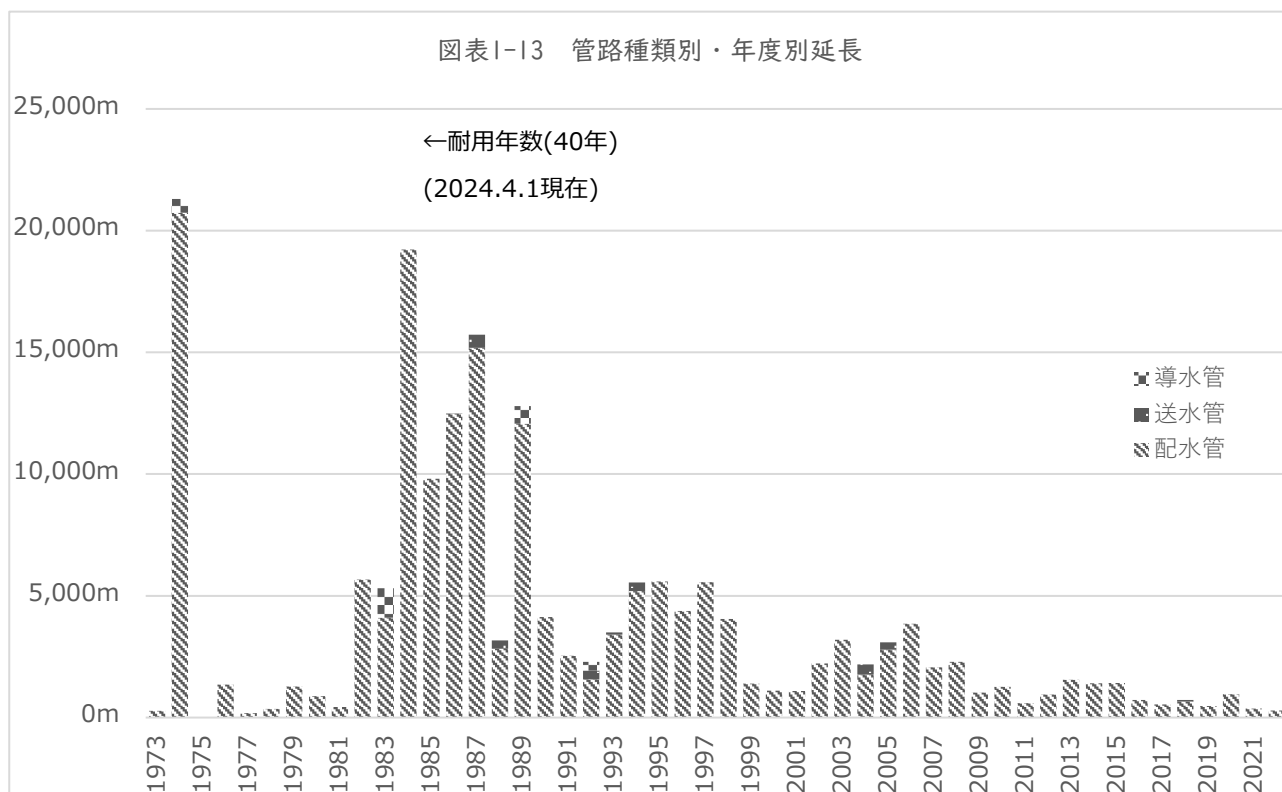
施設種類		水府地区		里美地区		合 計	
管路	導水管	354m (m)		4,384m (m)		4,738m (m)	
	送水管	2,450m (m)		0m (m)		2,450m (m)	
	配水管	125,041m (m)		67,451m (m)		192,492m (m)	
取水場		河川水	2 箇所 (2 箇所)	表流水	5 箇所 (5 箇所)	河川水及び 表流水	7 箇所 (7 箇所)
		地下水	1 箇所 (1 箇所)	地下水	2 箇所 (2 箇所)	地下水	3 箇所 (3 箇所)
浄水場		2 箇所 (2 箇所)		4 箇所 (4 箇所)		6 箇所 (6 箇所)	
配水池(槽)		20 箇所 (20 箇所)		3 箇所 (3 箇所)		23 箇所 (23 箇所)	
ポンプ場		35 箇所 (35 箇所)		5 箇所 (5 箇所)		40 箇所 (40 箇所)	
減圧井		- (-)		4 箇所 (4 箇所)		4 箇所 (4 箇所)	

※上段は、2023（令和 5）年度末現在
（ ）内は、2015（平成 27）年度末現在

[管路種別・年度別延長]

管路（導水管、送水管、配水管）の総延長は2023（令和5）年度末で199,680mとなっており、そのうち法定耐用年数の40年を超えているものは35,405mで、総延長に占める割合は17.7%となっています。

また、種別では、基幹管路（導水管、送水管）が7,188mで、そのうち法定耐用年数の40年を超えているものは1,770m（24.6%）、配水管が192,492mで、そのうち法定耐用年数の40年を超えているものは33,635m（17.5%）となっています。



[管路種別耐震管路延長]

管路（導水管、送水管、配水管）の耐震化率は、2023（令和5）年度末で2.2%となっています。また、種別では、基幹管路（導水管、送水管）が1.3%、配水管が2.2%となっています。

図表 I-14 管路種別耐震管路延長

管 種	全管路延長	耐震管路延長	耐震管路の割合
導水管	4,738m	0m	0%
送水管	2,450m	31m	1.3%
配水管	192,492m	4,314m	2.2%
計	199,680m	4,345m	2.2%

※ 2023（令和5）年度末現在

(4) 工業用水道

本市では、常陸太田工業団地を給水区域とする常陸太田工業用水道事業と、宮の郷工業団地を給水区域とする金砂郷工業用水道事業をそれぞれ管理・運営しています。

[主な施設の概要]

工業用水道施設には、導水管、送水管、配水管といった管路と、取水場、浄水場の施設があります。

図表 1-15 管路及び施設の種別役割

管 種	役 割
導水管	取水場から浄水場まで原水を送るための管路
送水管	浄水場から配水池まで工業用水を送るための管路
配水管	配水池から事業所まで工業用水を配るための管路
取水場	水源(河川及び井戸)から原水を取り入れ、浄水場に原水を送る施設
浄水場	原水を浄化し、工業用水をつくる施設
配水池	工業用水を配水するため一時貯留する施設

図表 1-16 水道施設分類別及び施設数

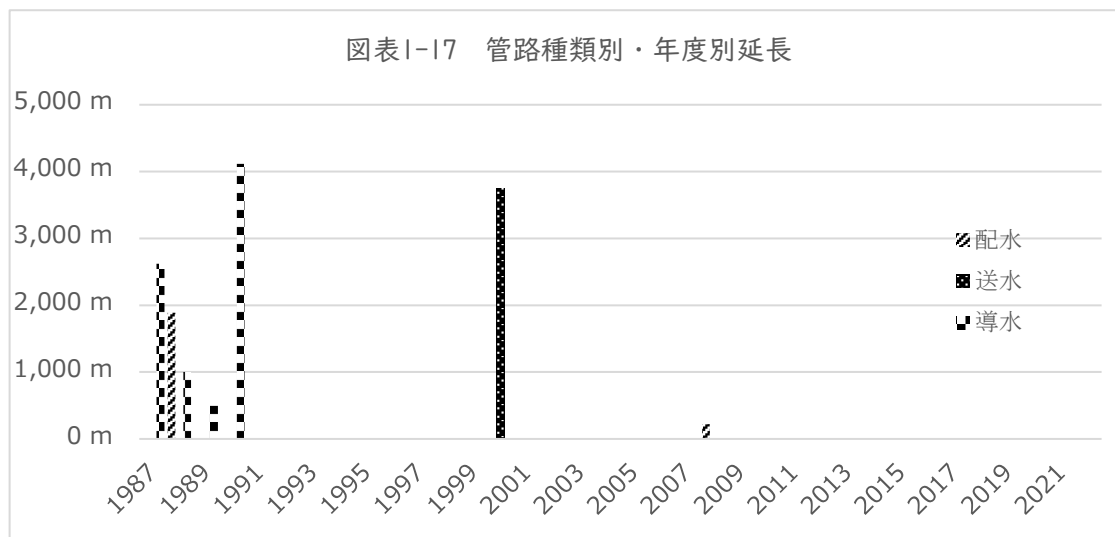
施設種類		常陸太田工業用水道	金砂郷地区工業用水道	合 計
管路	導水管	4,125m (4,114m)	—	4,125m (4,114m)
	送水管	—	3,764m (3,741m)	3,764m (3,741m)
	配水管	1,888m (1,886m)	2,675m (2,675m)	4,563m (4,561m)
取水場		河川水 1 箇所 (1 箇所)	地下水 1 箇所 (1 箇所)	河川水及び地下水 2 箇所 (2 箇所)
浄水場		1 箇所 (1 箇所)	—	1 箇所 (1 箇所)
配水池		—	1 箇所 (1 箇所)	1 箇所 (1 箇所)

※ 上段は、2023(令和5)年度末現在
()内は、2015(平成27)年度末現在

〔管路種別・年度別延長〕

管路（導水管、送水管、配水管）の総延長は 2023（令和 5）年度末で 12,452m となっており、そのうち法定耐用年数の 40 年を超えているものはありません。

また、種別では、基幹管路（導水管、送水管）が 7,889m、配水管が 4,563m で、ともに法定耐用年数の 40 年を超えているものはありません。



〔管路種別耐震管延長〕

管路（導水管、送水管、配水管）の耐震化率は、2023（令和 5）年度末で 0% となっています。

図表 I-18 管路種別耐震管延長

管種	管路延長	耐震管路延長	耐震管路の割合
導水管	4,125m	0m	0%
送水管	3,764m	0m	0%
配水管	4,563m	0m	0%
計	12,452m	0m	0%

※ 上段は、2023（令和 5）年度末現在

(5) 下水道

本市では、公共水域の水質保全のため、地域の特性に添った効率的な生活排水処理として、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び戸別合併処理浄化槽設置整備事業をそれぞれ管理・運営しています。

①公共下水道、特定環境保全公共下水道

[主な施設の概要]

公共下水道施設及び特定環境保全公共下水道施設には、管路と処理場等の施設があります。

図表 1-19 管路延長及び施設数

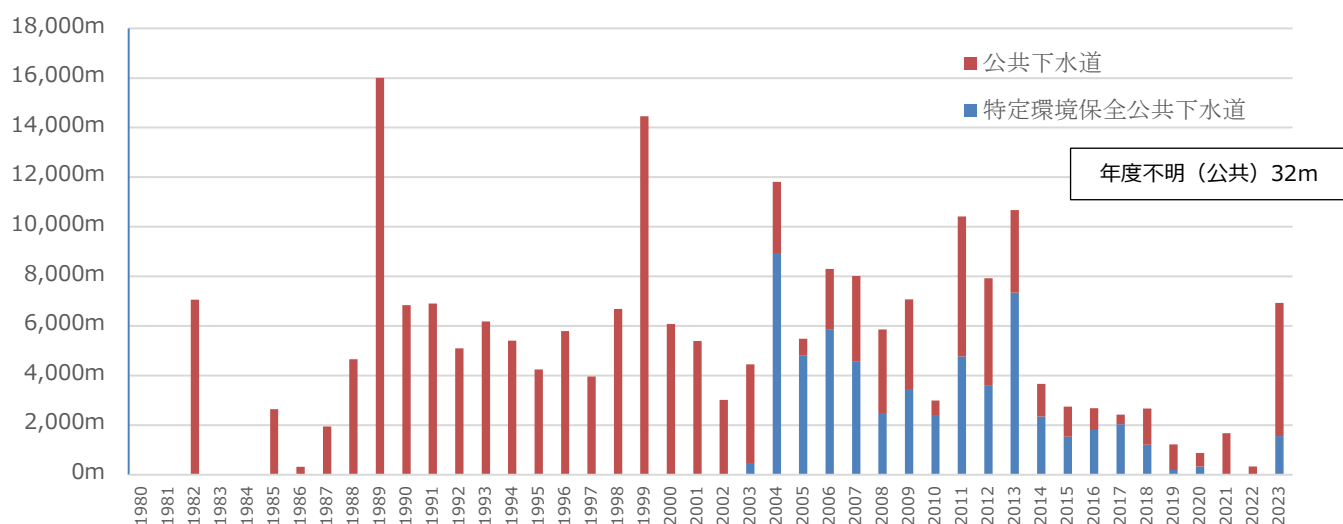
施設種類	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	合計
管路	161,363m (149,640m)	59,617m (52,479m)	220,180m (201,119m)
マンホールポンプ	15 箇所 (11 箇所)	19 箇所 (15 箇所)	34 箇所 (26 箇所)
処理場		1 箇所 (1 箇所)	1 箇所 (1 箇所)

※ 上段は、2023(令和5)年度末現在
()内は、2015(平成27)年度末現在

[管路の年度別延長]

管路の総延長は、2023(令和5)年度末で220,180mとなっており、そのうち法定耐用年数の50年を超えているものではありません。

図表 1-20 管路の年度別延長



②農業集落排水

[主な施設の概要]

農業集落排水施設には、管路と処理場等の施設があります。

図表 1-21 管路延長及び施設数

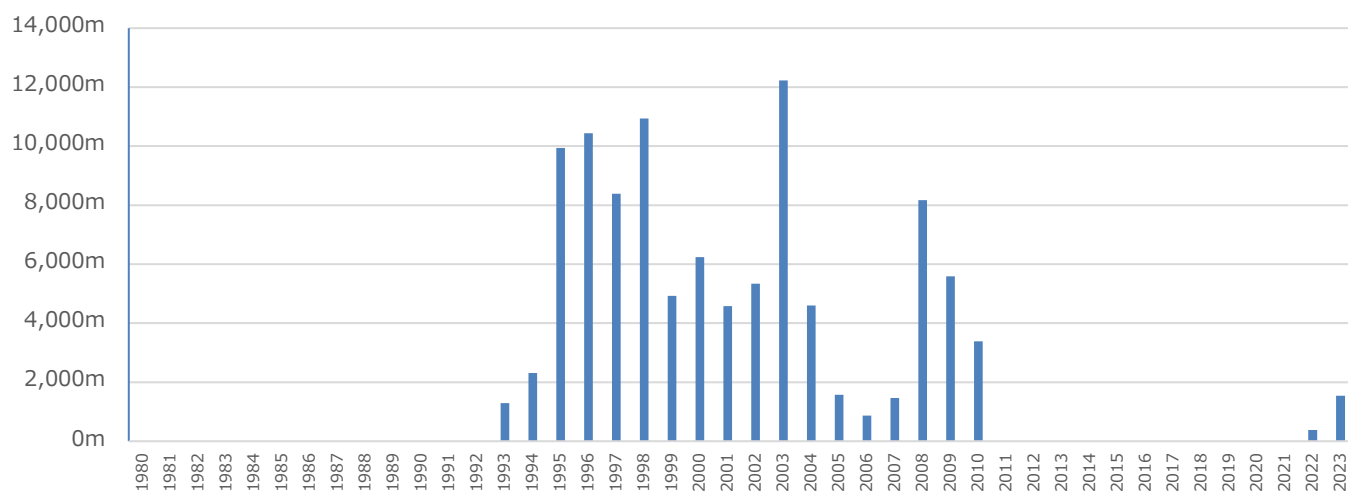
施設種類	農業集落排水
管路	104,202m (102,280m)
マンホールポンプ	156箇所 (156箇所)
処理場	9箇所 (9箇所)

※ 上段は、2023（令和 5）年度末現在
（ ）内は、2015（平成 27）年度末現在

[管路の年度別延長]

管路の総延長は 2023（令和 5）年度末で 104,202m となっており、そのうち法定耐用年数の 50 年を超えているものではありません。

図表 1-22 管路の年度別延長



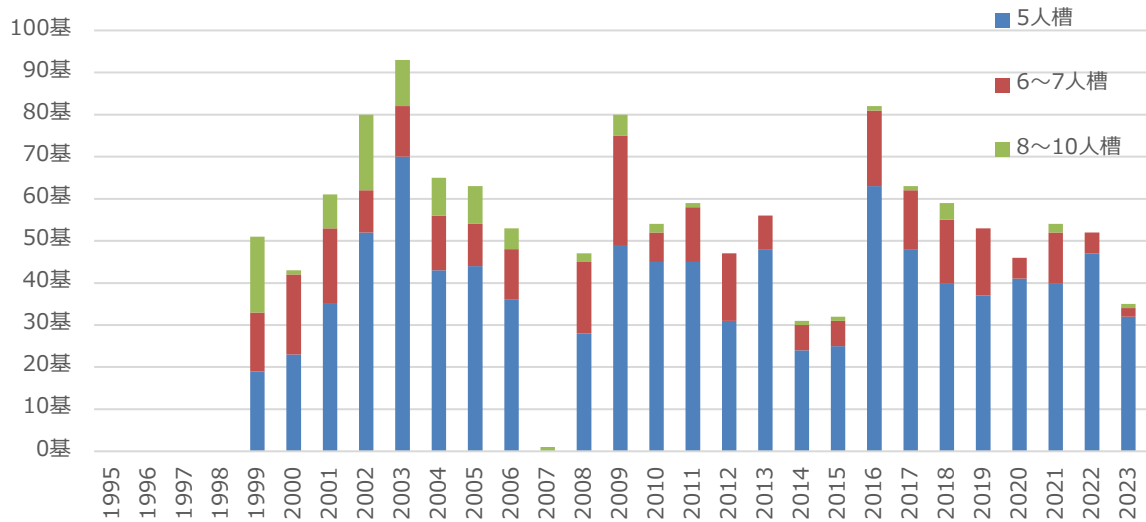
③戸別合併処理浄化槽設置整備事業

図表 1-23 合併処理浄化槽人槽別設置基数

人槽別設置基数			合計
5 人槽	6～7 人槽	8～10 人槽	
965 基 (617 基)	294 基 (207 基)	101 基 (92 基)	1,360 基 (916 基)

※ 上段は、2023(令和 5)年度末現在
()内は、2015(平成 27)年度末現在

図表 1-24 合併処理浄化槽人槽別・設置年度別基数



(6) 公園

公園は、住民の憩いやスポーツ、レクリエーション、散策の場として提供される場であり、本市におきましても市内各所に設置されており、法に基づいて設置義務が課されているもの、課されていないものに大別されます。

①設置義務が課されているもの

都市計画法等の規定に基づき、開発行為や区画整理の際に設置義務が課されたもので、次のとおり設置されております。

図表 1-25 設置が義務付けられている公園数

地区	設置数	面積
常陸太田地区	61	114,462 m ²
金砂郷地区	2	18,900 m ²
水府地区	0	0 m ²
里美地区	2	1,271 m ²
計	65	134,633 m ²

②設置義務が課されていないもの

親水公園、道路整備事業の一環による整備、道路用地の活用など様々な設置経緯があり、次のとおり設置されております。

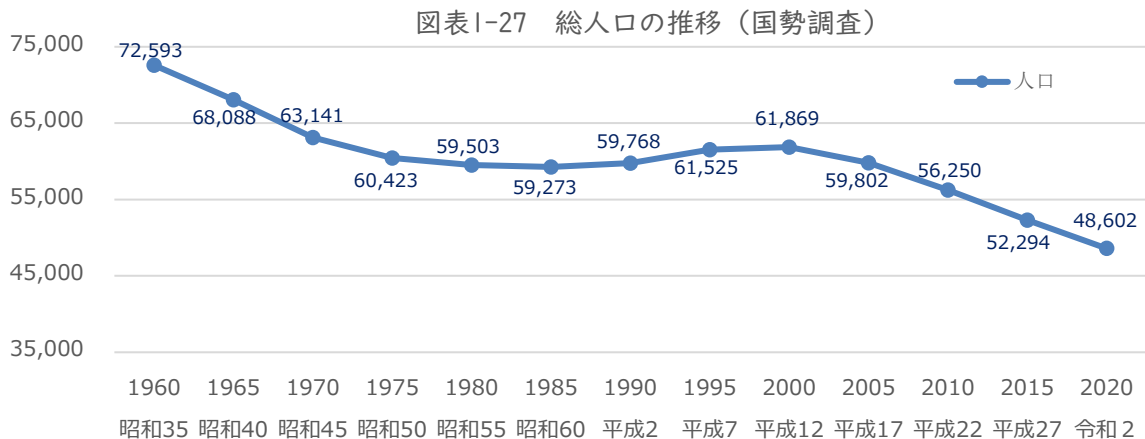
図表 1-26 設置が義務付けられていない公園数

地区	設置数	面積
常陸太田地区	12	58,113 m ²
金砂郷地区	13	74,879 m ²
水府地区	1	3,274 m ²
里美地区	5	17,497 m ²
計	31	153,763 m ²

3 本市の人口動向

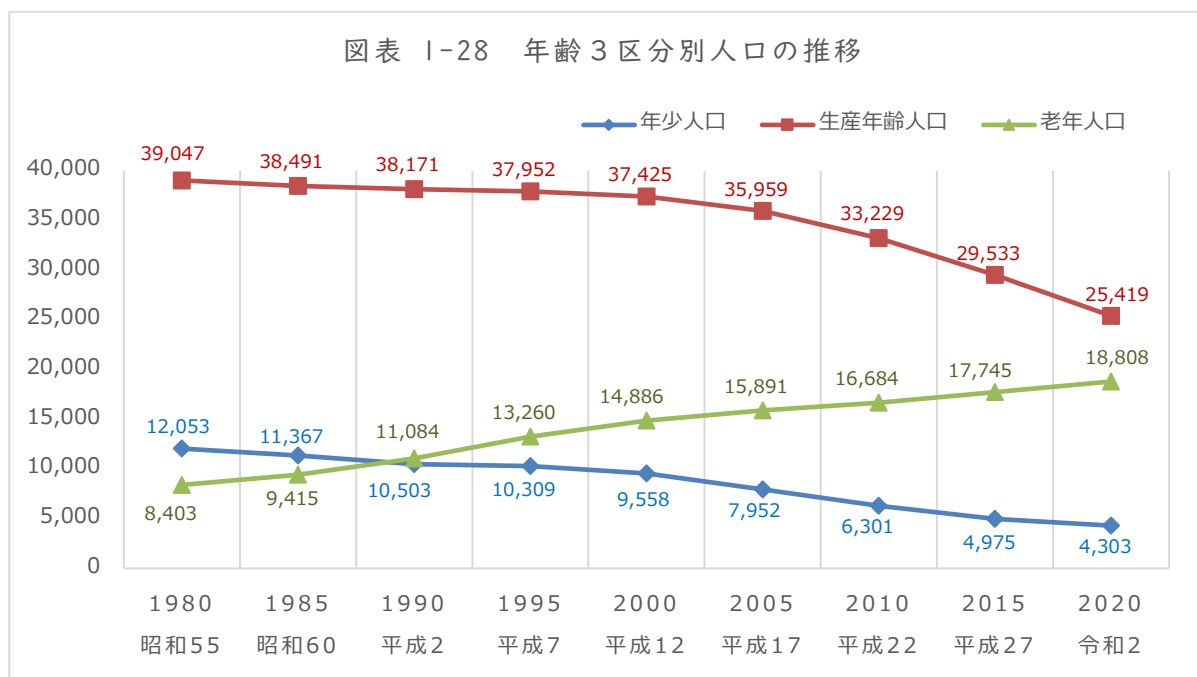
(1) 総人口の推移

国勢調査結果によると、減少を続けていた本市の総人口は、1985（昭和 60）年に一旦は下げ止まり、2000（平成 12）年にかけて微増していましたが、再び減少に転じており、2020（令和 2）年において総人口は 48,602 人となっています。



(2) 年齢階級別人口の推移

年齢3区分別の人口をみると、年少人口（0～14 歳）は、1980（昭和 55）年に 12,053 人ありましたが、2020（令和 2）年には、約 65%減少し 4,303 人まで減少しています。生産年齢人口（15～64 歳）についても、年少人口と同様に減少傾向であり、2020（令和 2）年には 25,419 人となっています。一方、老年人口（65 歳以上）は増加を続けており、1980（昭和 55）年の 8,403 人から、2020（令和 2）年には約 18,808 人と約 2.2 倍となり、市民の約 39%が 65 歳以上の高齢者となっています。

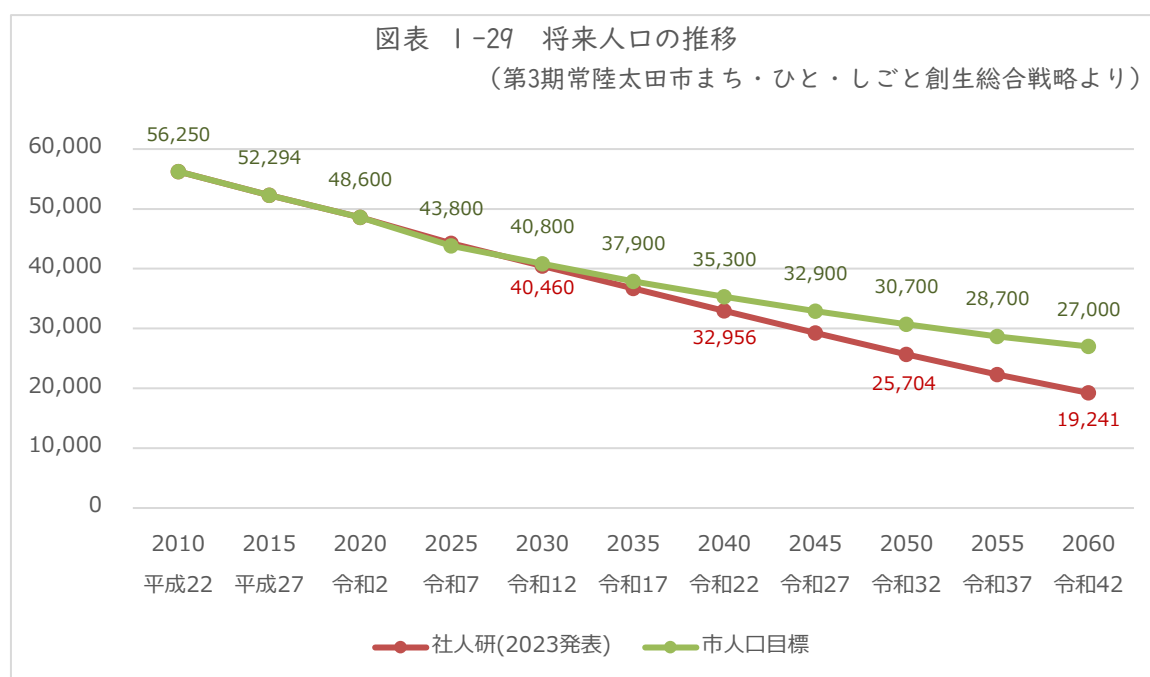


(3) 今後の人口の見込み

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（2015 年まとめ）によると、現在の状況が続けば、2060（令和 42）年に本市の人口は 21,916 人となり、2015（平成 27）年の人口 56,250 人と比較すると、約 39%まで減少することが見込まれていました。

このため、本市における人口の現状を分析するとともに、将来人口を推計し、今後の目指すべき方向を示すため、2015（平成 27）年 12 月に「常陸太田市人口ビジョン」を策定し、2060（令和 42）年の総人口 36,000 人を維持する目標を掲げ、常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる様々な取組の推進を図ってきました。

しかしながら、計画策定後も人口減少が進み続け、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（2023 年公表）によると、2060（令和 42）年の本市の人口は、2,015 年の推計値を約 2,700 人下回る 19,241 人となる予測が新たに示されたことから、2023（令和 7）年 3 月に策定した「第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、人口ビジョンの見直しを行い、2060（令和 42）年の本市の人口目標を 27,000 人と下方修正いたしました。現在、第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業の着実かつ効果的な取組の推進を図っているところです。



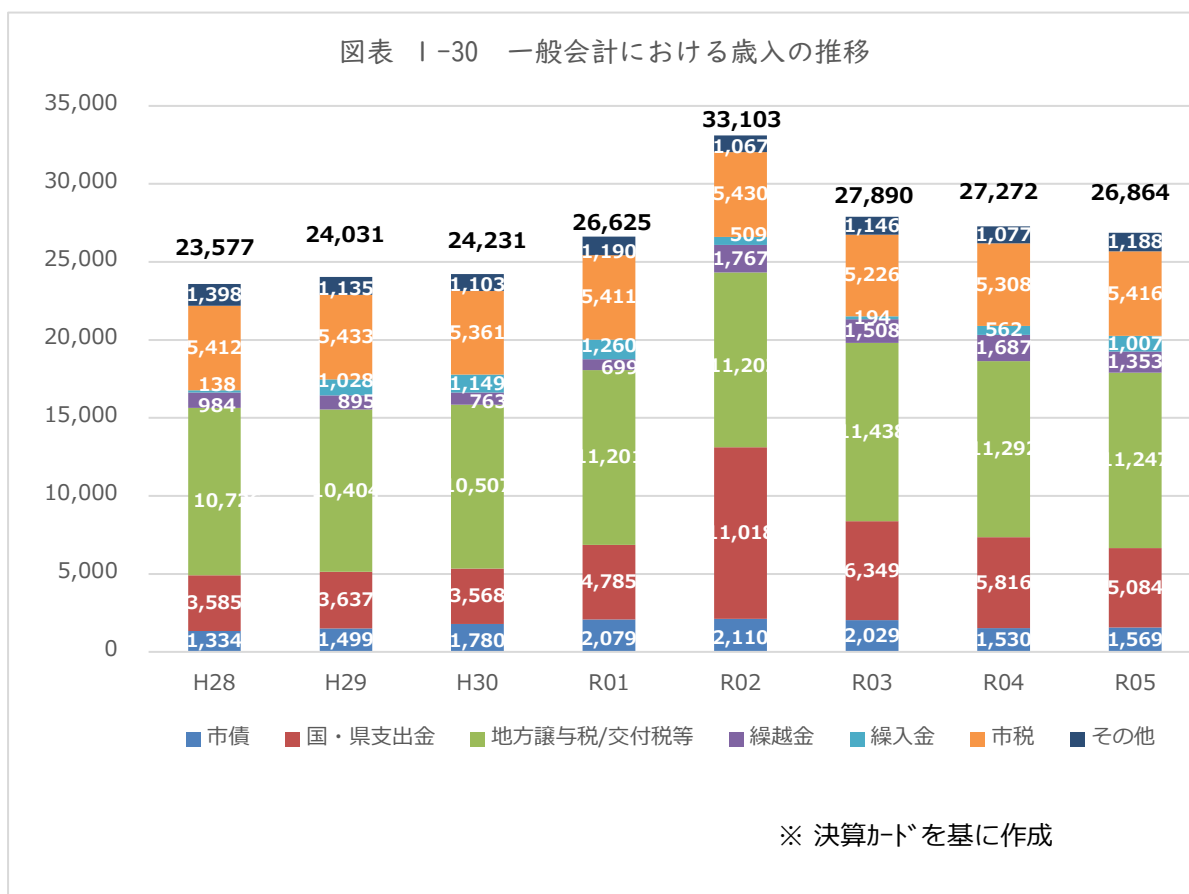
このように、現在は市を挙げて人口減少の抑制に取り組んでいることから、将来の人口動向については、常に最新の情報を反映し、公共施設等のあり方についても適宜見直しを図ることが必要です。

4 本市の財政状況

(1) 歳入の状況

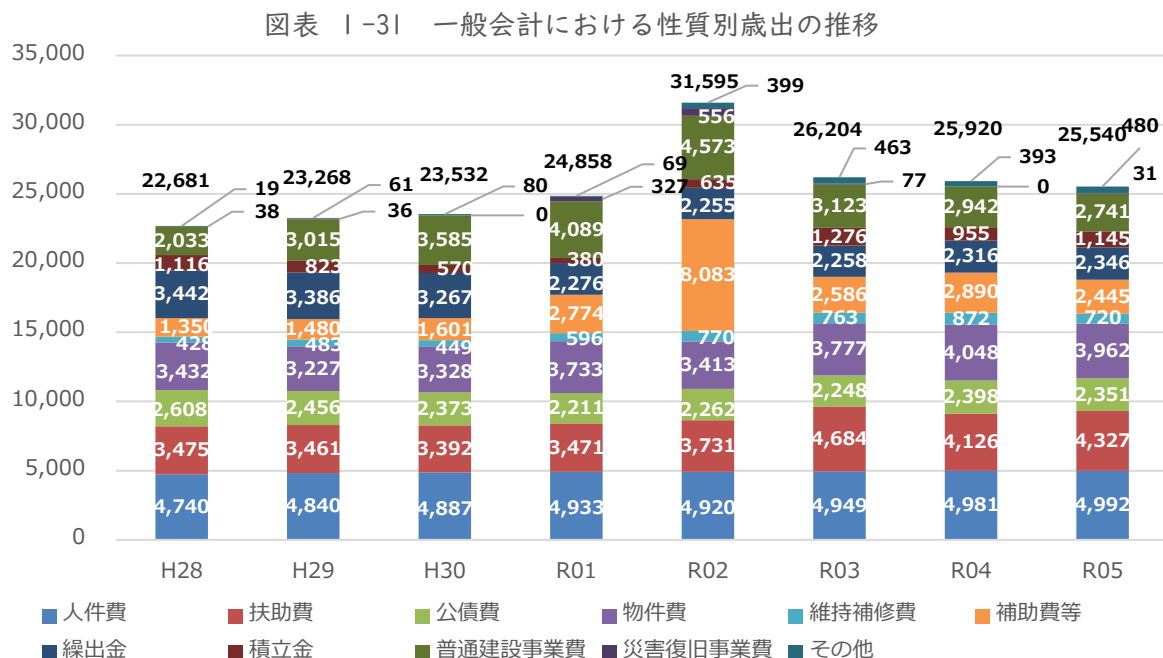
歳入総額は、地方交付税の合併特例措置により 2019(令和元)年度まで段階的に減額され、減少傾向にありましたが、2020(令和 2)年度以降は、新型コロナウイルス感染症に係る各種給付措置がなされたことなどにより、大幅な増額となりました。

今後は、市道 0139 号線や新総合体育館整備事業の本格化による補助金や地方債などの増加が見込まれます。



(2) 歳出の状況

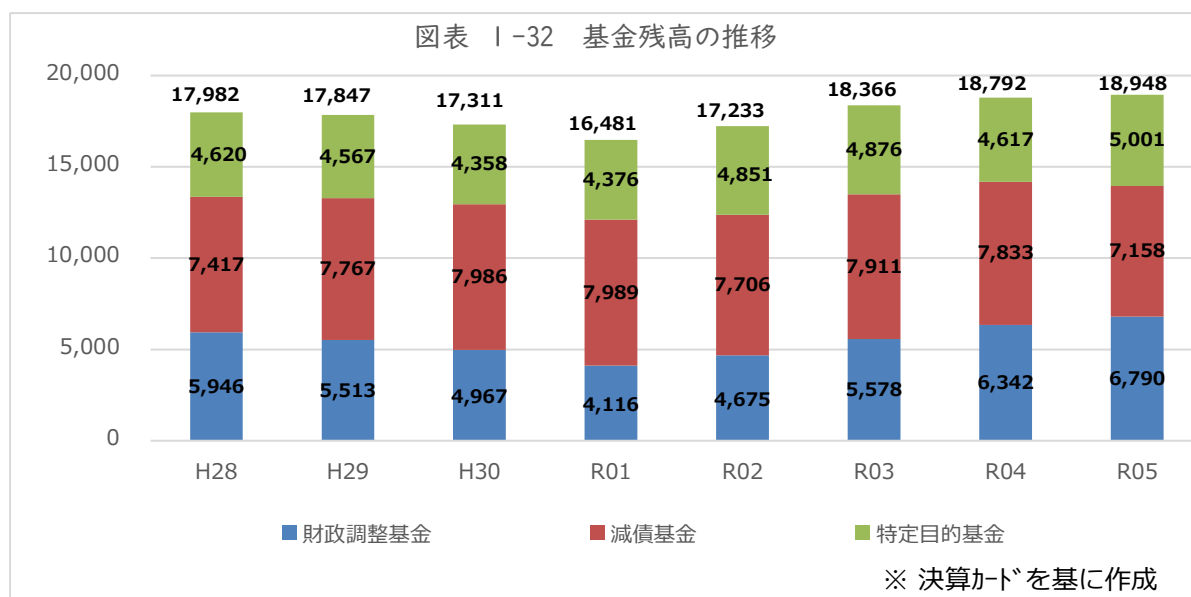
歳出総額は、2019(令和元)年度の下水道事業等会計の地方公営企業法適用に伴い、その後の繰出金の増加に加え、市道 0139 号線や新総合体育館整備事業の本格化による普通建設事業費の増加が見込まれます。



※ 決算カードを基に作成

(3) 基金の状況

基金総額は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による事業の中止や地方債の借入れ抑制により、取崩しが少なかったことなどから増加傾向にありましたが、今後は歳出総額の増加に伴う財源補てんなどによる基金の取崩しが見込まれます。



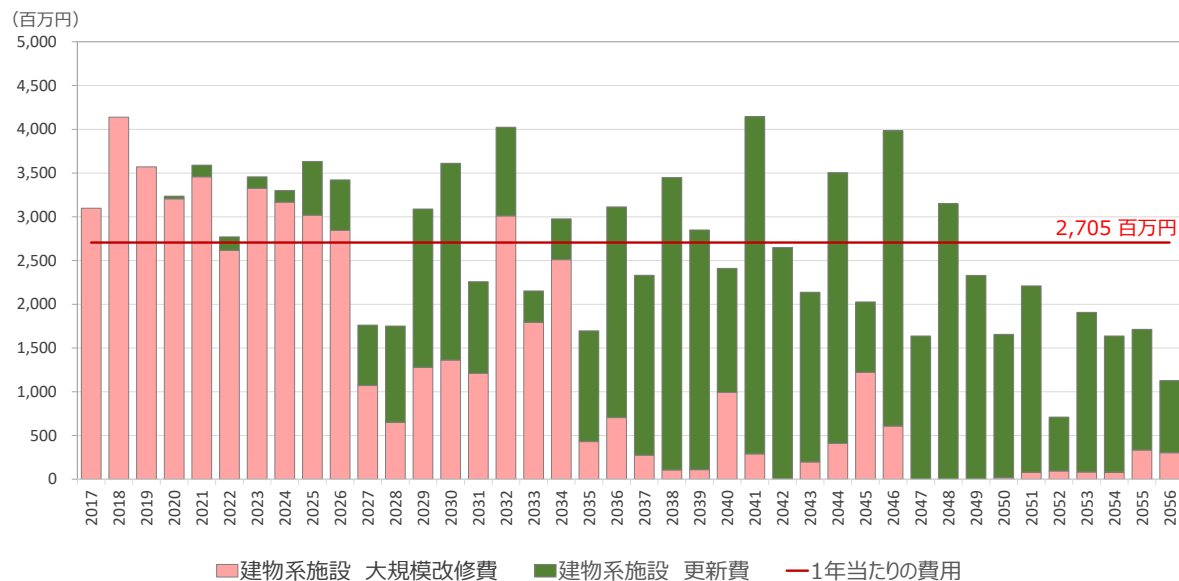
※ 決算カードを基に作成

5 公共施設等の保有に係る将来費用

(1) 建物系施設の保有に係る将来費用

建物系施設の更新費用について試算した結果、2017（平成 29）年度から 2056（令和 38）年度までの 40 年間で合計 1,082.0 億円、年当たりには換算すると 27.1 億円を要することが分かりました。

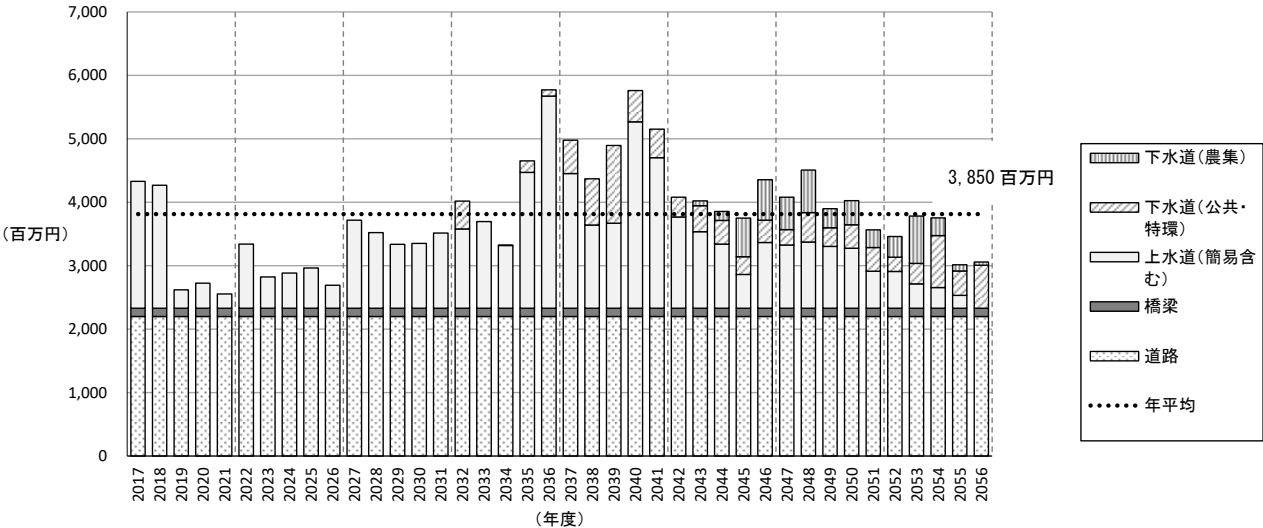
図表 1-33 建物系施設の保有にかかる将来費用



(2) インフラ施設の保有に係る将来費用

インフラ施設の更新費用について試算した結果、2017（平成 29）年度から 2056（令和 38）年度までの 40 年間で合計 1537.2 億円、年当たりには換算すると約 38.5 億円を要することが分かりました。

図表 1-34 インフラ施設の保有にかかる将来費用



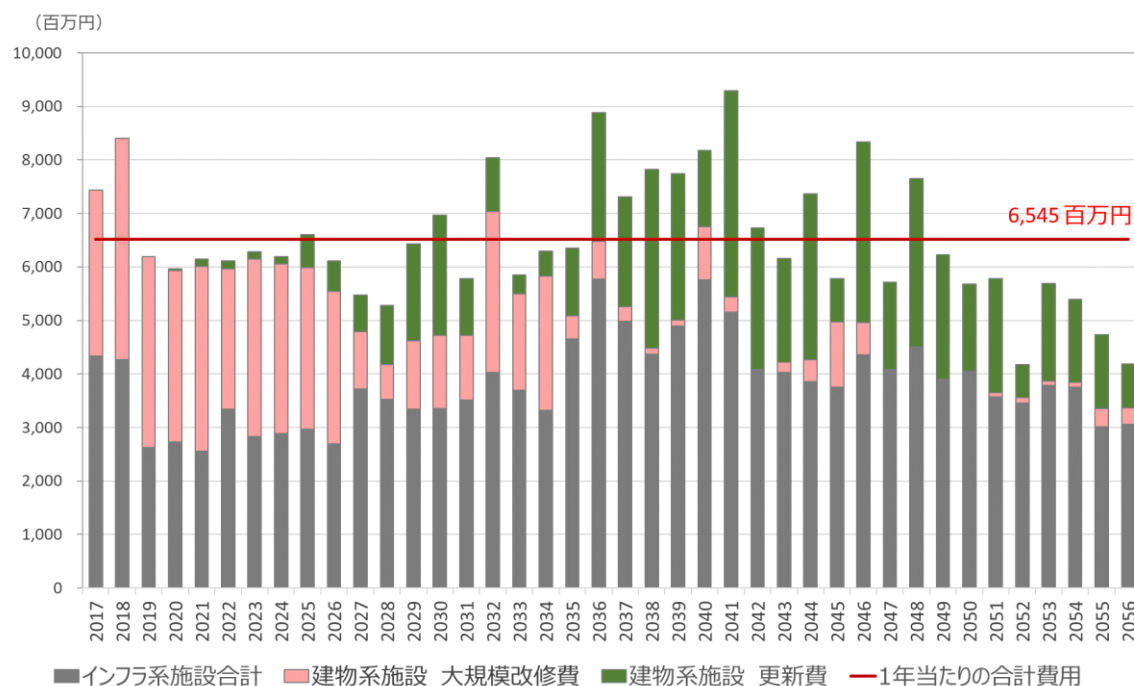
図表 1-35 インフラ施設の種類別にみた将来費用

種類	将来費用（億円）		試算の考え方等
	総額（40 年）	年当たり	
道路	880.0 億円	22.0 億円	・ 総務省推計に準じ、舗装の更新単価を 4,700 円/㎡、耐用年数を 15 年と設定し、毎年度均等に更新すると仮定
橋梁	52.5 億円	1.3 億円	・ 『常陸太田市 橋梁長寿命化修繕計画』における試算結果（50 年間で 47 億円、対象橋長 4,341.8m）を基に、橋長当たりの対策費を 2.2 万円/m と設定
上水道	439.5 億円	11.0 億円	・ 総務省推計に準じ、耐用年数を 40 年と設定し管径別更新単価を適用 ・ 整備年度不明の分は 40 年間で均等に更新し、2016（平成 28）年までに耐用年数を迎える分は、2017（平成 29）年度から 2026（令和 8）年度までの 10 年間で均等に更新すると仮定
簡易水道	1.9 億円	0.05 億円	・ 同上
公共下水道、特定環境保全公共下水道	100.3 億円	2.5 億円	・ 管径別・年度別の整備実績に基づく推計 ・ 総務省推計に準じ、耐用年数を 50 年と設定し管径別更新単価を適用
農業集落排水	51.0 億円	1.3 億円	・ 同上
公園	12.0 億円	0.3 億円	・ 各公園の修繕料、委託料等の直近 3 か年の実績を積み上げ、40 年間分に発生する維持管理に要する費用を算出
全体合計	1537.2 億円	38.5 億円	

(3) 公共施設等の保有に係る将来費用

建物系施設とインフラ系施設を合わせた公共施設等の更新費用について試算した結果、2017（平成 29）年度から 2056（令和 38）年度までの 40 年間で合計 2619.2 億円、年当たり換算すると 65.5 億円を要することが分かりました。

図表 1-36 公共施設等の保有にかかる将来費用



(参考) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを把握することができます。

	2019 年度 (令和元)	2020 年度 (令和 2)	2021 年度 (令和 3)	2022 年度 (令和 4)	2023 年度 (令和 5)
有形固定資産減価償却率	57.9%	59.3%	61.2%	63.0%	64.3%
(参考)県内市町村平均	57.6%	57.2%	59.2%	60.7%	—

	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)
有形固定資産減価償却率	51.8%	53.3%	54.9%	56.4%
(参考)県内市町村平均	54.4%	51.8%	53.2%	56.0%

【算定式】

有形固定資産減価償却率

= 減価償却率累計額 / (有形固定資産合計 - 土地等の非償却資産 + 減価償却累計額)

6 公共施設等の保有に係る課題

(1) 公共施設等の保有に係る将来費用の抑制と財源の確保

施設を整備し保有を続けていくためには、新設時の整備費だけではなく、老朽化や機能の陳腐化に対応した大規模改修や更新（建替え）を行うために多額の費用が発生します。

前述の試算によると、既存の公共施設等を全て保有し続けた場合に必要となる大規模改修費及び更新費（＝将来費用）は40年間で2619.2億円、年当たりには換算すると65.5億円に上り、近年の公共施設等に対する平均支出額22.3億円※の約3倍に達すると見込まれています。

この様に、将来費用に対する財源不足を解消するため、将来費用の抑制と充当する財源確保の両面から対策することが不可欠になります。

※建物系施設に対する15.0億円とインフラ系施設に対する7.3億円の合計額。

なお、建物系施設については『常陸太田市公共施設白書』における2008（平成20）年度から2012（平成24）年度の平均値、インフラ系施設については各所管の提供資料に基づく2007（平成19）年度から2015（平成27）年度の平均値となっています。

(2) 市で保有を続ける公共施設等の見極め

本市の公共施設等は、合併前の各市町村で個別に整備したものが多く、市全体で広域的に利用する施設であっても複数保有している場合があります。

また本市では、今後も総人口の減少は続くことが見込まれることから、定住人口を確保して少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたり持続可能な常陸太田市とするために、地域ごとの特性を活かしながら、市全体としての魅力を高めるためのまちづくりを進めています。そのため、前節5で示した将来費用の試算は既存の公共施設等を全て保有し続けることを前提としていますが、将来的な少子化や高齢化の状況やまちづくりの戦略に応じて、市民に必要とされる公共施設等も変化するものと考えられます。

これらの状況を踏まえると、将来費用の抑制を図るため、今後は、市全体として必要な施設や、これからのまちづくりのために必要な施設を精査し、将来にわたり市で保有を続ける公共施設等を見極めることが必要となります。

(3) 保有を続ける公共施設等の適切な維持管理

市で保有を続ける公共施設等については、利用者の安全性や快適性を確保するために適切な維持管理を実施していくことが必要です。特に、耐震性が確保されていない施設が残っているほか、今後は経年に伴う老朽化対策が必要な施設が増えてくることから、特に利用者の安全確保に留意しながら、適切に維持管理を実施していくことが必要となります。

第2章 公共施設等総合管理の基本方針

1 基本方針

本市は、2004（平成16）年に1市1町2村が合併し、2007（平成19）年3月には新しいまちづくりの指針として「常陸太田市第5次総合計画」（計画年度：2007（平成19）年度から2016（平成28）年度）を策定するとともに、2015（平成27）年12月には「常陸太田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少や少子高齢化の進行に歯止めをかけ、持続可能な常陸太田市の実現を目指すために様々な取組を進めてきました。

現在は、2017（平成29）年3月策定の「常陸太田市第6次総合計画」（計画年度：2017（平成29）年度から2026（令和8）年度）を基本方針として、策定後10年間の行政運営を進めています。

公共施設等は、市民生活に必要な公共サービスを提供する拠点であり、市民や事業者の活動を支える基盤となるものですが、既存の公共施設等をそのまま保有し続けた場合、大規模改修や更新にかかる将来費用に充当する財源を確保することが困難になり、本市の財政的な継続性が損なわれる状況が予想されています。

このような状況を回避するため、本市においては、以下に示す基本的な考えに基づいて公共施設等の総合管理に取り組んでいきます。

【公共施設等総合管理の基本的な考え方】

将来にわたり持続可能な常陸太田市としていくために、人口動向等の状況変化を踏まえて、将来のまちづくりに必要なサービス水準を確保しながら、提供方法の見直しを図っていきます。

この基本的な考え方を踏まえ、公共施設等総合管理の基本方針を次の通り定めます。

■ 基本方針 ■

【基本方針1】 公共施設等の総量適正化

【基本方針2】 公共施設等に充当可能な財源の確保

【基本方針3】 効果的かつ効率的な保全の実施

【基本方針4】 公民連携（PPP）の推進

【基本方針5】 全庁的な取組体制の構築

【基本方針Ⅰ】 公共施設等の総量適正化

将来にわたり必要なサービス提供を続けるためには、状況の変化に合わせて公共施設等の数や配置あるいは機能そのものを見直すことが必要です。同時に、財政的な継続性を確保するためには、将来費用の発生要因となる公共施設等の総量を抑制することが有効です。従って、以下の方針で公共施設等の総量適正化を進めることにより、サービス確保とコスト削減の両立を図ります。

■実施方針Ⅰ-1： 市域全体でみた再編・再配置の推進

■実施方針Ⅰ-2： 市民ニーズ等の状況変化に対応したサービスの適正化

■実施方針Ⅰ-3： 施設の多機能化・複合化等による保有建物の削減

■実施方針Ⅰ-1： 市域全体でみた再編・再配置の推進

合併した1市1町2村は歴史的・文化的な共通性を持っており、生活圏としての一体性も高い地域となっています。しかし、公共施設等の多くは合併前に整備されてきたため、施設の数や配置が必ずしも合理的ではないことから、市域全体としてみた場合に機能が重複している施設の統廃合等の再編や、住民の日常的な活動や移動の実態に合わせた施設配置の見直しを推進します。

■実施方針Ⅰ-2： 市民ニーズ等の状況変化に対応したサービスの適正化

本市では定住促進に向けた様々な施策を展開していますが、長期的にみれば人口減少・少子高齢化は確実に進行し、公共施設等に対する市民ニーズも変化するほか、市街地や集落の広がりも現在とは異なったものになることが考えられます。そのため、既存の施設については利用実態や今後の見込みを踏まえた統廃合や減築、増改築等による数量の適正化を図ります。新たなニーズへの対応のために必要な場合には施設整備を行います。公共施設等全体として総量抑制を図ることにより将来費用の縮減に努めます。

■実施方針Ⅰ-3： 施設の多機能化・複合化等による保有建物の削減

サービス提供に必要な施設の整備・更新に当たっては、将来費用の発生を抑制するため「機能」はできるだけ維持しつつ「建物」は削減していくという考え方を基本として検討していきます。具体的には、施設を単独で建替えるのではなく一つの空間や建物に複数の機能を配置する多機能化や複合化を進めるほか、周辺自治体との連携による広域化や、施設に頼らないサービス提供（＝ソフト化）、民間が所有する建物の利用等、対象となる施設の特性を踏まえてあらゆる可能性を検討します。

【基本方針 2】 公共施設等に充当可能な財源の確保

財政的な継続性を確保するためには、支出（コスト）を減らすだけではなく、収入（充当可能な財源）を増やすことも必要であり、以下の方針で収入の確保を図ります。

■実施方針 2-1： 未利用資産の有効活用

■実施方針 2-2： 大規模改修や更新に備えた基金の設置

■実施方針 2-3： 受益者負担の適正化

■実施方針 2-1： 未利用資産の有効活用

施設総量を抑制しながら必要なサービスを提供していくために、新規整備あるいは大規模改修や更新が必要な施設が生じた場合、未利用資産をその施設に転用して有効活用する可能性を検討します。その上で、行政として利用する見込みのない建物や土地については、貸付や売却等により収入を得る方策を検討します。

■実施方針 2-2： 大規模改修や更新に備えた基金の設置

将来的に増大が見込まれる公共施設等の大規模改修や更新等に充当するための基金を設置し、低未利用資産の有効活用により生じる収益の積立や、長期的な保全計画を見込んだ一般財源からの繰入を行い、中長期的な視点に立った財源確保に努めます。

■実施方針 2-3： 受益者負担の適正化

受益と負担の公平性を確保する観点から、全体の経費に対する利用者負担の割合が適切であるかを検討し、使用料等の見直しを図ります。

【基本方針3】 効果的かつ効率的な保全の実施

施設利用者の安全を確保しながら、長期的に必要なコスト（＝ライフサイクルコスト）の縮減を図るために、以下の方針で公共施設等の保全を実施していきます。

■実施方針3-1： 継続的な状態把握及び診断の実施

■実施方針3-2： 長期的な視点に立った計画的な保全の実施

■実施方針3-3： 将来的な施設の取扱い方針を踏まえた改修・更新の実施

■実施方針3-4： バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

■実施方針3-1： 継続的な状態把握及び診断の実施

修繕等が必要な公共施設等の不具合を早期に発見するために、整備後の経過年数や利用状況、施設特性等を踏まえて継続的に巡回、点検等を行うことにより状態を把握するとともに、適切な対策を講じるために必要に応じ専門家による診断を実施します。

■実施方針3-2： 長期的な視点に立った計画的な保全の実施

公共施設等の保全に係るライフサイクルコストの縮減を図るために、施設の状況や特性に応じて「事後保全型※1」と「予防保全型※2」の対策を適切に組み合わせるほか、国が示す「インフラ長寿命化基本計画」（2013(平成25)年11月関係省庁連絡会議決定）を踏まえて、施設ごとの長寿命化計画等の計画策定を進め、長寿命化の推進により、公共施設等全体としてみた大規模改修や更新に対する支出の平準化を図るなど、長期的な視点に立った計画的な保全を実施します。

※1 劣化や損傷が進行した段階で、対処療法的に補修する保全手法のこと。

※2 劣化や損傷が進行する前に、予防的に補修する保全手法のこと。

○本市における施設ごとの長寿命化計画

- ・常陸太田市庁舎長寿命化計画(平成28年12月)
- ・常陸太田市清掃センター長寿命化総合計画(平成30年2月)
- ・常陸太田市図書館施設改修計画書(令和2年3月)
- ・常陸太田市公営住宅等長寿命化計画(令和2年11月)
- ・常陸太田市学校施設等の長寿命化計画(令和3年3月)
- ・常陸太田市総合福祉会館長寿命化計画(令和3年10月)
- ・常陸太田市生涯学習センター長寿命化計画(令和3年10月)
- ・常陸太田市交流センターふじ長寿命化計画(令和4年10月)
- ・常陸太田市児童福祉施設長寿命化計画(令和5年3月)

また、「第4次常陸太田市環境基本計画」（令和5年3月策定）における考え方を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進を図ります。

■実施方針 3-3： 将来的な施設の取扱い方針を踏まえた改修・更新の実施

耐震化を含む大規模改修や更新には多額の費用がかかることから、当該施設の再編・再配置等の将来的な取扱い方針を踏まえた上で、確保すべき耐用年数に見合った過不足のない改修・更新を実施します。なお、耐震化については対策の緊急性が高いことから、未利用の建物に施設を移転するなど、サービスを継続しながら耐震性が低い建物の利用を取りやめる方策についても検討していきます。

■実施方針 3-4： バリアフリー^{※3}化・ユニバーサルデザイン^{※4}化の推進

国が示す「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(2020(平成 29)年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 閣僚会議決定)の考え方を踏まえ、公共施設等の大規模改修や建替えの際は、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

※3 バリアフリーとは、高齢者、障害者などが社会生活をしていく上での、物理的・社会的・制度的・心理的な障壁(バリア)など、全ての障壁を除去(フリー)するという考え方のこと。

※4 ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が利用しやすいようにはじめから障壁がない製品・建物・環境などを作ろうとする考え方のこと。

【基本方針 4】 公民連携(PPP)の推進

公共施設等で提供するサービスの品質確保や係るコストの縮減を図るために、行政だけではなく民間や地域の連携により各主体の力を最大限に活用していきます。

■実施方針 4-1： 管理・運営手法や事業手法の見直しによるサービス向上

■実施方針 4-2： 民間や地域の提案を活かしたサービス向上

■実施方針 4-1： 管理・運営手法や事業手法の見直しによるサービス向上

利用者にとってより良いサービスの実現に向け、業務委託の拡大や指定管理者制度、PFI 等既存の手法について活用を進めるとともに、サービスの品質確保とライフサイクルコスト縮減の両面から有効な手法について研究し適用を図ります。

■実施方針 4-2： 民間や地域の提案を活かしたサービス向上

厳しい財政状況の下で必要なサービスの提供を続けるために民間提案制度を設けるなど、行政以外の多様な視点からのアイデアを取り入れる方法を検討していきます。

【基本方針5】 全庁的な取組体制の構築

公共施設等の総合管理を進めるためには、情報の「見える化」により現状認識を共有するとともに、個別施設の改善だけではなく、全市的な視点に立って適正化を進める必要があるため、以下の取組を進めることにより全庁的な取組体制の構築を図ります。

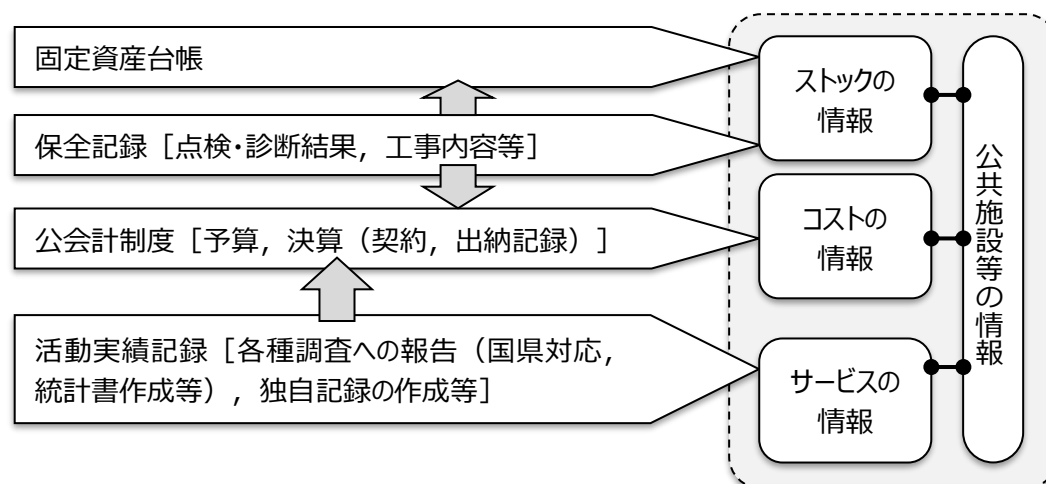
■実施方針 5-1： 公共施設等に関する情報を効率的に管理・共有する仕組みの構築

■実施方針 5-2： 全庁的な視点から総合調整を行う場の整備

■実施方針 5-1： 公共施設等に関する情報を効率的に管理・共有する仕組みの構築

公共施設等に関する情報（諸元、コスト、利用状況等）については、固定資産台帳や公会計制度、市の統計書など様々な形で調査・取りまとめが行われています。これらの仕組みを活用し、相互に役割分担や連携を図ることにより収集・更新等の管理を効率的に行い、庁内で共有する仕組みを構築します。

図表 2-1 公共施設等に関する情報管理・共有のイメージ



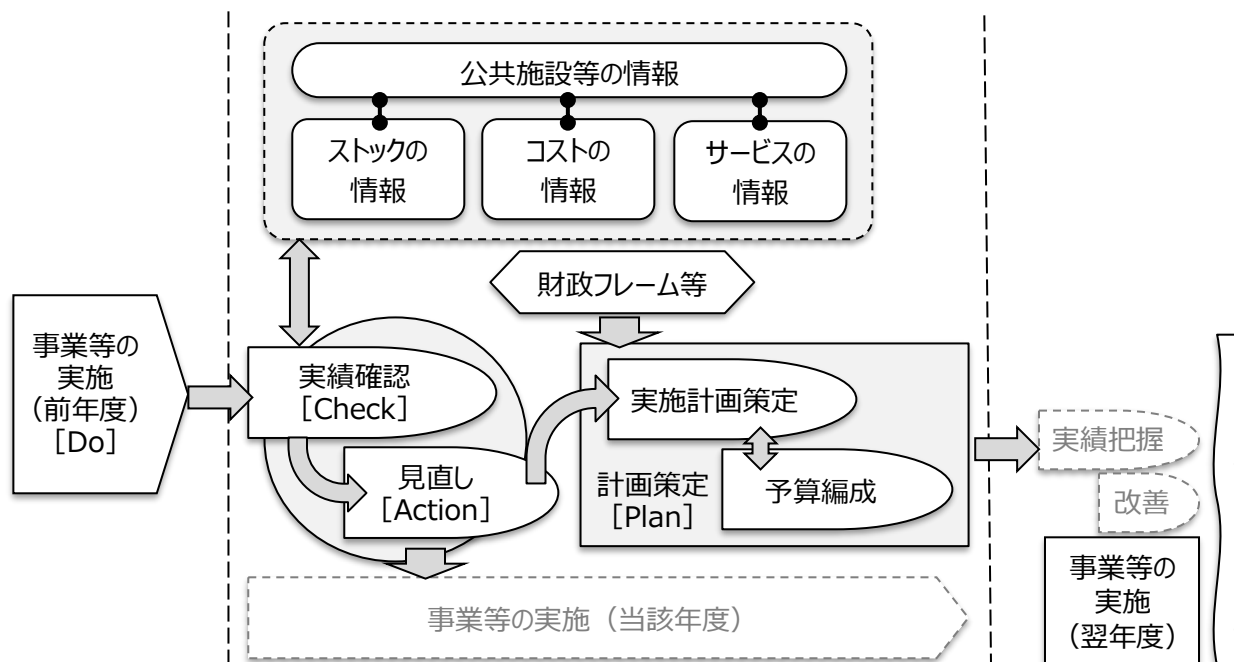
■実施方針 5-2： 全庁的な視点から総合調整を行う場の整備

公共施設等の統廃合や複合化等の再編・再配置を実施していくためには、部門横断で全庁的な視点に立って分析や判断を行う総合調整が求められます。そこで、総合計画の実施計画策定や各年度の予算編成等、本計画に基づく具体的な事業等の取組を検討するプロセスをPDCAサイクル^{※1}に沿った仕組みに再構築するとともに、トップダウンとボトムアップの両方向からの検討を行う「常陸太田市公共施設等推進本部会議^{※2}」等を設置し、全庁的な視点から、適正化に向けた総合調整を行います。

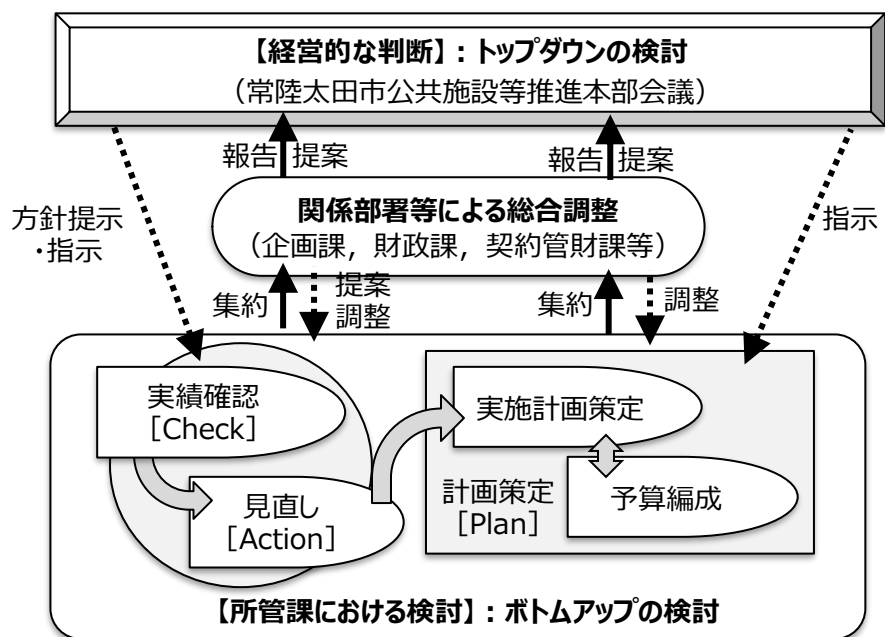
※1 「Plan：計画策定－Do：実施－Check：実績確認－Action：見直し」のサイクルを繰り返すことによって、事業等の改善や見直しを図っていく取組のこと。

※2 全庁横断的な体制のもと、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行う組織（構成員：副市長、教育長、部長等）

図表 2-2 PDCA サイクルに沿ったマネジメントプロセスのイメージ



図表 2-3 全庁的な視点から総合調整を行う仕組みのイメージ



2 計画的な取組の推進に向けて

(1) 個別施設における取組の具体化

本計画では、短期・中期等の期間でみた行動計画を提示しており、今後、総合計画の実施計画策定や各年度の予算編成等のプロセスの中で、各年度の具体的な取組（調査、検討、協議等）を明らかにし実行に移します。

(2) 関連計画と連携した再配置方針の策定

本市は、2017（平成 29）年 3 月策定の第 6 次総合計画（計画年度：2017（平成 29）年度から 2026（令和 8）年度）において「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田」を将来像として、まちづくりを進める方針を示しており、これからのまちづくりの計画として『都市計画マスタープラン』や『過疎地域自立促進計画』、『地域公共交通網形成計画』等を策定しています。

これらまちづくりの計画と施設分類ごとのサービス特性を踏まえ、今後、公共施設等の集約再編や再配置について全庁で共有する基本的な方針を策定します。

(3) モデル事業の実施

建物の老朽化や利用の低迷など早期に対応すべき施設をモデルとして抽出して先行的に検討を進めることにより、公共施設等の集約再編や再配置に対する庁内外の理解促進を図るとともに、得られた知見をフィードバックすることにより、他施設における取組を効果的に進めます。

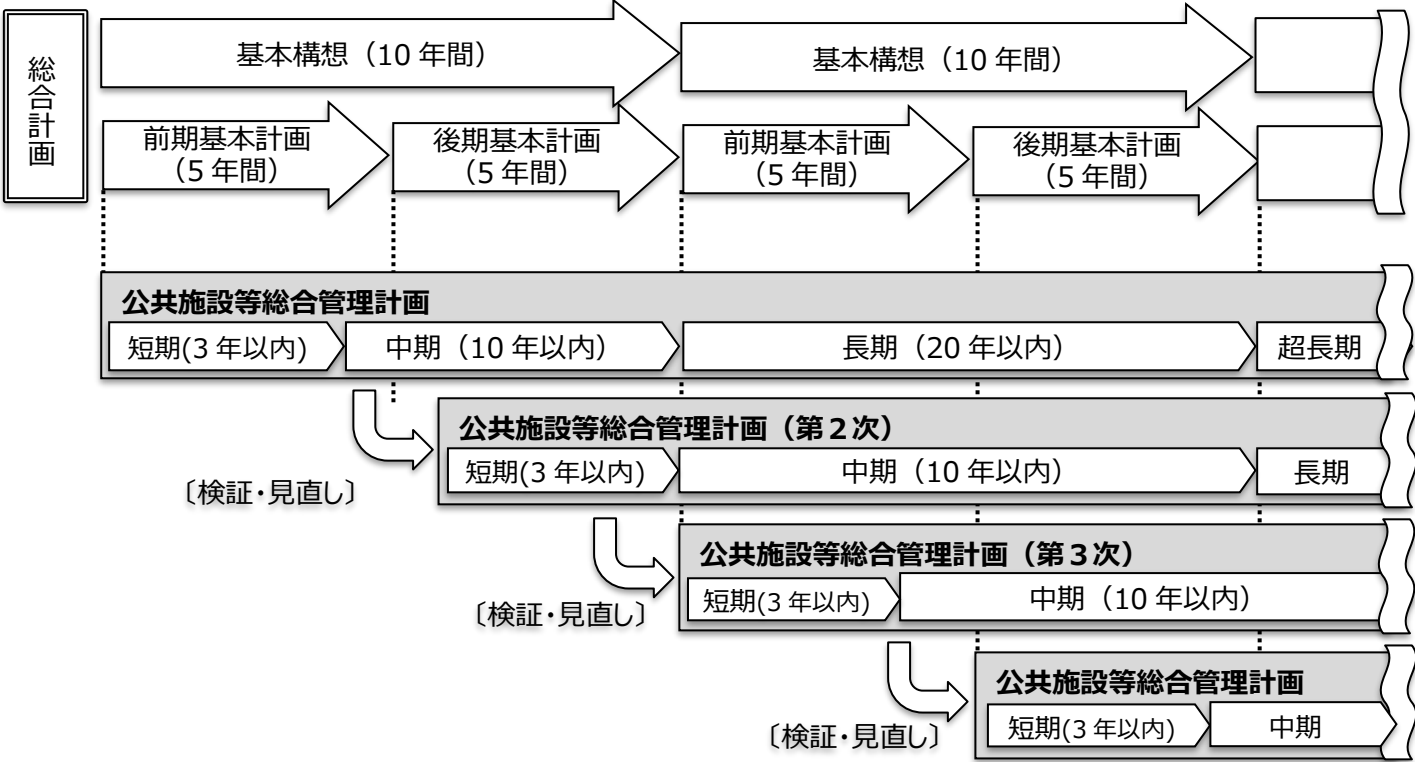
(4) 個別施策における取組状況の確認、計画の検証・見直しの実施

公共施設等のマネジメントは長期にわたる取組であり、本計画に示す施設分類別の行動計画は、あくまでも現時点で想定される将来の状況に基づくものです。従って、将来的な人口動向や歳入・歳出の状況、国の制度変更等の社会経済情勢の変化を的確に捉え、それらの変化に対応した計画の見直しを行うことにより、実情に合った適切な管理・改修等を行うことが求められます。また、行政運営の最上位計画である総合計画や各種分野別計画との連携及び整合性確保を図ることも重要であり、総合計画の基本計画策定のサイクルに合わせ、概ね 5 年ごとに検証・見直しを行います。

(5) 本計画の公表

本計画については、策定及び検証・見直しによる改訂された計画について、市ホームページ等での公表を行います。

図表 2-4 公共施設等総合管理計画の検証・見直しのイメージ

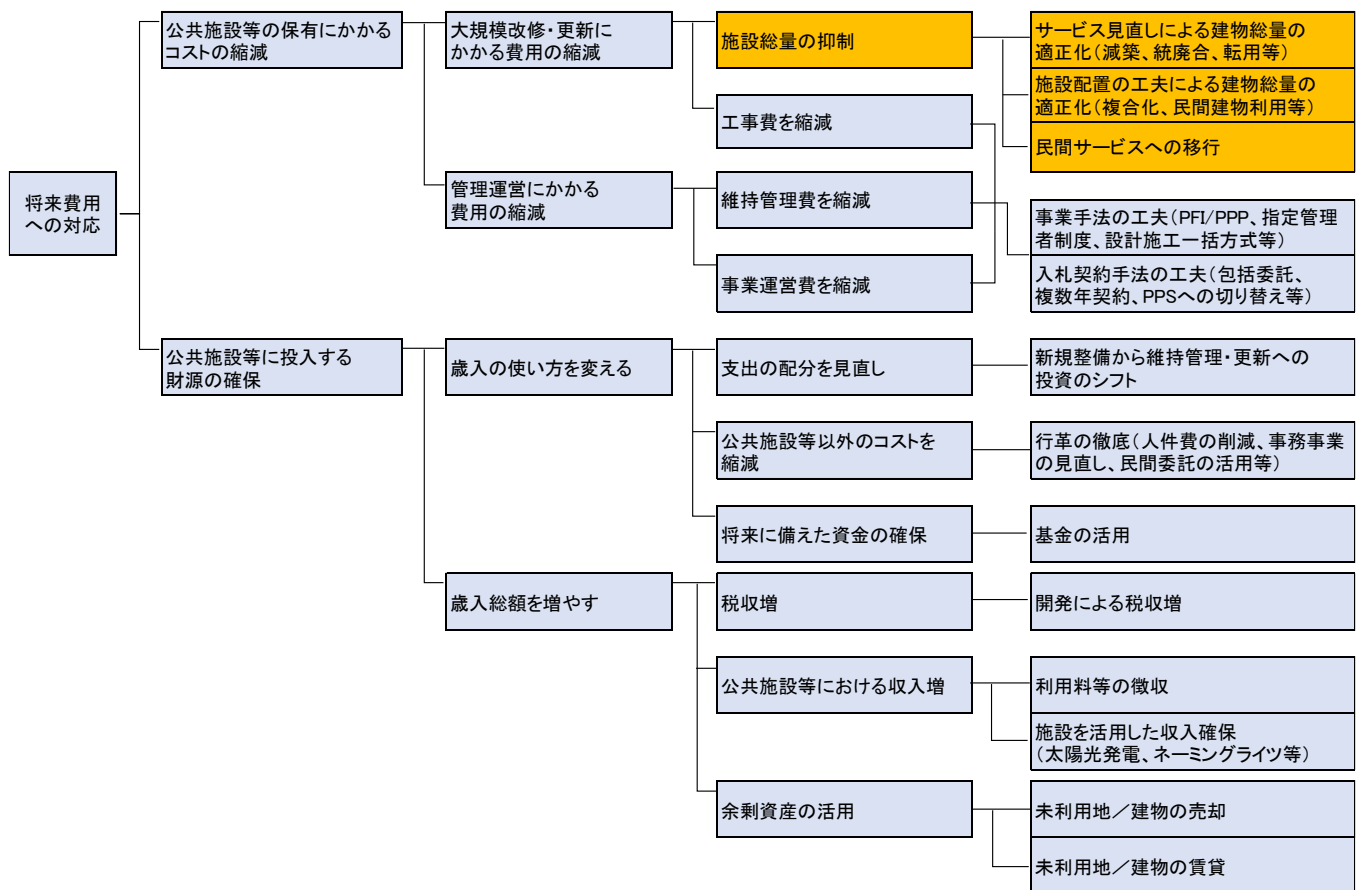


3 マネジメントの数値目標

『常陸太田市公共施設白書』では、建物系施設を対象とし、40年間の将来費用不足分を約500億円と見込んでいます。建物系施設についてはこの数値を目標として、「基本方針1」及び「基本方針2」に示したように、「支出（コスト）縮減」と「収入（充当可能な財源）確保」の両面から様々な取組を行うことにより解消を図ります。中でも、抜本的なコスト縮減の取組である「施設総量の抑制」については、第3章に示す施設類型別の取組を具体化することにより、30%程度の削減を見込んでいます。

インフラ系施設についても、「支出（コスト）縮減」と「収入（充当可能な財源）確保」の両面から多様な取組を行うことにより、将来費用に対する財源不足の解消を目指します。ただし、インフラ系施設は市民生活や企業活動の基盤として不可欠であり、コスト縮減の取組としての施設の廃止の想定が困難なことから、数値目標の設定は行わず、将来的な人口動向・市の政策の方向性等の状況を踏まえて取組を検討していきます。

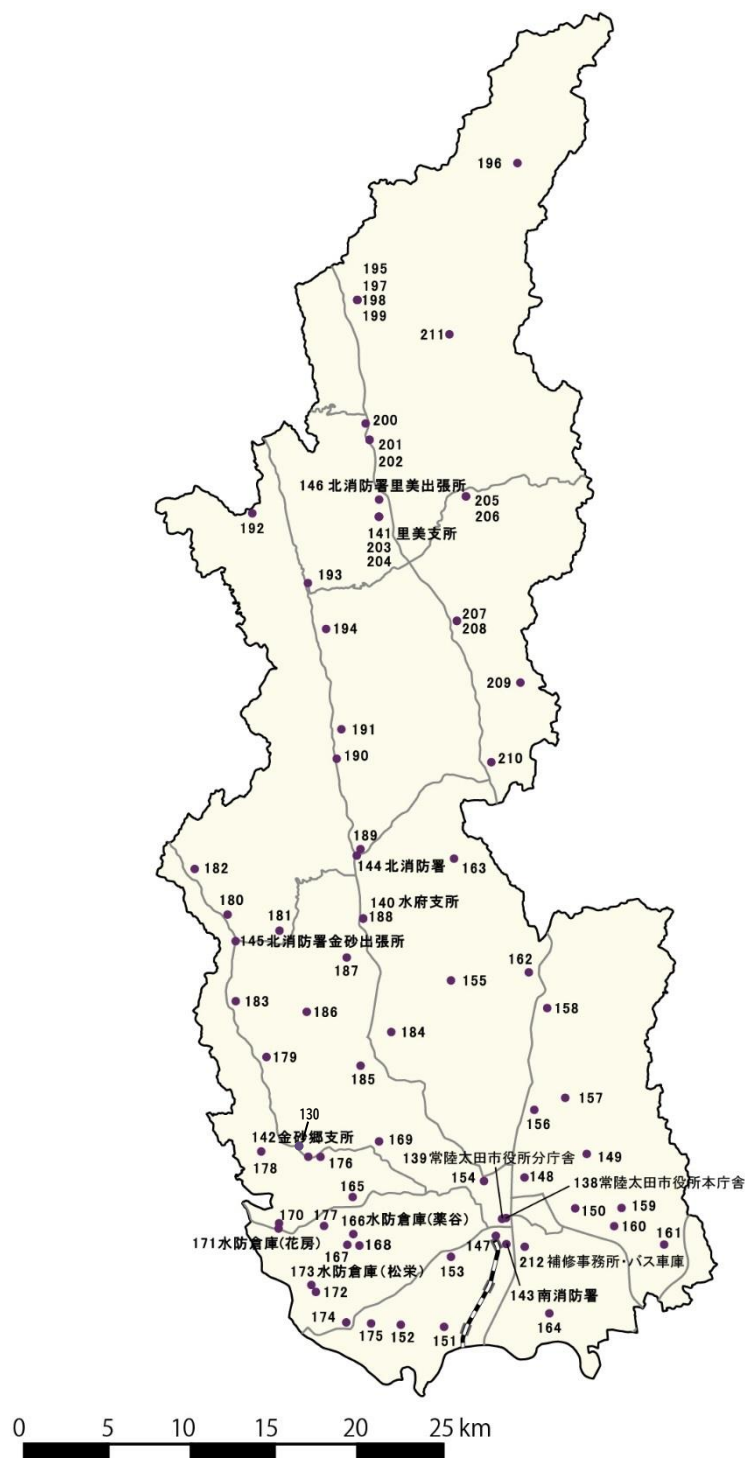
図表 2-5 コスト削減や財源確保に向けた取組のイメージ



第3章 施設類型別の管理方針

Ⅰ 建物系施設の管理方針

(Ⅰ) 行政系施設



※消防施設の「消防機械器具置場・詰所」については数が多いため、施設名の記載を省略します。

※前計画における各種数値について()内に示します。ただし、施設ごとの数値で変更のないものを除きます。

分類Ⅰ	行政系施設	小分類	庁舎・支所等
-----	-------	-----	--------

(ア) 施設の概要

【庁舎・支所等】

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成		施設面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内訳			
【庁舎・支所等】				小分類計 (構成割合)		11,653.4 ㎡ (10,465.2 ㎡) 4.8% (4.0%)		
130	金砂郷支所分館	金砂郷	直営	1 棟	旧金砂郷保健センター	1,188.2 (0.0)	1981/08/	44
138	常陸太田市役所本庁舎	常陸太田	直営	1 棟	常陸太田市本庁舎(本庁舎)	6,690.0	1978/07/01	47
139	常陸太田市役所分庁舎	常陸太田	直営	1 棟	常陸太田市役所分庁舎(分庁舎)	1,499.7	1986/07/01	39
140	水府支所	水府	※水府総合センター内			-	2004/10/01	21
141	里美支所	里美	直営	2 棟	役場新庁舎 1 期, 2 期	1,599.2	1993/10/13	32
142	金砂郷支所	金砂郷	直営	1 棟	金砂郷支所庁舎	437.4	2014/03/05	11
212	補修事務所・バス車庫	常陸太田	直営	2 棟	補修事務所, 補修事務所(車庫)	238.9	1992/01/01	33

※ () 内は、2015 (平成 27) 年度

目的、機能	- 設置の目的は、公務の円滑かつ適正な執行を確保するためである。 - 利用者は主に常陸太田市民である。
配置状況	7 施設あり、市役所庁舎が 2 施設、支所が 4 施設、その他 1 施設となっている。 - 市役所庁舎は常陸太田地区、支所は 3 地区に位置している。 - 旧金砂郷保健センターは、保健センター機能を移転し、現在は金砂郷支所分館として、シルバー人材センターや土地改良区等の各種団体が賃貸し利用しているが、別施設への移転が決定しており、各種団体移転後の利活用について検討していくこととしている。
施設規模	延床面積の合計は約 11,700 ㎡である。
建物状態	30 年以上経過した建物は、7 施設中 5 施設となっている。 - 市本庁舎は築 40 年以上経過しているが、庁舎長寿命化計画 (2016(H28)年) に基づき計画的に改修を進め、施設の延命化を図っている。

注 1) 本章において出典が明記されていない公共施設等に関するデータは、本計画策定に際し、各所管から提供された資料に基づいています。

注 2) 各分類データについて、四捨五入の影響により、合計欄の値が各施設及び各項目の合計と一致しない場合があります。

(イ) 今後の方向性

① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
サービスを維持しながら人口規模に見合った規模とする。	- 市庁舎・支所については、サービスを維持しつつ、施設の更新時期に合わせて人口規模に見合った面積・規模としていく。 - 他市における包括委託等の事例を研究し、直営からの見直しを検討する。
支所はコミュニティの拠点としての機能を高めるため複合化を図る。	- 未利用スペースのある支所は、地域の拠点としての機能を高めるため、公的な機関との複合化を図る。 - 老朽化が進む建物がある支所は、基本的に建物は更新せず、既存建物の未利用スペースを活用して機能を集約する。

② 期別の実施方針

短期 (3年以内)	- 未利用スペースのある支所は、地域の拠点としての機能を高めるため、保健・福祉・医療施設等との複合化を図る。 - 他市における包括委託等の事例を研究し、直営からの見直しを検討する。
中期 (10年以内)	- 未利用スペースのある支所は、地域の拠点としての機能を高めるため、公的な機関との複合化を進める。 - 他市における包括委託等の事例を研究し、直営からの見直しを検討する。
長期 (20年以内)	- 未利用スペースのある支所は、地域の拠点としての機能を高めるため、公的な機関との複合化を進める。 - 他市における包括委託等の事例を研究し、直営からの見直しを検討する。 - 更新時期の近い行政系施設について、規模縮小や複合化を見据えた利用スペースの効率化を図る。
超長期	- 行政系施設について、施設の更新時期を対応期限として機能集約を図る。 - 支所についても、施設の更新時期を対応期限として、人口規模に見合った面積・規模への縮小や、既存建物への機能移転等を図る。 - 倉庫・車庫等の施設については、施設の更新時期を対応期限として、人口規模に合わせた施設の縮小等を図る。

(ウ) 2025年(令和7年)3月までに行った対策の実績

施設名	対策の実績
里美支所	・里美保健センターの機能を複合化
金砂郷支所分館	・金砂郷保健センターの機能を交流センターふじに複合化 ・行政系施設への所管替え

分類Ⅰ	行政系施設	小分類	消防施設
-----	-------	-----	------

(ア) 施設の概要

No.	施設名	地域	管理 運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内訳			
					小分類面積計	6,369.4 (6,984.5)		
					構成割合	2.6% (2.7%)		
143	南消防署	常陸太田	直営	5 棟	消防庁舎、車庫、倉庫、訓練棟B、 訓練棟A	3,131.7	2004/01/15	21
144	北消防署	水府	直営	2 棟	北消防署(車庫棟)、北消防署(庁舎)	689.5	1994/03/24	31
145	北消防署金砂出張所	金砂郷	※健康センター内					
146	北消防署里美出張所	里美	※里美支所内					
147	消防機械器具置場・詰所 太田 1	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 1	55.9	1990/04/01	35
148	消防機械器具置場・詰所 太田 5-1	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 5-1	76.2	1996/04/01	29
149	消防機械器具置場・詰所 太田 5-3	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 5-3	51.3	1994/02/01	31
150	消防機械器具置場・詰所 太田 5-2	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 5-2	51.3	1995/03/01	30
151	消防機械器具置場・詰所 太田 8-1	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 8-1	74.5	1993/04/01	32
152	消防機械器具置場・詰所 太田 8-2	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 8-2	51.3	1993/04/01	32
153	消防機械器具置場・詰所 太田 9	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 9	79.5	1996/03/29	29
154	消防機械器具置場・詰所 太田 2-1	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 2-1	59.6	1991/04/01	34
155	消防機械器具置場・詰所 太田 2-2	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 2-2	51.3	1993/04/01	32
156	消防機械器具置場・詰所 太田 3-1	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 3-1	76.2	1994/02/01	31
157	消防機械器具置場・詰所 太田 3-2	常陸太田		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場・詰所 太田 3-2	0.0 (51.3)	1994/02/01	2023 解体
158	消防機械器具置場・詰所 太田 3-3	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 3-3	51.3	1995/03/01	30
159	消防機械器具置場・詰所 太田 6-2	常陸太田		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場・詰所 太田 6-2	0.0 (51.3)	1993/04/01	2020 解体
160	消防機械器具置場・詰所 太田 6-1	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 6-1	76.2	1996/03/29	29
161	消防機械器具置場・詰所 太田 6-3	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 6-3	51.3	1995/03/01	30
162	消防機械器具置場・詰所 太田 4-1	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 4-1	76.2	1996/01/01	29
163	消防機械器具置場・詰所 太田 4-2	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 4-2	51.3	1994/02/01	31
164	消防機械器具置場・詰所 太田 7	常陸太田	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 太田 7	76.2	1994/02/01	31
165	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 1-1	金砂郷	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 1	40.5	1981/01/30	44
166	水防倉庫(葉谷)	金砂郷	直営	1 棟	水防倉庫(葉谷)	33.0	1976/05/25	49
167	消防機械器具置場 金砂郷 2	金砂郷		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場 金砂郷 1-2	0.0 (15.4)	1981/03/25	2020 解体
168	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 1-2	金砂郷	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 3	46.4	1993/03/15	32
169	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 4	金砂郷		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 1-4	0.0 (52.3)	1994/03/24	2023 解体
170	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 2-1	金砂郷	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 5	46.3	1994/03/24	31
171	水防倉庫(花房)	金砂郷		0 棟 (1 棟)	水防倉庫(花房)	0.0 (33.1)	1997/12/14	2022 売却
172	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 6	金砂郷		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 6	0.0 (30.0)	1977/03/23	2020 解体
173	水防倉庫(松栄)	金砂郷		0 棟 (1 棟)	水防倉庫(松栄)	0.0 (33.1)	1999/03/31	2021 解体
174	消防機械器具置場 金砂郷 7	金砂郷	直営	1 棟	消防機械器具置場 金砂郷 2-3	30.0	1997/03/31	28
175	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 2-2	金砂郷	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 8	84.2	2014/01/30	11
176	消防機械器具置場 金砂郷 3-1	金砂郷	直営	1 棟	消防機械器具置場 金砂郷 9	41.4	1981/02/01	44
177	消防機械器具置場 金砂郷 10	金砂郷		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場 金砂郷 3-2	0.0 (26.0)	1972/05/01	2020 解体
178	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 3-2	金砂郷	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 11	47.3	1996/02/29	29
179	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 12	金砂郷		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 3-4	0.0 (46.4)	1991/09/30	2023 解体
180	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 14	金砂郷	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 4-2	46.4	1989/03/25	36
181	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 4-2	金砂郷	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 15	46.3	1995/03/28	30
182	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 16	金砂郷		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 4-4	0.0 (48.1)	1997/02/28	2022 解体
183	消防機械器具置場・詰所 金砂郷 4-1	金砂郷	直営	2 棟	消防機械器具置場 金砂郷 13	40.0	1979/11/15	46

No.	施設名	地域	管理 運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内訳			
184	消防機械器具置場・詰所 水府 1-2	水府	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 水府 1-2	69.3	1997/12/09	28
185	消防機械器具置場・詰所 水府 1-1	水府	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 水府 1-1	91.5	2005/03/11	20
186	消防機械器具置場 水府 1-3	水府	直営	1 棟	消防機械器具置場 水府 1-3	21.0	1965/05/31	60
187	消防機械器具置場・詰所 水府 2-1	水府		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場・詰所 水府 2-1	0.0 (91.5)	2005/03/10	2020 解体
188	消防機械器具置場・詰所 水府 2-1	水府	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 水府 2-2	91.5	2001/12/25	24
189	消防機械器具置場・詰所 水府 2-2	水府	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 水府 2-3	91.5	2004/02/27	21
190	消防機械器具置場・詰所 水府 3-1	水府	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 水府 3-1	84.2	2008/03/19	17
191	消防機械器具置場 水府 3-2	水府	直営	1 棟	消防機械器具置場 水府 3-2	23.8	1983/02/16	42
192	消防機械器具置場・詰所 水府 4-2 機能別	水府	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 水府 4-3	69.3	1998/12/20	27
193	消防機械器具置場・詰所 水府 4-2	水府	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 水府 4-2	84.2	2008/03/27	17
194	消防機械器具置場 水府 4-1	水府	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 水府 4-1	54.0	2009/03/05	16
195	消防機械器具置場 里美 4-2	里美	直営	1 棟	消防機械器具置場 里美 421	19.9	1984/03/31	41
196	消防機械器具置場 里美 422	里美		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場 里美 422	0.0 (19.9)	1984/03/31	2020 解体
197	消防機械器具置場 里美 413	里美		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場 里美 413	0.0 (7.6)	1984/03/31	2015 譲渡
198	消防機械器具置場・詰所 里美 4-1	里美	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 里美 411	55.4	2001/03/30	24
199	消防機械器具置場 里美 412	里美		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場 里美 412	0.0 (19.9)	1984/03/31	2022 解体
200	消防機械器具置場 里美 3-1	里美	直営	1 棟	消防機械器具置場 里美 312	26.5	1984/03/31	41
201	消防機械器具置場 里美 311	里美		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場 里美 311	0.0 (12.4)	1984/03/31	2022 売却
202	消防機械器具置場 里美 313	里美		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場 里美 313	0.0 (13.7)	2000/03/31	2015 譲渡
203	消防機械器具置場・詰所 里美 2-2	里美	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 里美 221	56.9	2001/03/30	24
204	消防機械器具置場 里美 222	里美		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場 里美 222	0.0 (6.5)	1984/03/31	2015 解体
205	消防機械器具置場 里美 2-1	里美	直営	1 棟	消防機械器具置場 里美 211	26.0	1984/03/31	41
206	消防機械器具置場 里美 212	里美		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場 里美 212	0.0 (12.4)	1984/03/31	2022 解体
207	消防機械器具置場・詰所 里美 1-2	里美	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 里美 121	50.2	2000/03/27	25
208	消防機械器具置場 里美 122	里美		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場 里美 122	0.0 (14.9)	1984/03/31	2020 解体
209	消防機械器具置場 里美 112	里美		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場 里美 112	0.0 (17.3)	1984/03/31	2022 解体
210	消防機械器具置場・詰所 里美 1-1	里美	直営	1 棟	消防機械器具置場・詰所 里美 111	55.4	2003/11/10	22
211	消防機械器具置場・詰所 里美 3-2	里美	直営	1 棟	消防機械器具置場 里美 321	66.2	2009/03/26	16
一	消防機械器具置場 里美 322	里美		0 棟 (1 棟)	消防機械器具置場 里美 322	0.0 (12.0)	1984/03/31	2016 解体

※（ ）内は、2015（平成 27）年度

目的、機能	- 設置の目的は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行う目的で設置されている。 - 対象は常陸太田市民・市内の建物である。
配置状況	- 現在 49 施設あり、消防署が 2 施設、出張所（里美支所及び健康センターとの複合施設）が 2 施設、その他 45 施設となっている。 - 市域が南北に長いことから、消防署は南北 2 箇所に分かれ、さらに北部地区を管轄するように、北消防署の出張所が 2 箇所配置されている。
施設規模	延床面積の合計は、約 6,400 ㎡である。
建物状態	30 年以上経過した建物が 26 施設、40 年以上経過した施設が 9 施設となっている。 - 耐震性が確保されていない建物は、消防署・出張所にはないが、消防機械器具置き場・詰所や水防倉庫で複数みられる。

(イ) 今後の方向性

① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
当面は施設を維持し、消防団の規模に合わせて施設を集約していく。 他の未利用スペースがある施設との複合化や、同種の機能を持つ施設との統合を図る。	• 当面は消防機能維持の観点から施設を維持しつつ、地域との調整を図ったうえで、消防団の組織再編等により、集約していく。 (消防機械器具置場再配置計画により、63 施設ある消防器具置場・詰所を 40 施設に集約する。) • 消防団機械器具置場は他の未利用スペースを持つ施設との複合化を検討するほか、水防倉庫等は、各公民館等に設置されている自主防災倉庫の機能を集約しての統合等を進める。

② 期別の実施方針

短期 (3 年以内)	• 消防団機械器具置場及び詰所について、消防団の組織再編等に合わせて統合を図る。 • 水防倉庫については、自主防災倉庫への機能の集約・統合を図る。 水防倉庫内の資機材は、消防署内に格納するなどして対応する。
	
中期 (10 年以内)	• 消防機能の維持の観点から、施設を適切に維持しつつ、将来的な施設の統合を見据えて地域との調整を図る。 • 消防団機械器具置場は他の未利用スペースを持つ施設との複合化を検討する。
	
長期 (20 年以内)	• 消防機能の維持の観点から、施設を適切に維持しつつ、将来的な施設の統合を見据えて地域との調整を図る。 • 消防団機械器具置場は他の未利用スペースを持つ施設との複合化を検討する。
	
超長期	• 消防機能の維持の観点から、施設を適切に維持しつつ、将来的な施設の統合を見据えて地域との調整を図る。 • 消防団機械器具置場は他の未利用スペースを持つ施設との複合化を検討する。

(ウ) 2025 年(令和 7 年)3 月までに行った対策の実績

施設名	対策の実績
消防機械器具置場・詰所	• 施設解体 16 施設 • 施設無償譲渡 2 施設 • 施設売却 1 施設
水防倉庫	• 施設解体 1 施設 • 施設売却 1 施設

(2) 公営住宅



分類 2	公営住宅	小分類	—
------	------	-----	---

(ア) 施設の概要

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成			施設面積 合計 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	構造	戸数			
【常陸太田地区計】							385 戸 (474 戸)	27,744.9 (30,737.4)	
213	谷河原町団地	常陸太田	直営(一部委託)	6 棟	木造平屋建	0 戸 (6 戸)	0.0 (204.0)	1956/01/01	2024 解体
214	稲木町団地 1	常陸太田	直営(一部委託)	15 棟	木造平屋建	0 戸 (15 戸)	0.0 (471.5)	1961/01/01	2024 解体
215	稲木町団地 2	常陸太田	直営(一部委託)	16 棟	木造平屋建	0 戸 (16 戸)	0.0 (545.9)	1962/01/01	2024 解体
216	稲木町団地 3	常陸太田	直営(一部委託)	6 棟	木造平屋建	0 戸 (6 戸)	0.0 (222.6)	1963/01/01	2024 解体
217	新宿町団地 3	常陸太田		8 棟	木造平屋建	0 戸 (8 戸)	0.0 (254.4)	1963/01/01	2020 解体
218	幡町団地 1	常陸太田		15 棟	木造平屋建	0 戸 (15 戸)	0.0 (477.0)	1964/01/01	2022 解体
219	幡町団地 2	常陸太田		4 棟	簡易耐火平屋建	0 戸 (18 戸)	0.0 (603.6)	1965/01/01	2022 解体
222	新宿町団地 4	常陸太田	直営(一部委託)	3 棟	簡易耐火二階建	15 戸 (20 戸)	640.5 (854.0)	1972/01/01	53
223	新宿町団地 5	常陸太田	直営(一部委託)	3 棟	簡易耐火二階建	10 戸	427.0	1973/01/01	52
220	新宿町団地 6	常陸太田	直営(一部委託)	4 棟	簡易耐火二階建	20 戸	1,040.0	1974/01/01	51
221	新宿町団地 7	常陸太田	直営(一部委託)	3 棟	簡易耐火二階建	15 戸	780.0	1975/01/01	50
224	中城町団地	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火三階建	24 戸	1,327.2	1977/01/01	48
227	寿団地 A	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火三階建	12 戸	748.8	1978/01/01	47
228	寿団地 B	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火三階建	12 戸	748.8	1979/01/01	46
229	寿団地 C	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火三階建	12 戸	748.8	1979/01/01	46
225	寿団地 D	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火三階建	12 戸	748.8	1980/01/01	45
226	寿団地 E	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火三階建	12 戸	748.8	1980/01/01	45
230	新宿町団地	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火三階建	18 戸	1,245.6	1981/01/01	44
231	新宿 2 団地 A	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火三階建	12 戸	830.4	1982/01/01	43
232	新宿 2 団地 B	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火三階建	12 戸	830.4	1983/01/01	42
233	増井町団地 A	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火三階建	12 戸	855.6	1985/01/01	40
234	増井町団地 B	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火三階建	12 戸	855.6	1986/01/01	39
236	馬場町団地 1	常陸太田	直営(一部委託)	9 棟	木造二階建	18 戸	1,281.6	1988/01/01	37
235	馬場町団地 2	常陸太田	直営(一部委託)	9 棟	木造二階建	18 戸	1,281.6	1989/01/31	36
237	小沢町団地	常陸太田	直営(一部委託)	5 棟	木造二階建	10 戸	712.0	1992/01/01	33
238	幡町団地 A 棟	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火三階建	18 戸	1,752.9	2000/04/21	25
239	幡町団地 B 棟	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火四階建	20 戸	1,922.0	2002/01/11	23
240	幡町団地 C 棟	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火四階建	24 戸	2,275.2	2003/04/16	22
241	幡町団地 D 棟	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火四階建	12 戸	1,164.5	1999/05/01	26
242	幡町団地 E 棟	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火四階建	16 戸	1,533.6	1998/05/01	27
243	幡町団地 F 棟	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火四階建	12 戸	1,112.1	1997/05/01	28
244	幡町団地 G 棟	常陸太田	直営(一部委託)	1 棟	中層耐火四階建	12 戸	1,139.7	2004/04/28	21
245	磯部町団地	常陸太田	直営(一部委託)	6 棟	木造平屋建・二階建	15 戸	993.4	2010/06/01	15
【金砂郷地区計】							10 戸	511.7	
246	富士山団地	金砂郷	直営(一部委託)	5 棟	簡易耐火平屋建	10 戸	511.7	1978/03/01	47
【水府地区計】							40 戸 (60 戸)	5,902.6 (6,992.4)	
247	松平団地 1	水府		10 棟	簡易耐火平屋建	0 戸 (20 戸)	0.0 (1,089.8)	1976/03/20	2022 解体
248	上の台団地	水府	直営(一部委託)	5 棟	木造平屋建	10 戸	605.0	1984/01/22	41
249	中染団地 1	水府	直営(一部委託)	5 棟	木造平屋建	10 戸	2,128.0	1986/03/01	39
250	中染団地 2	水府	直営(一部委託)	3 棟	木造平屋建	6 戸	2,128.0	1993/07/20	32
251	松平団地 2	水府	直営(一部委託)	7 棟	木造平屋建	14 戸	1,041.6	1994/03/23	31
【里美地区計】							56 戸	3,551.4	
254	大中宿西団地	里美	直営(一部委託)	3 棟	木造平屋建	6 戸	315.0	1978/03/31	47
255	みどり団地	里美	直営(一部委託)	5 棟	木造平屋建	10 戸	616.0	1984/03/31	41
256	うぐいす台団地	里美	直営(一部委託)	8 棟	木造平屋建	16 戸	985.6	1986/03/31	39
257	大中宿上団地	里美	直営(一部委託)	2 棟	木造平屋建	4 戸	240.8	1988/03/31	37
252	中の町団地 1	里美	直営(一部委託)	6 棟	木造平屋建・二階建	12 戸	762.0	2001/03/31	24
253	中の町団地 2	里美	直営(一部委託)	4 棟	木造二階建	8 戸	632.0	2003/03/31	22
小分類合計						491 戸 (600 戸)	37,710.6 (41,792.9)		
(構成割合)							15.8% (16.1%)		

※ () 内は、2015 (平成 27) 年度

目的、機能	住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給する。
配置状況	- 常陸太田地区：26 団地、385 戸 - 金砂郷地区：1 団地、10 戸 - 水府地区：4 団地、40 戸 - 里美地区：6 団地、56 戸
施設規模	- 全体の合計が約 37,700 m²で、うち常陸太田地区が約 27,700 m²、金砂郷地区が約 500 m²、水府地区が約 5,900 m²、里美地区が約 3,600 m²となっている。 - 新しい団地は中層（三階建て、四階建て）のものが多く、古い団地には平屋や二階建ての団地も多い。
建物状態	- 築 40 年以上経過した団地が 18 団地あり、その内訳は、常陸太田地区に 14 団地、金砂郷地区に 1 団地、水府地区に 1 団地、里美地区に 2 団地となっている。 - 常陸太田地区の築 50 年以上経過している団地は、4 団地 60 戸となっている。 - 常陸太田地区では、7 団地 84 戸の解体が完了した。 - 水府地区で築 40 年以上経過していた松平団地 1 の解体が完了した。 - 市内 37 団地のうち、30 年以上経過した建物は 27 団地となっており、約 73% を占める。 - 長寿命化対策は、耐用年数を迎える前に実施すれば補助の対象になるため、2030（令和 12）年までの実施計画を策定している。なお、取り壊し予定の住宅については、原則的に大規模な修繕は実施しない方針である。

（イ）今後の方向性

① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
長期的な見通しに基づき、福祉の観点から必要な供給戸数を設定しサービスを維持する	- 長寿命化計画（2020(令和 2)年改定）において、改定時 582 戸の供給戸数を 480 戸程度まで縮小する方針である。 - 但し、供給戸数については将来にわたり固定することなく、社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜見直しを行うことに留意する。
民間との連携により、市が保有する公営住宅を増やさずに、住宅供給を行う方策について研究を進める	賃貸住宅の供給は民間主体で実施することも可能であることから、借上げや家賃補助、新たな PPP 等の多様な手法を適用し、長期的にな市の費用負担を軽減しながら、必要な住宅供給を続ける方策について研究を進める。
市で保有する土地を有効活用して団地を集約することにより、更新・保有にかかるコストの削減を図る	古い団地には平屋の建物が多く、借地も複数あることから、建替えに際しては、市が保有する土地を有効活用して団地を集約するとともに、借地については所有者に返還することにより、建設及び管理運営に係るライフサイクルコストの削減を図る。

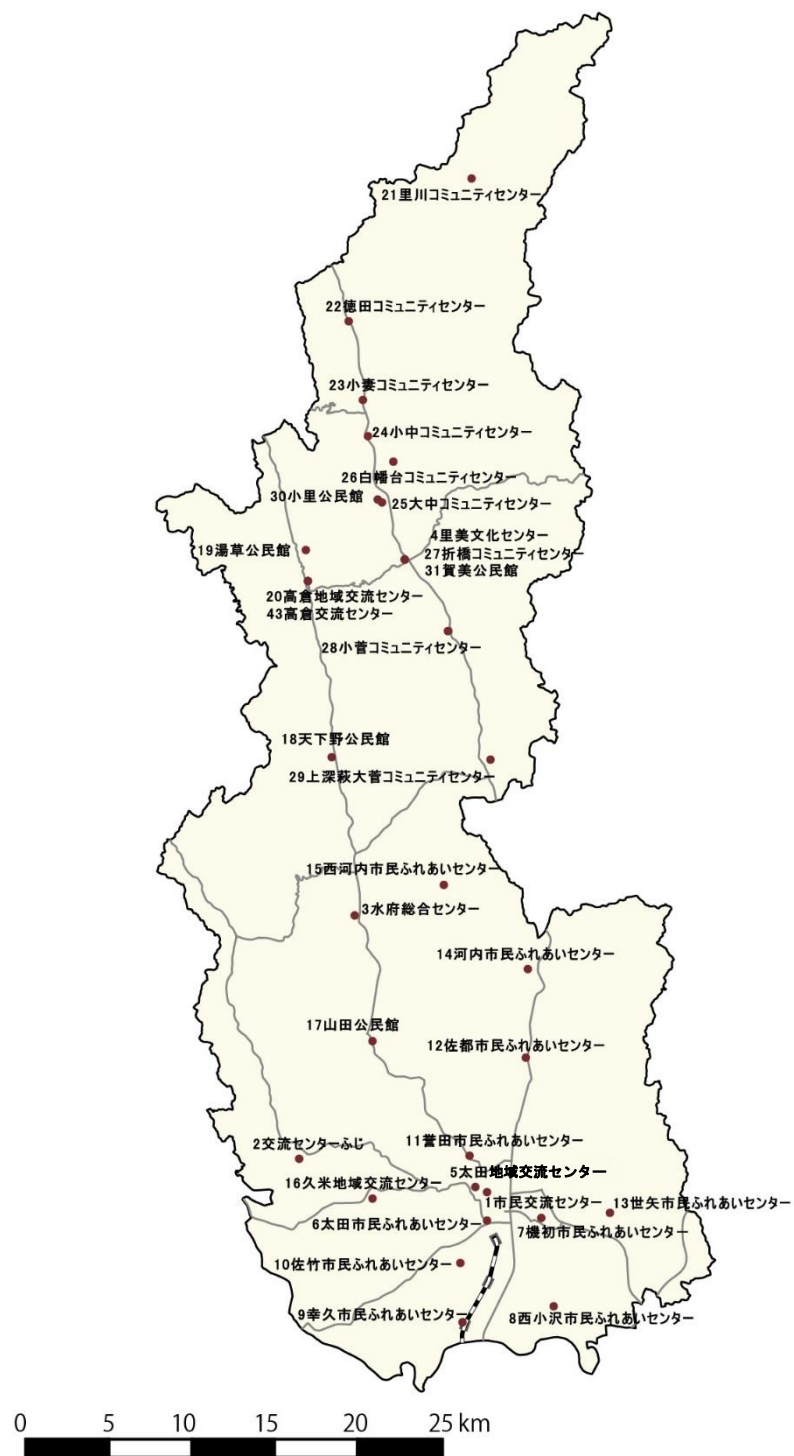
② 期別の実施方針

短期 (3 年以内)	- 老朽化の進む施設（1965(昭和 40)年以前取得）について、民間代替等を検討しながら廃止を進め、市内全体の供給戸数の縮小を図る。 - サービスの存続を図る施設（1966(昭和 41)年から 1985(昭和 60)年取得）については、建設費用を補助し、建設した建物を借り上げる運営へ移行を図る。その際、既存建物については、再利用及び解体を検討し実施する。 - 費用負担を軽減しながら住宅供給を続ける方策について、研究を進める。
中期 (10 年以内)	- サービスの存続を図る施設（1986(昭和 61)年以降取得）について、建設費用を補助し、建設した建物を借り上げる運営へ移行を図る。その際、既存建物については、再利用及び解体を検討し実施する。 - 費用負担を軽減しながら住宅供給を続ける方策について、研究を進める。
長期 (20 年以内)	- 社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜供給戸数の見直しを行う。 - 費用負担を軽減しながら住宅供給を続ける方策について、研究を進める。
超長期	- 社会経済情勢の変化等を踏まえて適宜供給戸数の見直しを行う。 - 費用負担を軽減しながら住宅供給を続ける方策について、研究を進める。

(ウ) 2025 年(令和 7 年)3 月までに行った対策の実績

施設名	対策の実績	施設名	対策の実績
谷河原団地	・ 4 戸/6 戸 解体	新宿町団地 3	・ 8 戸/8 戸 解体 ・ 借地返却
稲木町団地 1	・ 15 戸/15 戸 解体	幡町団地 1	・ 15 戸/15 戸 解体 ・ 借地返却
稲木町団地 2	・ 16 戸/16 戸 解体	幡町団地 2	・ 18 戸/18 戸 解体 ・ 借地返却
稲木町団地 3	・ 6 戸/6 戸 解体	松平団地 1	・ 20 戸/20 戸 解体

(3) 市民文化系施設



分類 3	市民文化系施設	小分類	市民交流施設、公民館、集会所、その他
------	---------	-----	--------------------

(ア) 施設の概要

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内訳			
【市民交流施設】				小分類計 (構成割合)		13,484.7 (15,636.7) 5.5% (6.0%)		
1	市民交流センター	常陸太田	指定管理	1 棟	常陸太田市民交流センター	4,998.0	1988/10/01	37
2	交流センターふじ	金砂郷	直営	1 棟	交流センターふじ	3,372.1	1997/03/21	28
3	水府総合センター	水府	直営	1 棟	水府総合センター	3,915.6	2004/10/01	21
4	里美文化センター	里美	直営	1 棟	里美文化センター	1,199.0	1981/03/31	44
43	旧高倉交流センター	水府		0 棟 (2 棟)	旧高倉小学校舎・体育館	0.0 (2,152.0)	1981/06/30	2022 解体
【公民館】				小分類計 (構成割合)		1,851.5 (2,844.5) 0.8% (1.1%)		
5	太田コミュニティセンター	常陸太田	※分類 3-市民文化系施設-その他(地域交流センター等)へ移動			0.0 (332.0)	1992/04/30	33
7	機初市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1 棟	機初ふれあいセンター	207.0	1986/03/01	39
8	西小沢市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1 棟	西小沢市民ふれあいセンター	215.6	1992/04/01	33
9	幸久市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1 棟	幸久市民ふれあいセンター	216.9	1994/03/01	31
10	佐竹市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1 棟	佐竹市民ふれあいセンター	212.0	1987/03/01	38
11	誉田市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1 棟	誉田市民ふれあいセンター	211.0	1985/03/01	40
12	佐都市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1 棟	佐都市民ふれあいセンター	220.0	1999/04/01	26
13	世矢市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1 棟	世矢市民ふれあいセンター	351.1	1993/04/01	32
14	河内市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1 棟	河内市民ふれあいセンター	217.9	1992/04/20	33
17	旧山田公民館	水府	直営	1 棟	山田地区多目的集会施設	0.0 (309.0)	1980/02/31	2024 解体
18	天下野公民館	水府	※分類 3-市民文化系施設-その他(地域交流センター等)へ移動			0.0 (352.0)		
追	金砂公民館	金砂郷	※かなさ笑楽校内			-		
追	郡戸公民館	金砂郷	※工芸交流センター楓内			-		
【集会所】				小分類計 (構成割合)		2,934.7 (2,934.7) 1.2% (1.1%)		
6	太田市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1 棟	太田市民ふれあいセンター	227.0	1994/03/31	31
15	西河内市民ふれあいセンター	常陸太田	直営	1 棟	西河内市民ふれあいセンター	160.6	1984/04/01	41
19	湯草公民館	水府	直営	2 棟	湯草公民館・湯草公民館（便所）	210.7	1955/04/01	70
21	里川コミュニティセンター	里美	直営	1 棟	里川コミュニティセンター	293.1	1991/03/31	34
22	徳田コミュニティセンター	里美	直営	1 棟	徳田コミュニティセンター	214.1	1984/03/31	41
23	小妻コミュニティセンター	里美	直営	1 棟	小妻コミュニティセンター	210.3	1986/03/31	39
24	小中コミュニティセンター	里美	直営	1 棟	小中コミュニティセンター	210.3	2007/03/31	18
25	大中コミュニティセンター	里美	直営	1 棟	大中コミュニティセンター	567.5	2015/03/31	10
26	白幡台コミュニティセンター	里美	直営	1 棟	白幡台コミュニティセンター	167.9	1996/08/01	29
27	折橋コミュニティセンター	里美	直営	1 棟	折橋コミュニティセンター	240.1	2004/03/31	21
28	小菅コミュニティセンター	里美	直営	1 棟	小菅コミュニティセンター	218.6	2008/03/31	17
29	上深萩大菅コミュニティセンター	里美	直営	1 棟	上深萩大菅コミュニティセンター	214.5	2006/03/31	19

【その他（地域交流センター等）】					小分類計 (構成割合)	1,477.5 (509.9) 0.6% (0.2%)		
5	太田地域交流センター (旧太田コミュニティセンター)	常陸太田	直営	1 棟	太田地域交流センター	332.0	1992/04/30	33
16	久米地域交流センター	金砂郷	直営	1 棟	久米地域交流センター	241.9	2016/03/23	9
追	山田地域交流センター	水府	直営	1 棟	山田地域交流センター	283.6 (0.0)	2023/06/06	2
18	天下野地域交流センター (旧天下野公民館)	水府	直営	1 棟	天下野多目的集会施設	352.0 (0.0)	1983/12/24	42
20	高倉地域交流センター	水府	直営	1 棟	高倉地域交流センター	268.0	2016/05/18	9
追	金郷コミュニティ (旧金郷公民館)	金砂郷	※交流センターふじ内					
追	染和田コミュニティ (旧染和田公民館)	水府	※水府総合センター内					
30	小里コミュニティ (旧小里公民館)	里美	※里美支所内					
31	賀美コミュニティ (旧賀美公民館)	里美	※里美文化センター内					

※（ ）内は、2015（平成 27）年度

目的、機能	【市民交流施設】 - 市民の社会教育向上や交流を促進するため、ホールや会議室等の貸室を提供している施設である。公民館、図書館、保健センター等を持つ複合施設の施設もある。 - 市民交流センターは、大ホール（約 1,000 席）や多目的ホール（300 人収容）が整備され、現在、指定管理者制度を活用し、民間事業者が管理運営を行っている。 - その他、金砂郷地区に交流センターふじ（約 500 席のホールあり）、水府地区に水府総合センター（300 席のホールあり）、里美地区に里美文化センターが整備されており、講演や会議等に利用されている。 【公民館】 - 地域住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会を提供する施設で、講座のほか交流の場としての役割を果たす。 - 子どもや若者、働き盛りの世代も含めて、地域住民全体が気軽に集える施設である。 【集会所】 - 市民の学習意識の高揚と福祉の増進を図るための施設で、町会等による集会利用等、地域住民の交流を促進する施設として利用されている。 - 基本的に地域で整備・保有する施設であるが、表中の集会所については市が保有し維持管理を行っている。 【その他】 - 地域交流センターは、地域の交流・活動の拠点施設として管理・運営されている。他の施設内のスペースを利用している地域コミュニティもある。
配置状況	【市民交流施設】 - 各地区に 1 施設ずつ整備されている。 【公民館・地域交流センター】 20 施設のうち、他施設内の利用は 6 施設ある。 【集会所】 12 施設あり、常陸太田地区に 2 施設、水府地区に 1 施設、里美地区に 9 施設ある。
施設規模	- 市民文化系施設の延床面積の合計は約 20,000 ㎡である。 - 市民交流施設の延床面積の合計は約 13,500 ㎡と大きくなっている。 - 公民館の延床面積の合計は約 1,900 ㎡である。 - 集会所の延床面積の合計は約 2,900 ㎡である。 - その他の延床面積の合計は約 1,500 ㎡である。
建物状態	- 築 30 年以上経過した施設は、30 施設中 18 施設と 6 割を占めている。 - 築 40 年以上を経過した施設は、里美文化センター（43 年）をはじめ 6 施設となっている。うち、山田公民館については、新たに山田地域交流センターが建築され、機能移転が完了しており、その後解体された。

(イ) 今後の方向性

① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
今後の需要量に応じて機能の再編や多目的利用を図る	- ホール機能について、施設ごとの席数と需要量に応じ、市民交流施設間での再編を図る。貸室機能についても、今後の需要に応じて、他の施設と合わせて再編を図る。 - 各地域の拠点と位置づけられる市民交流施設については、他のサービスとの多目的利用を図る。
複合化や多目的利用を図り、地域コミュニティ拠点とすることを検討する	- 公民館は、地域の人口動態やニーズ等に応じて新たな地域コミュニティへの移行や多目的利用を図り、地域拠点として身近な学習・交流の場として夢を育み健やかに生きる人づくりへの寄与や、他のサービス提供（福祉サービス等）をも視野に入れて検討する。 - 利用が少ない公民館については、地域コミュニティ拠点への移行や多目的利用を図る。
実質的な利用主体と協議し、地域団体への所有移行を含め、あり方を検討する	各集会所は、実質的な利用主体と協議し、所有のあり方や今後の方向性を検討する。その際、現在の施設整備の原則と照らし合わせ、地域団体での整備・保有への移行を図る。
現状維持	新たに建設した地域交流センター等は、引き続きサービス提供を行う。
建物状況に合わせ、必要性も含めて検討する	- 特に老朽化が進む施設は、老朽化の状況に合わせ、他施設への機能集約を進める。 - 老朽化が進む一方で地域拠点としても位置づけられる市民交流施設については、サービスを他施設に集約させ、既存建物への機能移転等を図る。

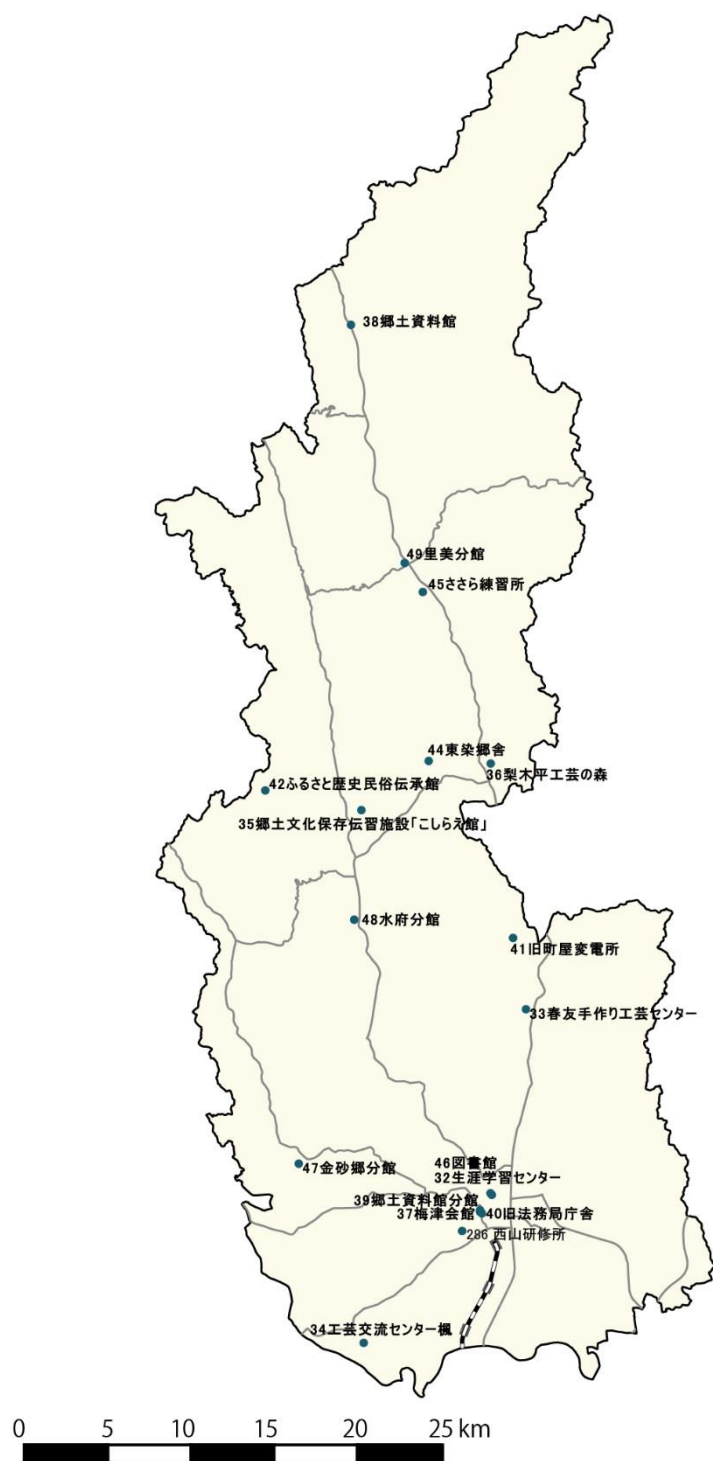
② 期別の実施方針

短期 (3年以内)	- 建築年度が古く、近隣に類似機能の施設がある市民交流施設について、即時、他施設への機能集約を図る。 - 集会所について、実質的な利用主体と協議し、地域団体での整備・保有への移行等を図る。老朽化が進む集会所については、他施設への機能集約を図る。
中期 (10年以内)	各地域の拠点となる市民交流施設、公民館について、地域拠点として他サービスとの多目的利用を図る。
長期 (20年以内)	更新時期の近い公民館について、低未利用スペースの集約及び利用スペースの効率化を図る。
超長期	- 市民交流施設については、更新時期を対応期限として施設間のホール・貸室等の機能集約を図る。 - 更新時期を迎える市民交流施設については、更新時期を対応期限として人口規模に合わせた建物規模縮小・地域拠点としての複合化を図る。 - 老朽化の進む市民交流施設については、用地の一体的な活用を念頭に置き、近隣の公共施設等の動向を踏まえながら、更新時期を対応期限として、サービスの他施設への集約又は既存建物への機能移転等を図る。 - 公民館については、更新時期を対応期限として、人口規模に合わせた建物規模の縮小や複合化、多目的利用を実施する。

(ウ) 2025 年(令和 7 年)3 月までに行った対策の実績

施 設 名	対 策 の 実 績
交流センターふじ	・ 金砂郷保健センターの機能を複合化
旧高倉交流センター	・ 施設解体
久米地域交流センター	・ 施設機能維持 ・ 地域交流センターとして、地域主体の管理運営に移行
天下野公民館	・ 施設機能維持 ・ 地域交流センターとして、地域主体の管理運営に移行
高倉地域交流センター	・ 施設機能維持 ・ 地域交流センターとして、地域主体の管理運営に移行
山田地域交流センター	・ 施設機能維持 ・ 地域交流センターとして、地域主体の管理運営に移行
旧山田公民館	・ 施設解体
太田地域交流センター	・ 太田市民ふれあいセンターより移行

(4) 社会教育系施設



分類 4	社会教育系施設	小分類	生涯学習・芸術文化施設
------	---------	-----	-------------

(ア) 施設の概要

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内訳			
【生涯学習・芸術文化施設】						小分類計 (構成割合)	6,046.1 (6,480.1) 2.5%	
32	生涯学習センター	常陸太田	直営	1 棟	生涯学習センター	2,391.1	1999/04/01	26
33	春友手づくり工芸センター	常陸太田	直営	1 棟	春友手づくり工芸センター	497.0	1990/03/31	35
34	工芸交流センター楓	金砂郷	直営	2 棟	工芸交流センター楓・集会所施設、 工芸交流センター楓・作業施設	465.0	1996/02/20	29
35	郷土文化保存伝習施設「こしらえ館」	水府	直営	1 棟	郷土文化保存伝習施設	20.0	1992/03/26	33
36	梨木平工芸の森	里美		0 棟 (1 棟)	梨木平工芸の森	0.0 (434.0)	1995	2023 売却
286	西山研修所	常陸太田	指定管理	3 棟	西山研修所（本館）、西山研修所 (別館)、西山研修所（新館）	2,673.0	1938/01/01	87

※（ ）内は、2015（平成 27）年度

目的、機能	- 生涯学習センターは、市民の生涯にわたる総合的な学習活動の推進に資することを目的とした施設で、生涯学習推進のための調査、研究及び総合企画を行うとともに、生涯学習の講座を市民に提供している。 - 春友手づくり工芸センターは、工芸の創作活動の普及向上を図り、市民の芸術文化の振興に資することを目的として設置された施設で、現在は高度な技術を持つ指導者がいる陶芸体験に特化した施設である。 - 工芸交流センター楓は、工芸の創作活動等を通じて文化交流を活性化し市民の芸術文化の振興に資することを目的として設置された施設で、現在は陶芸（小規模で少人数での利用のみ可能）、染物、木工芸体験を提供する施設である。また、郡戸公民館としての利用もされている。 - 郷土文化保存伝習施設「こしらえ館」は、高齢者の経験や技術、知識を活かした生産活動を通し若者に郷土文化を継承しながら社会的文化活動への参加を促進し、山村地域の振興に資することを目的として設置された。現在は小中学校授業の一環として取り組むなど水戸藩の陶製産業であった町田焼の復興、普及活動の促進に寄与する陶芸体験施設としての利用が主である。 - どの施設も、貸室等として教室・講座を開催するのは主に市内の団体である。教室・講座等の参加者は不特定多数で市外からの利用もあるが、主に市民が利用するサービスである。
配置状況	- 生涯学習施設は生涯学習センター、西山研修所の 2 施設。 - 陶芸体験施設は 3 施設（工芸交流センター楓のみ木工体験等も可能）で、基本的には市内向けの施設。陶芸体験施設は常陸太田、水府、金砂郷、里美の各地区に分散していたが、里美地区の梨木平工芸の森については、利用者数の減少に伴い、陶芸機能を春友手づくり工芸センターに集約し、施設等の売却も完了している。
施設規模	- 延床面積の合計は約 6,000 ㎡である。 - 特に西山研修所が約 2,700 ㎡、生涯学習センターが約 2,400 ㎡と大規模である。
建物状態	生涯学習センター（築 25 年）、工芸交流センター楓（築 28 年）以外の施設が築 30 年以上経過している。

(イ) 今後の方向性

① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
ニーズに合わせて地域拠点としての複合化を図る	- 生涯学習センターは、ニーズに合わせた施設機能維持を図って行く。規模の大きい施設なので、地域拠点として多目的利用を検討・実施する。 - また、建物については、民間委託の拡大等の管理運営形態の見直しにより効率化を図る。
他施設との多目的利用や施設廃止等の検討を進める	- 工芸施設については、整備当初からの環境の変化や利用実態を踏まえ、存続の必要性も含めて検討する。検討の際には設備や提供サービスの内容を踏まえ、存続する施設への機能集約を図る。 - 工芸交流センター楓は、作業施設と集会所施設の2棟で構成されており、集会所施設は公民館として取り扱う。 - 管理運営形態の見直しや、周辺施設との連携による多目的利用、施設廃止等の検討を進める。 - 施設の目的・役割を再定義し、地域資源として他観光・レクリエーション施設と連携することも考えられる。

② 期別の実施方針

短期 (3年以内)	- 生涯学習センターについては、建物の管理運営形態を見直すことで効率化を図る。 - 利用が少なく、類似機能の施設に比較的近い工芸施設については、整備当初からの環境の変化や利用実態を踏まえ、類似施設への統合等を進める。移転後の建物については活用方法を検討する。
中期 (10年以内)	- 生涯学習センターについては、地域拠点として、他施設の状況に応じた多目的利用を検討・実施する。 - 利用の実態や設備の規模、提供サービスの内容を踏まえ、一部の工芸施設については他の工芸施設への統合を進める。移転後の建物については活用方法を検討する。
長期 (20年以内)	- 生涯学習センターについては、引き続き地域拠点として、他施設の状況に応じた多目的利用を検討・実施する。 - 存続を図る工芸施設については、管理運営形態の見直しや、周辺施設との連携による多目的利用等を図る。また、施設の目的・役割を再定義し、地域資源として他観光・レクリエーション施設と連携することも検討する。
超長期	- 生涯学習センターについては、引き続き地域拠点として、他施設の状況に応じた多目的利用を検討・実施する。 - 存続を図る工芸施設については、引き続き管理運営形態の見直しや、周辺施設との連携による多目的利用等も図る。また、施設の目的・役割を再定義し、地域資源として他観光・レクリエーション施設と連携することも検討する。

(ウ) 2025 年(令和 7 年)3 月までに行った対策の実績

施 設 名	対 策 の 実 績
春友手づくり工芸センター	・ 梨木平工芸の森の陶芸機能を集約
梨木平工芸の森	・ 春友手づくり工芸センターに陶芸機能を集約 ・ 施設売却

分類 4	社会教育系施設	小分類	博物館等
------	---------	-----	------

(ア) 施設の概要

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内訳			
【博物館等】					小分類計 (構成割合)	1,520.1 (2,450.7) 0.6% (0.9%)		
37	梅津会館	常陸太田	直営 (一部委託)	2 棟	郷土資料館梅津会館 郷土資料館梅津会館展示室	741.6	1936/08/01	89
38	郷土資料館	里美		1 棟	郷土資料館 (徳田北口公園せせらぎの郷)	132.0	2000/06/18	25
39	郷土資料館分館	常陸太田		1 棟	郷土資料館分館	0.0 (105.8)	1994/02/01	2017 返却
40	旧法務局庁舎 (郷土資料館別館)	常陸太田	直営	1 棟	郷土資料館別館 (旧法務局庁舎)	500.5	1973/03/26	52
41	旧町屋変電所	常陸太田	直営	1 棟	旧町屋変電所	129.8	1910/03/31	115
42	ふるさと歴史民俗伝承館	金砂郷		3 棟	ふるさと歴史民俗伝承館、 便所、杜の湯	0.0 (674.5)	1991/03/30	2022 解体
44	東染郷倉	水府	直営	1 棟	東染郷倉	16.2	1991/03/31	34
45	ささら練習所	里美		1 棟	ささら練習所	0.0 (150.3)	1993/ /	2016 地域所有

※ () 内は、2015 (平成 27) 年度

目的、機能	- 梅津会館は国登録有形文化財で、元太田町役場庁舎である。郷土資料の展示を行っている。 - 郷土資料館は常陸太田せせらぎの郷の中の施設で、石臼を引く水車小屋であるが、現在一般利用はほとんどされていない。 - 旧町屋変電所は国登録有形文化財であり、東電から寄付された建物で、公民館として利用していたときもあったが、現在は市民団体が管理・運営し、文化財として公開している。東日本大震災で被災したが、災害復旧は完了。 - 東染郷倉は市指定の文化財。元は米蔵で、以前は市指定文化財の歴史資料が保管されていた。 - 郷土資料館別館（旧法務局庁舎）は、旧法務局の庁舎を博物館として利用することで減額譲渡を受け、現在は内部を改修して歴史美術資料や図書の収蔵庫及び文化課の事務室として利用されている。
配置状況	- 梅津会館は、博物館として郷土資料の保存・展示を行っている。 - 旧町屋変電所は、国登録有形文化財として公開活用が行われている。 - 東染郷倉は、茅葺屋根の風化を防ぐため、保護するための屋根がかけられている。
施設規模	延床面積の合計は、約 1,500 ㎡である。
建物状態	- 国登録有形文化財である梅津会館（築 88 年）及び旧町屋変電所（築 114 年）は、文化財として保全を図る必要がある。 - 旧法務局庁舎は、築 51 年が経過している。 - 東染郷倉は、屋根の葺き替えが必要である。

(イ) 今後の方向性

① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
文化財として計画的な保存を行う	文化財である３施設は、引き続き計画的に保存・管理を行う。
文化財として活用を図る	- 歴史資料等の展示等を行う梅津会館については、建物の保存に留意しつつ活用を図り、利用者の増につなげていく。 - 有形文化財の認知度を向上させ、多くの方々の来訪を誘う。
実質的な利用主体と協議し、今後の利用や所有のあり方を検討する	郷土資料館など地域や地域団体で利用している施設は、利用している地域団体等と協議し、地域等での管理、地域への保有移行を図る。

② 期別の実施方針

短期 (3年以内)	- 文化財である３施設については、今後計画的に保存・管理を行う。 - 地域や地域団体で利用している施設については、利用している地域団体等と協議し、地域団体等での整備・保有への移行を図る。
中期 (10年以内)	文化財である３施設については、引き続き計画的に保存・管理を行う。
長期 (20年以内)	文化財である３施設については、引き続き計画的に保存・管理を行う。なお、資料展示等を行っており利用の増加が見込まれる施設については、多目的利用を進める。
超長期	文化財である３施設については、引き続き計画的に保存・管理を行う。なお、資料展示等を行っており利用の増加が見込まれる施設については、多目的利用を進める。

(ウ) 2025年(令和7年)3月までに行った対策の実績

施設名	対策の実績
郷土資料館分館	施設、借地返却
ふるさと歴史民俗伝承館	施設解体（トイレを除く）

分類 4	社会教育系施設	小分類	図書館
------	---------	-----	-----

(ア) 施設の概要

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内訳			
【図書館】					小分類計 (構成割合)	1,619.4 (1,619.4) 0.7% (0.6%)		
46	図書館	常陸太田	直営	1 棟	市立図書館(図書館)	1,619.4	1990/03/15	35
47	金砂郷分室	金砂郷	※交流センターふじ 内					
48	水府分室	水府	※水府総合センター内					
49	里美分室	里美	※里美文化センター内					

※（ ）内は、2015（平成 27）年度

目的、機能	市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書の貸し出し、収集整理、保存を行う施設。 (基本的に不特定の市民が利用する。読み聞かせ会等のサービスは主に児童が利用する。)
配置状況	- 図書館が 1 施設、分室が 3 施設。 - 基本的なサービス圏域は市内だが、通勤通学等で市外からの来る人の利用もある。 - 配置場所の制約は特にないが、現在のシステムのままであれば、蔵書を保管する書庫スペースを設けられる規模が必要となる。 - 近隣に、日立市立南部図書館が 2013 年に開館した。
施設規模	延床面積は約 1,600 ㎡（分館の延床面積は除く）である。
建物状態	里美分室が入っている里美文化センターは、築 40 年以上経過している。

(イ) 今後の方向性

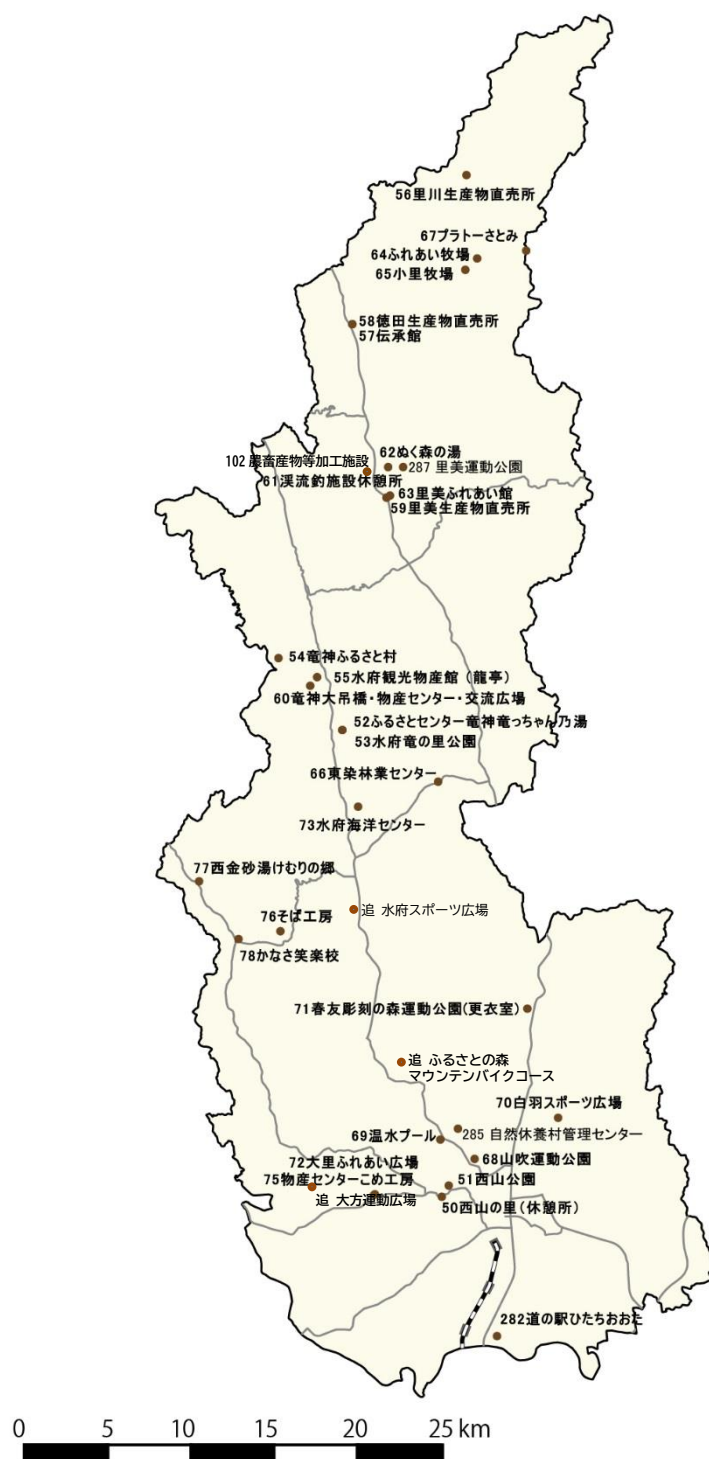
① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
県の図書館ネットワークの利用によって、質の向上と規模の適正化を図る	- 県内の図書館ネットワークによって所蔵していない蔵書も貸し出せる等、質の向上が見込まれるため、積極的に利用の促進を図る。 - 県内ネットワークを利用できる窓口としての機能を強化しつつ、ニーズに合わせて規模や運営体制の適正化を図る。
複合化や管理運営形態の検討により、利便性向上・効率化を図る	- 本館は、情報拠点として地域の課題を解決するために、郷土資料コーナー、大活字本コーナー、子育て支援コーナー、ビジネス支援コーナー等の資料の充実を図るとともに、関連する事業を組み合わせ、さらなる図書館利用サービスの向上を図る。 - 指定管理者制度導入の事例もあり、場合によっては導入を検討する。

② 期別の実施方針

短期 (3年以内)	- 本館、各分室について、県内の図書館ネットワークを活用したサービス向上により、積極的な利用促進を図る。 - 各分室について、周辺施設の未利用スペースへの機能移転等を含め、今後のあり方について検討・実施する。
中期 (10年以内)	本館については、複合化や管理運営形態の検討により、利便性向上・効率化を図る。
長期 (20年以内)	本館・各分室ともに、機能の必要性を精査し、ニーズに合わせて規模や運営体制の適正化を図る。
超長期	本館・各分室ともに、更新時期を対応期限として、人口規模に合わせた建物規模の縮小や多目的利用等を実施する。

(5) スポーツ・レクリエーション系・産業系施設



分類 5	スポーツ・レクリエーション系・産業系施設	小分類	産業、観光、レクリエーション施設
------	----------------------	-----	------------------

(ア) 施設の概要

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内 訳			
【産業、観光、レクリエーション施設】					小分類計 (構成割合)	17,470.5 (16,522.2) 6.9% (6.3%)		
50	西山の里（休憩所）	常陸太田	委託	1 棟	西山の里休憩所(休憩所)	660.0	1988/04/01	37
51	西山公園	常陸太田		1 棟	西山公園(休憩所)	94.0	1995/03/01	30
52	ふるさとセンター竜神 竜っちゃん乃湯	水府	指定管理	3 棟	ふるさとセンター竜神増築・ふるさとセンタ ー竜神・竜っちゃんの湯	1,058.9	1981/06/30	44
53	水府竜の里公園	水府	指定管理	3 棟	トイレ、洗い場、小屋	105.1	2004/03/22	21
54	竜神ふるさと村	水府	指定管理	13 棟	バンガロー棟(3 戸)・浴室棟・調理棟 A・調理棟 B・宿泊棟 A(2 棟)・宿泊 棟 B・管理棟・コテージ A(1 戸)・コテ ージ B(2 戸)・研修棟・便所 A・便所 B・ コテージ	954.0	1983/03/25	42
55	水府観光物産館 （竜神カフェ）	水府	指定管理	1 棟	観光物産館	174.7	1989/01/09	36
56	里川生産物直売所	里美		1 棟	生産物直売所	0.0 (13.3)	1998/03/31	2018 解体
57	伝承館	里美	直営 (一部委託)	1 棟	伝承館	132.4	1999/07/19	26
58	徳田生産物直売所	里美		1 棟	徳田生産物直売所	0.0 (33.1)	1999/03/31	生産組合保有
59	里美生産物直売所	里美	その他	1 棟	里美村生産物直売所	352.8	1986/03/01	39
60	竜神大吊橋・ 物産センター・交流広場	水府	指定管理	3 棟	物産センター・物産センター 売店増築・ 物産センター 女子トイレ増築	657.9	1994/03/25	31
61	溪流釣施設休憩所	里美		1 棟	溪流釣施設休憩所	0.0 (143.0)	1989/03/31	2022 解体
62	ぬく森の湯	里美	指定管理	1 棟	ぬく森の湯	959.7	1995/03/31	30
63	里美ふれあい館	里美	指定管理	1 棟	里美ふれあい館	467.4	2003/03/01	22
64	ふれあい牧場	里美		2 棟	管理事務所・住宅	81.1	1960/03/31	65
65	小里牧場	里美		3 棟	飼育棟・繁殖牛給餌棟・飼糧倉庫	959.3	2011/03/30	14
66	東染林業センター	水府		1 棟	東染林業センター	192.0	1986/03/01	39
67	プラトーさとみ	里美	指定管理	1 棟	プラトーさとみ	1,086.0	1991/03/31	34
75	物産センターこめ工房	金砂郷	指定管理	2 棟	こめ工房(農産処理加工施設)・ こめ工房	880.6	2000/01/01	25
76	そば工房	金砂郷	指定管理	2 棟 (8 棟)	そば工房・そば工房ケビン A・そば工房ケ ビン B・そば工房ケビン C・そば工房民族 資料展示棟	346.1 (584.6)	1996/03/20	29
77	西金砂湯けむりの郷	金砂郷	指定管理	4 棟	金砂の湯(旧郷の湯)・金砂の湯(新 館)・金砂の湯管理倉庫・金砂庵	1,576.4	1982/12/20	43
78	金砂ふるさと体験交流施設 (かなさ笑楽校)	金砂郷	指定管理	3 棟	校舎、体育館、渡り廊下	2,664.0	1989/04/01	36
102	農畜産物等加工施設 (ひたちおたチーズ工房)	里美	指定管理	1 棟	農畜産物等加工施設	724.0 (0.0)	2007/01/26	18
282	道の駅ひたちおた	常陸太田	指定管理	1 棟	道の駅ひたちおた（地域振興施設）	1,814.2	2016/03/31	9
285	旧自然休養村管理センター	常陸太田		1 棟	研修所	877.9	1980/04/01	45
追	ふるさとの森マウンテンバイク コース	常陸太田	直営	1 棟	トイレ	652.0	1998/04/01	27

※ () 内は、2015(平成 27)年度

目的、機能	・市外からの交流人口の増加並びに産業振興、就業の場づくりを目的とした施設である。 【物産販売、体験教室、食事処】 ・水府観光物産館は、「竜神カフェ」として飲み物や軽食を提供している。 ・西山の里は、西山御殿（西山荘）入り口の休憩所で、レストランや売店で特産品を提供するほか、茶室では抹茶のサービスを提供している。 ・そば工房は、食事の提供、そば打ち体験サービスを提供している。 ・里美生産物直売所、物産センターこめ工房は、特産品の販売、食事の提供を行っている。 ・竜神大吊橋・物産センターは、竜神大吊橋を中心とした観光施設で、物産センターはレストランや売店で特産品を提供している。交流広場ではステージがあり、様々なイベントに利用されている。 ・伝承館は、常陸太田せせらぎの郷の中の施設で、実習所として設置された。なお、郷土資料館（水車小屋）と併設されている。 【温浴施設】 ・ぬく森の湯、西金砂湯けむりの郷は、市民の福祉増進を目的として設置された施設で、現在は日帰り温泉施設として入浴サービスを提供している。なお、総合福祉会館内の太田温泉も一般利用が可能な温泉である。 ・ふるさとセンター竜神竜ちゃん乃湯は、宿泊ができるほか、こんにゃく作り体験等もできる温泉施設である。 【宿泊・体験施設、キャンプ場】 ・プラトーさとみは、宿泊ができるほか、ものづくり体験やバーベキュー等ができる。また、オートキャンプ場が併設されている。 ・里美ふれあい館は、そば打ち体験やピザ焼き体験等ができる宿泊施設。 ・かなさ笑楽校は、廃校を利用した宿泊施設で、各種体験サービスを提供している。 ・竜神ふるさと村は、バンガロー等宿泊施設やすべり台もあるキャンプ場である。 ・水府竜の里公園はオートキャンプ場である。 【その他】 ・ふれあい牧場、小里牧場は、肉用牛の繁殖や飼育、採草、放牧等の牧場経営を目的に整備された施設である。 ・東染林業センターは産業目的の利用はなく、町会や老人会などの集会所として利用されている。 ・西山公園は、周辺一帯が茨城県立自然公園に指定されている公園である。さくらの名所としても有名で、秋には紅葉と1年を通じて市民の憩いの場となっている。 ・農畜産物等加工施設（ひたちおおたチーズ工房）は、地域産業の活性化を図ることを目的として設置され、チーズ等の加工・製造・販売をするほか、チーズ加工体験もできる施設である。 ・道の駅ひたちおおたは2016(平成28)年に建設された施設で、レストラン、直売所、物産販売等の多機能施設として利用されている。 ・ふるさとの森マウンテンバイクコースは、自然と親しみながら健康増進を図ることを目的に整備されたコースであり、一部遊歩道も兼ね備えている。
配置状況	【温浴施設】 ・太田温泉を含め、各地区に1箇所ずつ温泉がある。 【物産販売、体験教室、食事処】 ・水府物産センター、水府観光物産館は、竜神大吊橋と一体的に整備されている。 ・西山の里は、西山御殿（西山荘）入り口に、物産販売・飲食施設として整備されている。 【宿泊体験施設】 ・3施設あり、金砂郷地区に1施設、里美地区に2施設ある。 【キャンプ場】 ・3施設あり、水府地区に2施設、里美地区に1施設ある。 【その他】 ・ふれあい牧場、小里牧場は、閉鎖している。

施設規模	- 全施設の延床面積は約 16,800 ㎡である。 - 延床面積 1,000 ㎡を超える施設は、かなさ笑楽校、道の駅ひたちおおた、西金砂湯けむりの郷、プラトーさとみ、ふるさとセンター竜神竜っちゃん乃湯である。 - 竜神ふるさと村、ぬく森の湯、小里牧場も約 1,000 ㎡と大きい。
建物状態	- 築 40 年以上経過しているのは、ふれあい牧場(築 64 年)、旧自然休養村管理センター(築 44 年)、ふるさとセンター竜神竜っちゃん乃湯(築 43 年)、西金砂湯けむりの郷(築 42 年)、竜神ふるさと村(築 41 年)の 5 施設である。 - 築 30 年以上経過しているのは、西山の里(休憩所)、水府観光物産館(竜神カフェ)、里美生産物直売所、竜神大吊橋・物産センター・交流広場、東染林業センター、プラトーさとみ、金砂ふるさと体験交流施設(かなさ笑楽校)である。 - 空調や給水等の機械や設備を中心に不具合のある建物が多い。これまで、事後対応で部分的な改修を行っており、全体的なリニューアルを行うことで費用軽減につながる可能性もあるが、改修からあまり時間が経っていない施設を再度工事することは理解が得にくい。

(イ) 今後の方向性

① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
現状維持	市外からの交流人口の拡大等を目的とする施設については、現状維持を基本とする。
施設を現状のまま存続させることの妥当性を検証しながら、類似施設等への集約や施設廃止等の検討を進める	- 市外からの交流人口の拡大等を目的とする施設の中にも、施設の老朽化が集客面でマイナスに影響する施設が増えているほか、施設の整備時点とは状況も変化している(利用者ニーズ、施設の設備水準、市の合併等)ことから、施設存続の妥当性を検証しながら、既存類似施設への集約や施設廃止等の検討を進める。 - 検証に当たっては、今後の産業政策との整合を図るとともに、集客施設としてマーケティングの観点から検討を行うことに留意する。
改修・更新により存続させる施設については、独立採算に近づけるための取組を徹底する	広域的に集客しサービスに対する対価を得る施設であることから、施設の保有にかかる市の財政的な負担を軽減できるよう、経営的な観点から独立採算に近づけるための取組を徹底する。
実質的な利用主体と協議し、今後のあり方を検討する	産業施設としての利用がなされておらず、実質的に地域団体の利用に限られる施設については、地域団体での整備・保有への移行を図る。

② 期別の実施方針

短期 (3年以内)	- 老朽化が進む施設や利用者の少ない施設については、その他の利活用や、施設の廃止等について検討する。 - 利用主体の限られる施設については、実質的な利用主体での整備・保有への移行を進める。 - 産業施設としての利用がなされず、実質的に地域団体の利用に限られている施設については、地域団体と協議し、地域団体での整備・保有への移行を図る。
中期 (10年以内)	- 料金収入の得られる施設については、経営的な観点から独立採算に近づけるための取組を徹底する。 - 温浴施設について、人口動向や利用状況、施設の老朽化等を踏まえ、施設存続の妥当性を検証しながら、機能集約等を進める。 - 保有を継続する施設については、経営的な観点から独立採算に近づけるための取組を徹底する。
長期 (20年以内)	保有を継続する施設については、経営的な観点から独立採算に近づけるための取組を徹底する。
超長期	保有を継続する施設については、経営的な観点から独立採算に近づけるための取組を徹底する。

(ウ) 2025年(令和7年)3月までに行った対策の実績

施設名	対策の実績
里川生産物直売所	- 施設解体 - 借地返却
溪流釣施設休憩所	- 施設解体 - 借地返却
そば工房	6施設解体 R3 (そば工房東屋・そば工房炊事棟・そば工房水車小屋) R4 (ケビンA・ケビンB・ケビンC)
農畜産物等加工施設 (ひたちおたチーズ工房)	旧学校給食センター里美センターから用途変更

分類 5	スポーツ・レクリエーション系・産業系施設	小分類	スポーツ施設
------	----------------------	-----	--------

(ア) 施設の概要

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内 訳			
【スポーツ施設】					小分類計 (構成割合)	6,053.3 (8,319.4) 2.4% (3.2%)		
68	山吹運動公園	常陸太田	直営	3 棟 (6 棟)	弓道場、野球場、市民武道館	1,298.4 (3,703.5)	1974/01/04	51
69	温水プール	常陸太田	指定管理	1 棟	温水プール(水泳場)	1,499.7	2003/07/25	22
70	白羽スポーツ広場	常陸太田	直営	1 棟	白羽スポーツ広場(管理棟)	213.0	1998/10/01	27
71	春友彫刻の森運動公園 (更衣室)	常陸太田	直営	1 棟	更衣室・トイレ併用施設	60.2	1996/03/01	29
72	大里ふれあい広場	金砂郷	直営	3 棟	ふれあいギャラリー、ふれあいセンター、 ふれあいプール管理棟	926.0	1993/03/31	32
73	水府海洋センター	水府	直営	1 棟	事務所兼体育館	1,828.7	1991/05/15	34
287	里美運動公園	里美	直営	2 棟	野球場管理棟、野球場倉庫	88.3	1984/04/01	41
追	大方運動広場	金砂郷	直営	1 棟	トイレ	6.4	2016/07/13	9
追	水府スポーツ広場	水府	直営	2 棟	事務所兼休憩室、トイレ	132.6	2025/03/28	0

※ () 内は、2015 (平成 27) 年度

目的、機能	- 設置の目的は、スポーツ及びレクリエーションの普及と振興を図り、市民の心身の健全な発達や、交流の場、公共の福祉の増進に資することを目的としている。 - 利用者は常陸太田市民のほか、近隣市町村の市民、春・夏・冬休みは合宿等で市外や県外の利用者も多い。
配置状況	- プール施設は、温水プール、大里ふれあい広場、水府海洋センターにある。 - テニスコートは、里美に 2 面、水府に 2 面、大里に 2 面、春友に 2 面、山吹に 6 面あるが、里美については、東日本大震災以降、使用されていない。
施設規模	延床面積の合計は、約 5,900 ㎡である。
建物状態	- 築 30 年以上経過した建物は、8 施設中 4 施設となっている。 - 山吹運動公園内には 40 年以上経過している施設があり、新体育館の整備に合わせ関連施設の一体的な整備を進める。 - 水府スポーツ広場は、本市で唯一のフットサル場として整備された運動広場であり、令和 7 年度に供用が開始される。

(イ) 今後の方向性

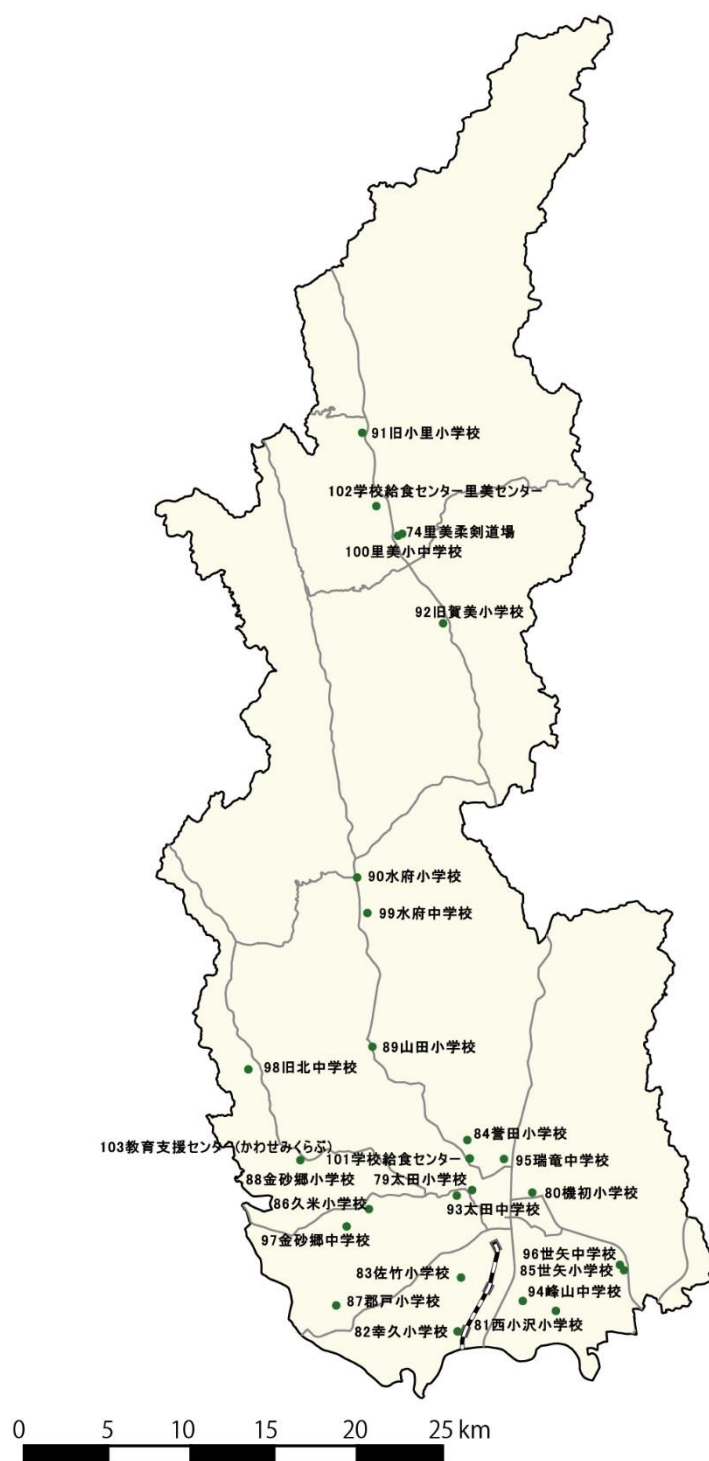
① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
短期的には現状を維持し、将来は人口に見合った規模とする	- 今後、人口の減少とともに利用者も低減することが想定され、長期的にはサービスを縮小する。 - 近隣等で機能が重複している施設については、今後の人口動向を考慮しながら、適切な規模・数量への見直しや、施設の改修及び持続可能な施設運営を図る。 - 市内他施設で提供サービスの代替が難しい施設については、現状維持を基本とする。 - 他市における指定管理者制度や PFI/PPP を含めた業務委託の事例を研究し、直営からの見直しを検討・実施する。
山吹運動公園の整備	- 市民等の利用が多い山吹体育館は、築 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいた。 - 山吹運動公園内の施設全体の設置状況等を考慮し、市民ニーズ等を踏まえた施設となるよう、整備を進める。 - 整備に当たり、ユニバーサルデザインに配慮した体育館とする。 - トップレベルの大会の開催が可能で、子どもから高齢者までが利用できる体育館とする。 - 市民の交流を支え、様々なイベント等に利用できる体育館とする。
生涯学習施設や学校施設との多目的利用を図り、身近なスポーツの場の機能を維持する	- 多目的広場で行っている球技やジョギングなどのスポーツは、学校施設のグラウンド等で機能が確保できることから、他施設での多目的利用を検討する。 - 社会教育法に基づく生涯学習とスポーツ振興の両方に関わる施設を一体的にマネジメントするために、役割分担や組織体制を見直し、さらなる機能の重複を減らすほか、予約・管理の効率化を図る。
バランスの取れた利用料金設定とする	一部の施設において、使用区分等が異なり、不均一な状態である。また施設維持費に対する使用料収入が不均等であるため、受益者負担の適正化を図り、バランスの取れた料金設定とする。

② 期別の実施方針

短期 (3 年以内)	- 新体育館整備に合わせ受益者負担の適正化による料金設定の見直しを行い、持続可能な施設運営を図る。 - 他分類の施設との役割分担や組織体制を見直し、さらなる機能の重複を減らすほか、予約・管理の効率化を図る。
中期 (10 年以内)	- サービス内容の変更（指定管理者制度、PFI/PPP 等）を図る。 - 人口動向、利用状況、建物の老朽化等を踏まえ、体育館、テニスコート等の機能別に規模縮小・統合を検討・実施する。
長期 (20 年以内)	人口動向、利用状況、建物の老朽化等を踏まえ、体育館、テニスコート等の機能別に規模縮小・統合を検討・実施する。
超長期	人口動向、利用状況、建物の老朽化等を踏まえ、体育館、テニスコート等の機能別に規模縮小・統合を検討・実施する。

(6) 学校教育系施設



分類 6	学校教育系施設	小分類	小学校、小中学校、中学校
------	---------	-----	--------------

(ア) 施設の概要

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内 訳			
【小学校】					小分類計 (構成割合)	46,623.9 (54,417.2) 20.3% (20.9%)		
79	太田小学校	常陸太田	直営	11 棟	校舎 1、校舎 2、体育館、物置木造、体育物置、体育倉庫、ﾌﾟｰﾙ付属室、渡り廊下、陶芸小屋、物置ｺﾝｸﾘ、ﾌﾟｰﾙ付属室	7,218.0	1975/07/01	50
80	機初小学校	常陸太田	直営	12 棟	校舎 1、校舎 2、体育館、物置木造、ﾌﾟｰﾙ付属室、外便所、教室棟、配膳室、物置鉄骨、ﾌﾟｰﾙ付属室、渡り廊下、物置軽量鉄骨	4,937.0	1976/09/01	49
81	旧西小沢小学校	常陸太田	直営	7 棟	校舎、体育館、ﾌﾟｰﾙ付属室、物置鉄骨 1、機械室、物置鉄骨 2、外便所	3,550.3	1980/03/01	45
82	旧幸久小学校	常陸太田	直営	5 棟	校舎、体育館、機械室、物置、ﾌﾟｰﾙ付属室	3,832.0	1983/03/01	42
83	峰山小学校 (旧佐竹小学校)	常陸太田	直営	10 棟	校舎、体育館、特別教室 2 付属室、物置ｺﾝｸﾘ 1、機械室、物置ｺﾝｸﾘ 2、物置鉄骨、ﾌﾟｰﾙ付属室、物置軽量鉄骨 1、物置軽量鉄骨 2	4,929.0	1981/03/01	44
84	誉田小学校	常陸太田	直営	6 棟	校舎、体育館、ﾌﾟｰﾙ付属室、物置鉄骨、物置木造、体育倉庫	4,221.9	1979/03/01	46
85	世矢小学校	常陸太田	直営	10 棟	屋内運動場、校舎 1、機械室、物置ｺﾝｸﾘ、物置鉄骨、体育倉庫、ﾌﾟｰﾙ付属室、校舎 2、校舎 3、渡り廊下	5,487.0	1984/12/01	41
86	金砂郷小学校 (旧久米小学校)	金砂郷	直営	8 棟	屋内体育館、校舎、倉庫 A、倉庫 B、体育倉庫、燃料倉庫、焼き物小屋、校舎増築	3,784.3	1985/03/01	40
87	旧郡戸小学校	金砂郷	直営	8 棟	倉庫 A、倉庫 B、燃料倉庫、ﾌﾟｰﾙ付属室、屋内体育館、校舎、校舎増築、ﾌﾟｰﾙ付属室	2,866.7	1971/07/01	54
88	旧金砂郷小学校	金砂郷	直営	7 棟	燃料倉庫、体育倉庫鉄骨、屋内体育館、校舎、校舎増築、体育倉庫軽量鉄骨、倉庫	3,033.7	1984/01/01	41
89	旧山田小学校 (すいふこども園)	水府	※分類 7-子育て支援施設-認定こども園へ移行			0.0 (2,491.3)		
90	旧水府小学校 (防災拠点施設)	水府	※分類 10-その他-その他・市利用施設移行			0.0 (2,411.0)		
91	旧小里小学校	里美	直営	11 棟	物置木造 1、物置鉄骨、油庫、管理教育棟、物置木造 2、屋内運動場、体育館用便所、物置木造 3、農具舎、ﾌﾟｰﾙ付属室、管理教育棟	2,764.0	1965/09/01	60
92	旧賀美小学校	里美	直営	11 棟	ｷｬﾝﾃﾞｲﾝ 室、ﾌﾟｰﾙ付属室、ﾌﾟﾗﾂﾞ 室、体育倉庫、物置鉄骨、倉庫、物置木造、管理教室棟 1、屋内運動場、管理教室棟 2、 渡り廊下	0.0 (2,891.0)	1974/02/01	2024 売却
【小中学校】					小分類計 (構成割合)	12,587.4 (- %) 5.2% (- %)		
99	水府小中学校	水府	直営	4 棟	校舎(鉄骨)、屋内運動場、倉庫、トイレ	6,109.0 (0.0)	2020/04/01	5
100	里美小中学校	里美	直営	6 棟	里美小中学校校舎 (2014 増築含む)、待合室、ﾌﾟｰﾙ付属室、屋内運動場、倉庫小学、倉庫中学	6,478.4 (0.0)	2006/09/01	19

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内 訳			
【中学校】					小分類計 (構成割合)	29,524.1 (44,861.3) 12.1% (17.2%)		
93	太田中学校	常陸太田	直営	10 棟	校舎 1、校舎 4、体育館、プールの附属室、運動部室、倉庫、体育倉庫、校舎 2、校舎 3、プールの附属室	5,898.0	1968/10/01	57
94	峰山中学校	常陸太田	直営	9 棟	体育館、機械室、プールの附属室、物置、部室、プールの附属室、校舎、倉庫、燃料倉庫	6,876.8	2011/01/21	14
95	瑞竜中学校	常陸太田	直営	17 棟	校舎 1、校舎 2、校舎 3、体育館 1、体育館 2、物置木造 1、プールの附属室、消防小屋、部室、石油庫、配膳室、ログハウス、物置、校舎（技術室）、物置木造 2、プールの附属室、部室	5,462.0	1965/06/01	60
96	世矢中学校	常陸太田	直営	9 棟	校舎 1、校舎 2、物置、便所、機械室、プール室、プールの附属室、部室、教育棟、体育館	4,716.5	1975/06/01	50
97	金砂郷中学校	金砂郷	直営	4 棟	校舎、屋内体育館、倉庫、燃料倉庫	6,570.8 (5,898.0)	2015/08/18	10
98	旧北中学校	金砂郷		8 棟	(北中学校)特別教室、倉庫 A、体育部室、付属校舎、プールの附属室、屋内体育館、校舎、外部トイレ、プールの附属室、校舎、倉庫 B	0.0 (4,733.5)	1969/04/01	2019 売却
99	水府小中学校	水府	※分類 6-学校教育系施設-小学校・小中学校・中学校-小中学校へ移動			0.0 (4,815.0)		
100	里美小中学校	里美	※分類 6-学校教育系施設-小学校・小中学校・中学校-小中学校へ移動			0.0 (6,461.5)		
【その他（学校敷地内施設）】					小分類計 (構成割合)	184.0 0.1%		
74	里美柔剣場	里美	直営	1 棟	里美柔剣道場	184.0	1991/05/15	34

※（ ）内は、2015（平成 27）年度

目的、機能	市内の学齢期の児童生徒に義務教育の機会を保障する。
配置状況	- 小学校：6 校、中学校：5 校、小中一貫校：2 校、その他：1 施設 - 市町村合併（2004(平成 16)年 12 月）以降の小中学校の統廃合 (小学校：▲11 校、中学校：▲1 校) 2008(平成 20)年：金砂郷小（金砂小と金郷小統合）(▲1 校) 2008(平成 20)年：水府小（北小と染和田小統合）(▲1 校) 2012(平成 24)年：瑞龍小を誉田小へ統合（▲1 校） 2012(平成 24)年：機初小（河内小と佐都小を機初小へ統合）(▲2 校) 2014(平成 26)年：里美小（小里小、賀美小統合）(▲1 校) 2015(平成 27)年：金砂郷中(南中建替え)(北中、南中統合)(▲1 校) 水府小（旧水府小、山田小統合）(▲1 校) 2022(令和 4)年：峰山小(幸久小、西小沢小、佐竹小統合)(▲2 校) 2022(令和 4)年：金砂郷小(金砂郷小、久米小、郡戸小統合)(▲2 校) - 里美柔剣場は、学校の建物ではなくスポーツ施設である。(里美小中の敷地内に立地)
施設規模	- 小学校、小中学校、中学校の延床面積を合計すると約 92,000 ㎡で、市の建物系施設全体に占める割合が 38.7%と非常に高い。 1 施設当たりの延床面積をみると、小学校が約 4,100 ㎡、中学校が約 5,900 ㎡、小中一貫校が約 6,300 ㎡で、他の施設分類と比べても大規模な施設となっている。
建物状態	- 現在利用されている小学校 6 校のうち 5 校が、築 40 年以上を経過している。 - 中学校(5 校)は、峰山中学校、金砂郷中学校を除き、築 40 年を経過しており、太田中学校、瑞竜中学校は築 50 年が経過している。 - 小中学校は、水府小中学校が築 4 年、里美小中学校が 18 年（増築した小学校部分は築 10 年）となっている。

(イ) 今後の方向性

① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
重点的な取組の実施	学校施設は市建物系施設の延床面積の4割弱を占め、施設当たりの規模も非常に大きく、また、他分類の施設よりも建物の老朽化が進行していることから、施設の再編や建物の総量削減に積極的に取り組む。
再編による学校規模の適正化	児童・生徒数の減少によって、1学級でクラス替えができない学年、2つ以上の学年で1学級とする複式学級を編制する学年も出てくる。そのため、子どもの教育環境を向上させるとともに、学校施設（建物）の総量を削減するため、今後の統廃合や小中一貫校化等を考慮した学校規模の適正化を図る。
スポーツ施設と体育館との再編	学校の体育館は、廃校も含めて地域に開放されている。一方、学校の敷地内にあるスポーツ施設は体育館との共用化や多目的利用等の再編について検討する必要がある。
子育て支援施設との複合化の推進による利便性の向上	- 学校施設には老朽化した建物が多く、安全な環境で義務教育の提供を続けるために、再編後の適正規模で建物を更新する。 - 更新整備に当たっては、子どもの学校への慣れや送迎時の利便性向上等のメリットが期待されることから、幼稚園や保育園、児童クラブ等の子育て支援施設との複合化について積極的に検討する。
公民館機能の集約による地域の拠点形成	地域の拠点として、旧小学校区程度を基本単位として公民館機能が配置されている。なお、公民館機能がコミュニティ組織へと移った地区もある。

② 期別の実施方針

短期 (3年以内)	廃校になった小中学校については、即時、民間事業者等への売却等により、跡地の活用を図る。
中期 (10年以内)	更新を迎える小中学校について、今後の統廃合や小中一貫校化、小中連携等を考慮した学校規模の適正化を図りながら、近年の多様な学習内容・学習形態に対応した機能的な施設とする。更新に当たっては、子育て支援施設との複合化や、多目的利用等による地域コミュニティ拠点の形成を図る。
長期 (20年以内)	更新を迎える小中学校について、今後の統廃合や小中一貫校化、小中連携等を考慮した学校規模の適正化を図りながら、近年の多様な学習内容・学習形態に対応した機能的な施設とする。更新に当たっては、子育て支援施設との複合化や、多目的利用等による地域コミュニティ拠点の形成を図る。
超長期	- 更新を迎える小中学校について、今後の統廃合や小中一貫校化、小中連携等を考慮した学校規模の適正化を図りながら、近年の多様な学習内容・学習形態に対応した機能的な施設とする。更新に当たっては、子育て支援施設との複合化や、多目的利用等による地域コミュニティ拠点の形成を図る。 - スポーツ施設については、更新時期を対応期限として、人口規模に合わせた規模の縮小等を図る。

(ウ) 2025 年(令和 7 年)3 月までに行った対策の実績

施 設 名	対 策 の 実 績
旧北中学校	・ 売却
旧山田小学校	・ 水府小中学校へ統合 ・ 1 階をすいふ認定こども園として活用 (旧すいふ保育園と旧水府幼稚園を複合化) ・ 2 階、3 階を文書保存室として整備
旧水府小学校	・ 水府小中学校へ統合 ・ 防災拠点施設として整備
水府小中学校 (旧水府中学校)	・ 山田小学校、水府小学校を統合 ・ 新校舎等の規模の適正化
旧西小沢小学校	・ 峰山小学校 (旧佐竹小学校) へ統合
旧幸久小学校	・ 峰山小学校 (旧佐竹小学校) へ統合
峰山小学校 (旧佐竹小学校)	・ 西小沢小学校、幸久小学校を統合
旧郡戸小学校	・ 金砂郷小学校 (旧久米小学校) へ統合
旧金砂郷小学校	・ 金砂郷小学校 (旧久米小学校) へ統合
金砂郷小学校 (旧久米小学校)	・ 郡戸小学校、旧金砂郷小学校を統合
旧賀美小学校	・ 売却

分類 6	学校教育系施設	小分類	その他（学校給食センター，教育支援センター）
------	---------	-----	------------------------

（ア）施設の概要

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内訳			
【その他（学校給食センター，教育支援センター）】					小分類計 (構成割合)	2,455.3 (3,179.3) 1.0% (1.2%)		
101	学校給食センター	常陸太田	直営	1 棟	学校給食センター	1,999.3	2000/05/11	25
102	旧学校給食センター里美センター (農畜産物等加工施設（ひたちお おたチーズ工房）)	里美	※分類 5-スポーツ・レクリエーション系・産業系施設 - 産業・観光レクリエーション施設へ移動			0.0 (724.0)	2007/01/26	18
103	教育支援センター(かわせみくらぶ)	常陸太田	直営	1 棟	かわせみくらぶ	456.0	1981/03/01	44

※（ ）内は，2015（平成 27）年度

目的，機能	学校給食センターは市立小学校及び中学校並びに幼稚園の給食を適正かつ円滑に実施することを目的としている。教育支援センターは不登校児の適応指導のために設置されている。
配置状況	- 学校給食センター：1 施設 - 教育支援センター：1 施設
施設規模	給食センター施設は合計約 2,000 ㎡、教育支援センターが約 500 ㎡で、延べ床面積合計は約 2,500 ㎡である。
建物状態	教育支援センター(かわせみくらぶ) は、築 40 年以上経過しており、耐震性も確保されていない。

(イ) 今後の方向性

① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
統合後の給食センターのコスト削減や品質向上を図る。	- 児童・生徒数を考慮し、1施設の給食センターのみで必要な給食数の確保が可能なことから、2016(平成28)年度に給食センター2施設を統合した。 - 統合後の給食センターについては、建物の更新や維持管理の実施に際して、コスト削減と品質向上の両立を図るため、民間を活用した事業手法の適用について検討・実施する。 - 用途廃止した学校給食センター里美センターについては、2020(令和2)年4月から農畜産物等加工施設として指定管理施設となり、同年5月からひたちおたチーズ工房が稼働し利活用している。
老朽化が進む教育支援センターの用途廃止と機能移転	教育支援センターは、建築後40年以上経過しており、老朽化が進んでいる。しかし、機能としては存続が必要なことから、施設自体を更新するのではなく、空き施設等への機能移転を進める。

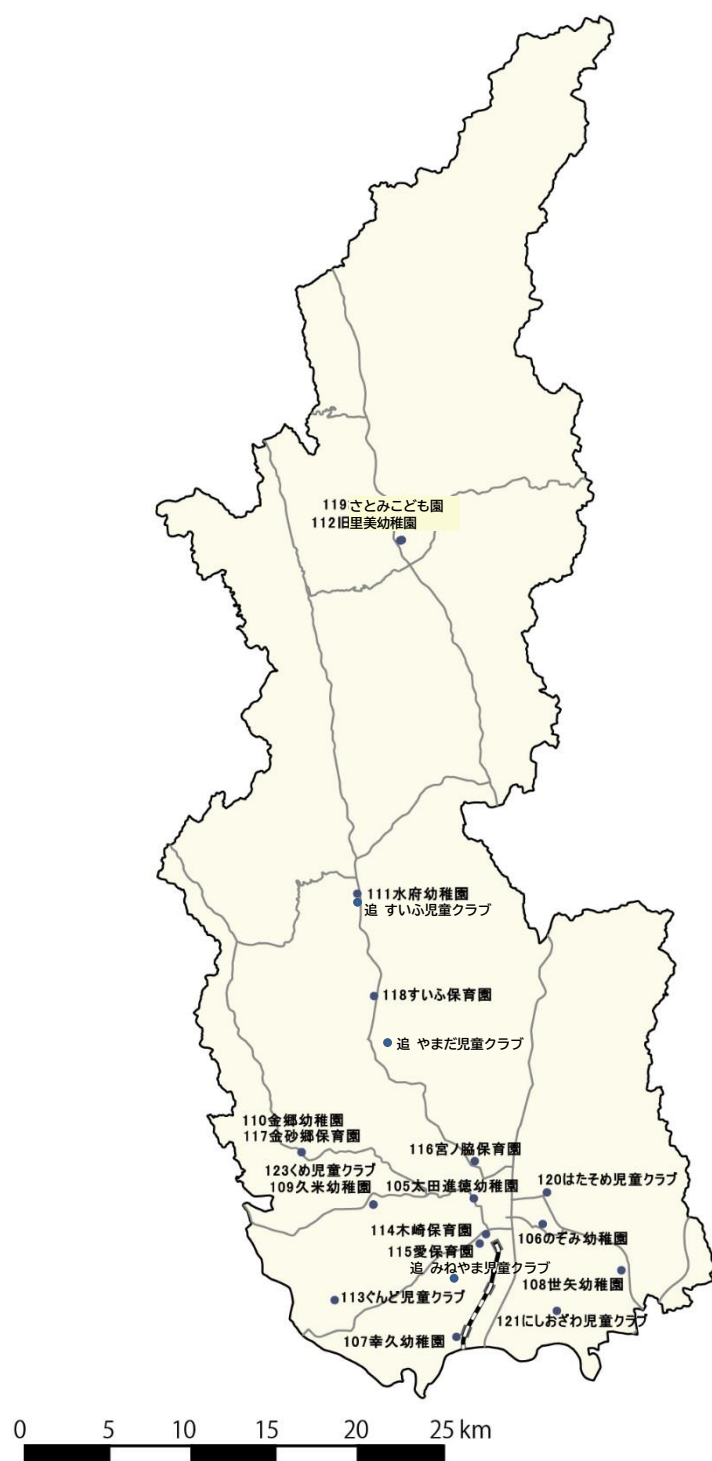
② 期別の実施方針

短期 (3年以内)	老朽化が進む教育支援センターの用途廃止と機能移転を進める。
	
中期 (10年以内)	施設の維持管理について、民間を活用した事業手法の適用について検討・実施する。
	
長期 (20年以内)	施設の維持管理について、民間を活用した事業手法の適用について検討・実施する。
	
超長期	施設の更新について、民間を活用した事業手法の適用について検討・実施する。

(ウ) 2025年(令和7年)3月までに行った対策の実績

施設名	対策の実績
学校給食センター	学校給食センター里美センターを統合
旧学校給食センター 里美センター	農畜産物等加工施設(ひたちおたチーズ工房)に用途変更

(7) 子育て支援施設



分類 7	子育て支援施設	小分類	幼稚園、保育園、認定こども園、児童クラブ
------	---------	-----	----------------------

(ア) 施設の概要

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内 訳			
【幼稚園】					小分類計 (構成割合)	1,685.9 (5,696.1) 0.7% (2.2%)		
105	太田進徳幼稚園	常陸太田	直営	4 棟	太田進徳幼稚園(教室棟), (物置), (パントリー室), (物置)	1,077.1	1995/03/01	30
106	旧のぞみ幼稚園 (のぞみこども園)	常陸太田	※分類 7 - 子育て支援施設 - 幼稚園、保育園、 認定こども園、児童クラブ - 認定こども園へ移行			0.0 (1,221.4)		
107	幸久幼稚園	常陸太田	直営	7 棟	幸久幼稚園(園舎 1), (園舎 2), (パントリー室), 幸久幼稚園(物置 1~4)	608.8	1982/02/01	43
108	世矢幼稚園	常陸太田		4 棟	世矢幼稚園(園舎 1~3), (物置)	0.0 (556.0)	1983/03/01	2023 解体
109	かなさごう児童クラブ (旧久米幼稚園)	金砂郷	※分類 7 - 子育て支援施設 - 幼稚園、保育園、 認定こども園、児童クラブ - 認定こども園へ移行			0.0 (654.8)		
110	旧金郷幼稚園 (うぐいすこども園)	金砂郷	※分類 7 - 子育て支援施設 - 幼稚園、保育園、 認定こども園、児童クラブ - 認定こども園へ移行			0.0 (490.0)		
111	旧水府幼稚園	水府		3 棟	水府幼稚園(増築), (倉庫), (園舎)	0.0 (519.0)	1983/11/28	2022 解体
112	旧里美幼稚園 (さとみ児童クラブ)	里美	※分類 7 - 子育て支援施設 - 幼稚園、保育園、 認定こども園、児童クラブ - 児童クラブ へ移行			0.0 (569.0)		
【保育園】					小分類計 (構成割合)	1,996.6 (3,794.0) 0.8% (1.5%)		
114	木崎保育園	常陸太田	直営	1 棟	木崎保育園(園舎)	303.0	1970/04/01	55
115	愛保育園	常陸太田	公私連携	1 棟	愛保育園(保育施設)	1,327.6	2003/3/20	22
116	宮ノ脇保育園	常陸太田	直営	1 棟	宮ノ脇保育園(園舎)	366.0	1972/04/01	53
117	旧金砂郷保育園 (うぐいすこども園)	金砂郷	※分類 7 - 子育て支援施設 - 幼稚園、保育園、 認定こども園、児童クラブ - 認定こども園へ移行			0.0 (776.0)		
118	旧すいふ保育園	水府		1 棟	園舎	0.0 (299.0)	1980/03/31	2020 解体
119	旧さとみ保育園 (さとみこども園)	里美	※分類 7 - 子育て支援施設 - 幼稚園、保育園、 認定こども園、児童クラブ - 認定こども園へ移行			0.0 (722.4)		
【認定こども園】					小分類計 (構成割合)	5,695.5 (0.0) 2.3% (- %)		
89	すいふこども園 (旧山田小学校)	常陸太田	直営	8 棟	倉庫鉄骨 1、倉庫鉄骨 2、外便所、プール、校舎、屋内体育館、倉庫鉄骨 3、倉庫鉄骨 4	2,491.3 (0.0)	1971/07/01	54
106	のぞみこども園 (旧のぞみ幼稚園)	常陸太田	直営	2 棟	のぞみ幼稚園園舎、物置	1,221.4 (0.0)	2004/03/01	21
110	うぐいすこども園 (旧金郷幼稚園)	金砂郷	直営	0 棟 (1 棟)	旧金郷幼稚園園舎 ※うぐいすこども園へ複合化	0.0 (0.0)	2000/03/01	25
117	うぐいすこども園 (旧金砂郷保育園)	金砂郷	直営	1 棟	旧金砂郷保育園園舎	1,260.4 (0.0)	2000/03/01	25
119	さとみこども園 (旧さとみ保育園)	里美	直営	1 棟	旧さとみ保育園園舎	722.4 (0.0)	2004/03/01	21
【児童クラブ】					小分類計 (構成割合)	1,846.1 (1,117.3) 0.8% (0.4%)		
112	さとみ児童クラブ (旧里美幼稚園)	里美	直営	1 棟	旧里美幼稚園園舎	569.0 (0.0)	2003/03/01	22
113	旧ぐんど児童クラブ	金砂郷		2 棟	旧郡戸幼稚園 (園舎、物置)	0.0 (561.0)	1996/02/01	2023 解体
120	はたそめ児童クラブ	常陸太田	直営	1 棟	はたそめ児童クラブ	131.5	2004/10/12	21
121	旧にしおざわ児童クラブ	常陸太田	直営	1 棟	旧西小沢幼稚園園舎	326.0	1979/12/01	46
109	かなさごう児童クラブ (旧久米幼稚園)	金砂郷	直営	5 棟	旧久米幼稚園園舎、倉庫、増築分×3	654.8 (0.0)	1991/06/28	34
123	かなさごう児童クラブ (旧くめ児童クラブ)	金砂郷	直営	1 棟	旧くめ児童クラブ ※現在は旧久米幼稚園園舎と併用	98.8	2005/09/28	20
追	みねやま児童クラブ (旧さたけ児童クラブ)	常陸太田	直営	1 棟	旧さたけ児童クラブ	66.0 (0.0)	1994/03/01	31
追	やまだ児童クラブ (旧山田公民館内)	水府	※旧山田公民館内			-		
追	すいふ児童クラブ (水府総合センター内)	水府	※水府総合センター内			-		

※ () 内は、2015 (平成 27) 年度

目的，機能	・ 幼稚園：幼児を教育保育し適当な環境を与えて、心身の発達を助長することを目的とする。 ・ 保育園：保護者の労働又は疾病その他の理由により、家庭で保育を受けることが困難な乳幼児を対象として保育を行うことを目的とする。 ・ 認定こども園：幼児の教育及び保育を行うことを目的とする。 ・ 児童クラブ：小学校に就学している児童で、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、適切な遊び及び生活の場を与えることにより健全育成を図ることを目的とする。
配置状況	・ 合計４園が認定こども園に移行している。 ・ 単独の保育園は常陸太田地区の３園となっている。 ・ 単独の幼稚園は常陸太田地区の２園となっている。 ・ 専用の建物を持つ児童クラブは５箇所であるが、余裕教室の活用や他施設の多目的利用により、すべての小学校区で事業は実施されている。
施設規模	・ 分類全体で約 11,200 ㎡となっている。
建物状態	・ 利用施設のうち、建設から 30 年以上経過している建物が 7 施設、うち、40 年を経過している施設が 5 施設、50 年を超える施設が 3 施設（うち、すいふこども園は 2022(令和 3)年に改修）となっている。

（イ）今後の方向性

① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
幼稚園・保育園については、統廃合や認定こども園への移行等を進める	・ 建替えの必要性や施設間の距離など条件に合う幼稚園・保育園について、統廃合や認定こども園への移行等を進める。 ・ 機能を廃止した施設は、利活用等の検討を進める。
民間事業者による保育園整備の動向を踏まえながら、民間による対応が難しいニーズを引き続き公立保育園で補完していく	・ 民間による受け入れが難しい地域など、民間による対応が難しいニーズについては、引き続き、公立保育園で補完することで必要なサービスを提供する。
小学校の余裕教室や他施設の多目的利用による児童クラブ機能の拡充を検討する	・ 小学校の余裕教室や、学校周辺の他施設の低未利用スペース等を活用することにより、新たな専用設備を整備することなく、児童クラブの定員を拡充する可能性を検討する。

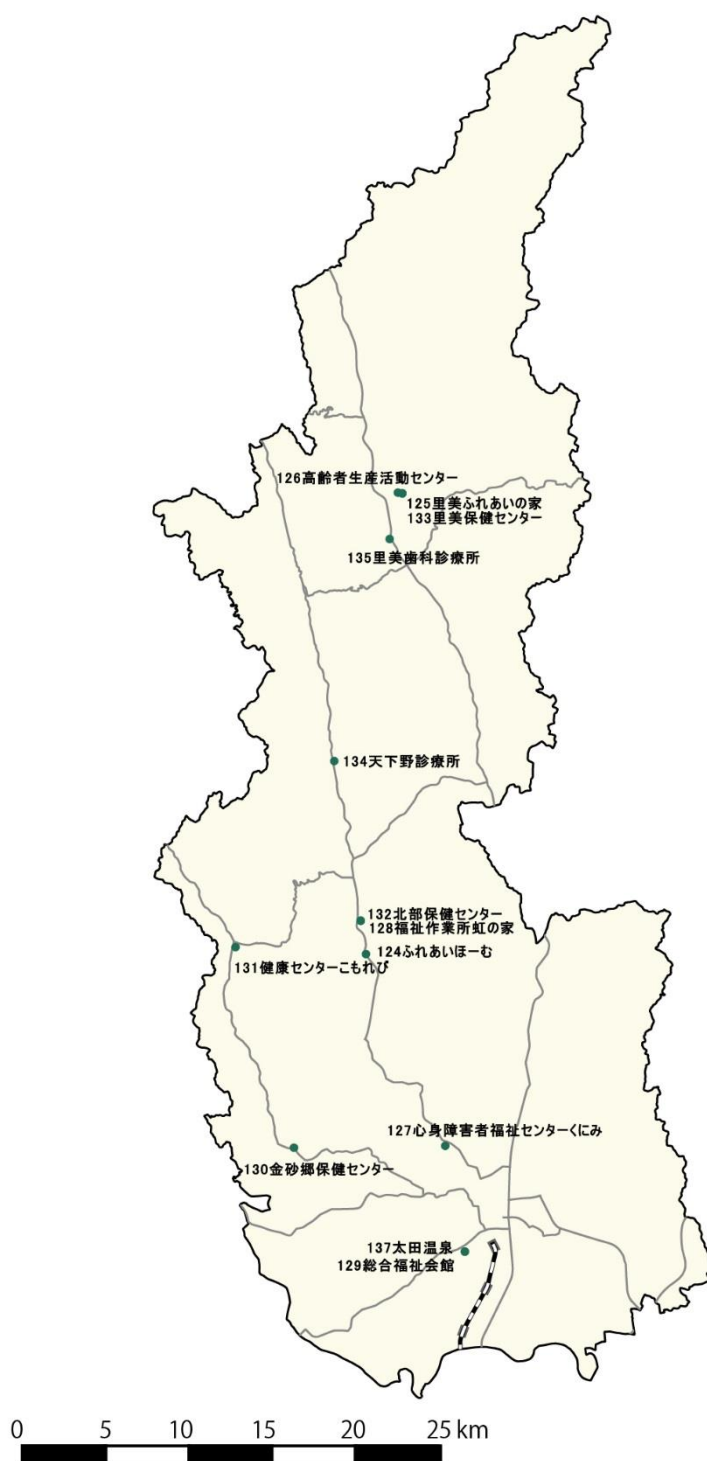
② 期別の実施方針

短期 (3年以内)	- 機能に移転した幼稚園施設について、現在の児童クラブの機能を維持しながら、余裕スペースの多機能施設への転用等、今後の活用方法を検討する。 - 条件に合う幼稚園・保育園については、学校の統合に伴い廃止される学校施設等への集約を含め、認定こども園への移行等を進める。 - 児童クラブについて、学校の統合等により発生する余裕教室等への機能移転を図り、定員の拡充を進める。
中期 (10年以内)	- 条件に合う幼稚園・保育園については認定こども園への移行等を進める。 - 児童クラブについて、学校の統合等により発生する余裕教室等への機能移転を図り、定員の拡充を進める。
長期 (20年以内)	- 条件に合う幼稚園・保育園については認定こども園への移行等を進める。 - 児童クラブについて、学校の統合等により発生する余裕教室等への機能移転を図り、定員の拡充を進める。
超長期	- 各施設の利用状況を踏まえ、更新時期を対応期限として、近隣の施設との統合が可能な幼稚園について、統廃合を進める。 - 児童クラブについて、更新時期を対応期限として、学校の統合等により発生する余裕教室等に移転することで機能の拡充を図る。

(ウ) 2025年(令和7年)3月までに行った対策の実績

施設名	対策の実績
金郷幼稚園、金砂郷保育園	・ 認定こども園（うぐいすこども園）へ移行
水府幼稚園、すいふ保育園	・ 認定こども園へ移行 ・ 旧山田小学校（1階）を認定こども園として活用 ・ 両施設を解体
里美幼稚園、さとみ保育園	・ 認定こども園へ移行 ・ 旧里美幼稚園は、さとみ児童クラブとして活用
のぞみ幼稚園	・ 認定こども園へ移行
世矢幼稚園	・ 施設解体
旧ぐんど児童クラブ	・ 施設解体

(8) 保健・福祉・医療施設



分類 8	保健・福祉・医療施設	小分類	高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保健・医療施設
------	------------	-----	-------------------------

(ア) 施設の概要

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内訳			
【高齢者福祉施設】					小分類計 (構成割合)	947.6 (1,183.6) 0.4% (0.5%)		
124	ふれあいほーむ	水府		1 棟	老人福祉施設 ふれあいほーむ	0.0 (236.0)	2000/03/15	2023 解体
125	旧里美ふれあいの家	里美	直営	1 棟	里美ふれあいの家	98.4	2002/03/31	23
126	高齢者生産活動センター	里美	指定管理	1 棟	高齢者生産活動センター	849.2	1979/10/20	46
【障害者福祉施設】					小分類計 (構成割合)	0.0 (782.0) 0.0% (0.3%)		
127	旧心身障害者福祉センター くにみ	常陸太田		1 棟	心身障害者福祉 センター(集会所)	0.0 (305.0)	1986/03/01	2023 解体
128	旧福祉作業所虹の家	水府		1 棟	虹の家	0.0 (477.0)	1979/03/31	2020 解体
【保健・医療施設】					小分類計 (構成割合)	6,308.2 (7,496.4) 2.6% (2.5%)		
129	総合福祉会館	常陸太田	指定管理	1 棟	総合福祉会館	4,821.3	2001/01/01	24
130	旧金砂郷保健センター (金砂郷支所分館)	金砂郷	※1.行政系施設 - 庁舎・支所に移動			0.0 (1,188.2)		
131	健康センター	金砂郷	直営	1 棟	健康センターこもれび	308.1	2003/03/13	22
132	北部保健センター	水府	※水府総合センター内に設置					
133	旧里美保健センター	里美	直営	1 棟	保健センター	751.6	1993/03/25	32
134	天下野診療所	水府	指定管理	1 棟	天下野診療所	258.9	2007/02/13	18
135	里美歯科診療所	里美	指定管理	1 棟	里美歯科診療所	168.3	2007/03/02	18
136	福祉住宅	常陸太田	※焼失					
137	太田温泉	常陸太田	※総合福祉会館内に設置					

※ () 内は、2015 (平成 27) 年度

目的、機能	【高齢者福祉施設】
	- 旧里美ふれあいの家は、「生き生きふれあい事業」の会場として利用していた施設。 - 高齢者生産活動センターは、高齢者の経験や技術、知識を活かした生産活動を通して社会的文化活動への参加を促進し、高齢者の就業機会を増大させ、山村地域の振興に資する施設。
目的、機能	【保健・医療施設】
	- 総合福祉会館は、市の総合保健センターを中心に、「社会福祉協議会」及び「地域包括支援センター」(市の委託を受け社会福祉協議会が設置)の3つの機関を集約した施設。 - 保健センターは、市が市民の健康増進並びに市民福祉の向上に資するための事業を実施するほか、社会福祉協議会が事業を実施 - 健康センターは、2012 (平成 24) 年度から北消防署金砂出張所として利用されているが、施設の所管は健康づくり推進課となっている。 - 診療所は、民間の医療機関に限られる山間部において医療サービスを提供する。 - 太田温泉は、総合福祉会館に併設された、日帰り温泉施設である。

配置状況	【高齢者福祉施設】 - ふれあいほーむは、「福祉住宅」が焼失により廃止され他に同様の機能を持つ施設はなかったが、入居者が退去し利用されなくなったため、解体した。 - 旧里美ふれあいの家は、「生き生きふれあい事業」等に利用されていた。 - 高齢者生産活動センターは、振興山村に指定されている里美地域に配置されている。分類内に同様の機能を持つ施設はないが、産業系施設に分類される農林業の振興を目的とする「生産物直売所」等の施設と機能が類似している。 【保健・医療施設】 - 保健センターは、地区ごとに4施設あったが、現在は、総合保健センター（総合福祉会館内）と北部保健センター（水府総合センター内）の2施設に市の職員を配置している。金砂郷保健センターと里美保健センターは、用途を廃止している。 - 診療所は、天下野診療所は水府北部唯一の医療機関であり、里美歯科診療所も里美地区唯一の歯科医療機関となっている。 - 太田温泉は、分類内に同様の機能を持つ施設はないが、産業系施設に分類される、3つの温浴施設と機能が同様であり、各地域に1施設ずつ立地している。
施設規模	- 分類全体の合計は約7,300㎡である。うち、総合福祉会館が約4,800㎡で市内でも大きな施設であり、分類全体の6割以上を占める。 - その他、高齢者生産活動センターと旧里美保健センターが800㎡前後で比較的大きな施設である。
建物状態	- 高齢者生産活動センターは、建築から45年が経過している。 - 他の施設については、建設から20年以上が経過する施設が多く、空調や機械等の設備の改修の必要性が高まっている。 - 総合福祉会館は、市の中心部に位置しバリアフリーの設計となっていることから、保健・福祉サービスを提供する拠点となっている。

（イ）今後の方向性

① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
現状維持	建物の現状や利用状況、整備目的等を踏まえ、存続させる施設については、適切に維持管理する。
実質的な利用主体と協議し、譲渡又は廃止・処分を検討する（実施している事業は継続）	主に利用している団体が限定される施設については、実質的な利用主体に建物を譲渡して事業を継続する。あるいは、別の施設に移転して事業を継続してもらい、当該施設については、今後の活用方法について、廃止等も含め検討する。
施設の再編（統廃合を含む）を検討し、存続させる施設については、独立採算を追求する	- 温浴施設について、整備時点からの状況変化を踏まえて、市が関与してサービス提供する意義や目的を再定義し、類似施設への集約を図る。 - 類似施設への集約後の施設については、経営的な観点から独立採算に近づけるための見直しを徹底する。

② 期別の実施方針

短期 (3 年以内)	• 主な利用主体が存在する施設については、実質的な利用主体と協議し、譲渡又は機能移転を進める。 • 未利用スペースのある近隣施設との複合化について検討する。 • 他施設への複合化が済んでいる施設については、活用方法を検討する。
中期 (10 年以内)	• 保有を継続する施設については、適切な維持管理を図る。 • 主に利用している団体が存在する施設については、実質的な利用主体と協議し、譲渡又は機能移転を進める。 • 老朽化が進む高齢者福祉施設について、他施設への機能移転を進める。 • レクリエーション利用もされている温浴施設について、市が関与してサービス提供する意義や目的を再定義するとともに、類似施設への集約を図る。
長期 (20 年以内)	• 保有を継続する建物については、適切な維持管理を図る。
超長期	• 保有を継続する建物については、適切な維持管理を図る。

(ウ) 2025 年(令和 7 年)3 月までに行った対策の実績

施設名	対策の実績
里美ふれあいの家	・ サービスを民間施設で代替
金砂郷保健センター	・ 保健センター機能を交流センターふじへ複合化
里美保健センター	・ 保健センター機能を里美支所へ複合化
ふれあいほーむ	・ 施設解体
旧心身障害者福祉センター くにみ	・ 施設解体
旧福祉作業所虹の家	・ 施設解体

(9) 供給処理施設



分類 9	供給処理施設	小分類	供給処理施設
------	--------	-----	--------

(ア) 施設の概要

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内 訳			
【供給処理施設】					小分類計 (構成割合)	14,603.6 (14,603.6) 6.0% (5.6%)		
260	清掃センター	常陸太田	直営 (一部委託)	6 棟	清掃センター(ごみ処理施)、(リサイクル プラザ)、(計量棟)、(ストックヤード)、 (圧縮缶置場)、(車庫、作業)	12,178.7	2002/02/28	23
261	太田クリーンセンター	常陸太田	直営 (一部委託)	3 棟	太田クリーンセンター(処理棟)、(管理 棟)、(車庫棟)	1,717.1	1993/11/24	32
262	里美クリーンセンター	里美	直営 (一部委託)	3 棟	里美クリーンセンター既存棟、新処理 棟、倉庫	388.8	1986/10/01 2009/03/20	39 16
263	畜産物共同利用施設 (旧バイオマス リサイクルセンター)	里美		2 棟	牧場事務所(管理棟)、飼料保管庫 (炭化製品保管庫)	319.0	2003/03/25	22

※ () 内は、2015(平成 27) 年度

目的、機能	- 清掃センターは、一般廃棄物の衛生的処理と再生資源の利用を推進する施設。 - 太田クリーンセンター、里美クリーンセンターは、し尿及び浄化槽汚泥を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る施設。 - 旧バイオマスリサイクルセンターは、有機性産業廃棄物(樹皮・端材・剪定枝等のリサイクル資源)の収集、運搬、処理及び再生、販売を行う施設として設置された。現在は畜産物共同利用施設(牧場事務所・飼料保管庫・車庫)に用途変更している。 4 施設とも常陸太田市民を対象とする施設である。
配置状況	- 廃棄物処理の機能は清掃センター1 施設、し尿処理機能は太田クリーンセンター、里美クリーンセンターの 2 施設となっているが、里美クリーンセンターについては、すでに太田クリーンセンターに機能を集約済みであり、今後解体予定である。 - 清掃センター、太田クリーンセンター等の廃棄物処理施設は施設立地に制約があり、地域との調整が必要な施設である。特に清掃センターは建替え・更新の際は場所を変える取り決めがある。
施設規模	- 延床面積の合計は約 14,600 ㎡である。 - 清掃センターは約 12,200 ㎡と大規模である。
建物状態	- 清掃センターは、焼却施設等の老朽化対策として 2017(平成 29)年度に長寿命化総合計画を策定。2018(平成 30)年度から 2020(令和 2)年度にかけて基幹的設備改良工事を実施し、2037(令和 19)年度までの延命化を図った。 - 里美クリーンセンターは、1987(昭和 62)年に建設され、改修を 2009(平成 21)年に実施している。現在は、機能を停止している。 - 旧バイオマスリサイクルセンターは山間部にあり、立地条件が良くない。2016(平成 28)年 2 月に畜産物共同利用施設に用途変更し、2021(令和 3)年 3 月末日、小里牧場・ふれあい牧場とともに閉鎖している。

(イ) 今後の方向性

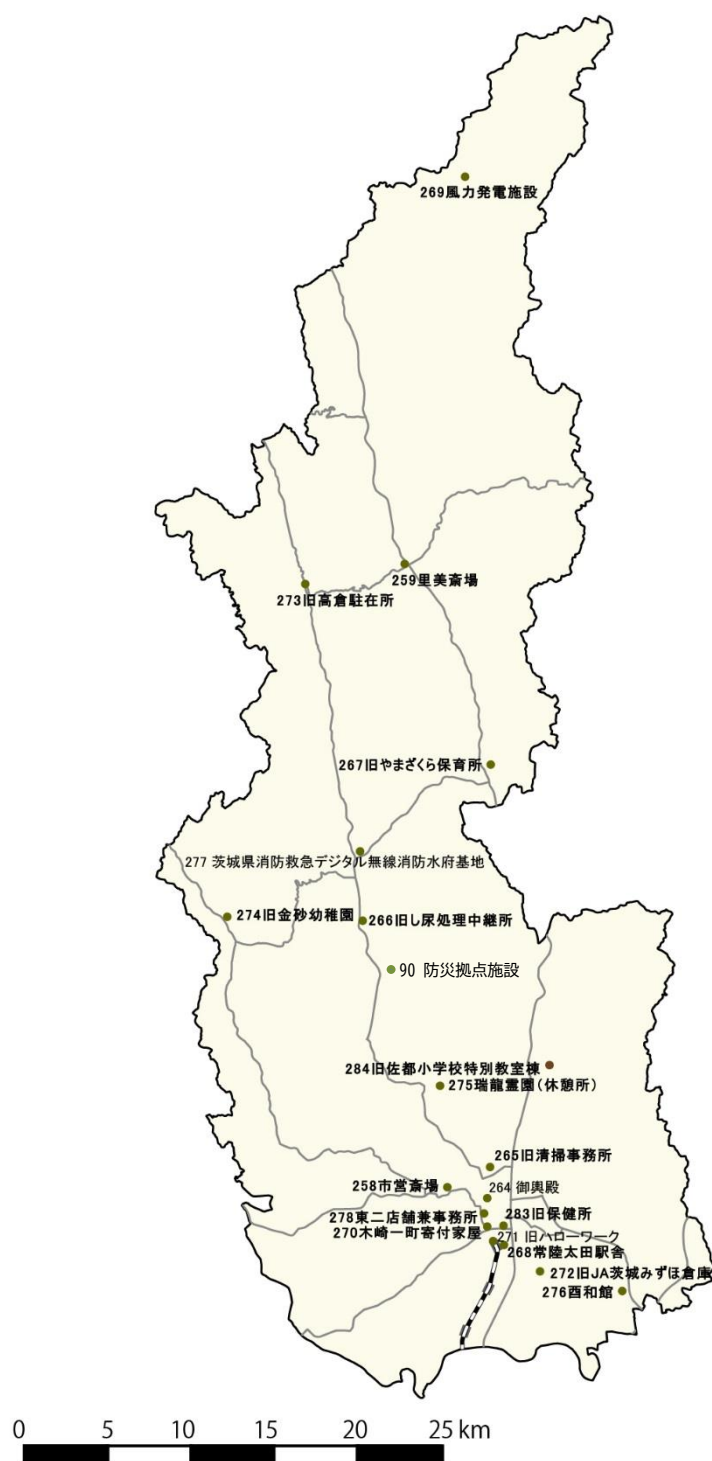
① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
他施設への統合等が完了した施設については、施設の解体等を進める。その他の施設については、維持する。	- 代替施設がない施設については、現状維持が望ましい。しかし、需要量の変動によって、広域連携を検討するとともに、新しい維持管理コスト削減方法の動向を把握し、検討・実施する。 - サービスを分担していた太田クリーンセンター・里美クリーンセンターについては、すでに機能集約が決まっており、里美クリーンセンターの廃止・解体等を予定している。
他施設との連携等検討する	- 存続を図る施設については、他施設との連携を図ることも検討していく。 - 将来的な需要量の変動によっては、広域連携も検討する。また、新しい維持管理コスト削減方法の動向を把握し、取り入れていくことも検討する。
実質的な利用主体と協議し、今後の利用や所有のあり方について検討する	現在用途廃止されている施設については、今後の利用や所有のあり方について、実質的な利用主体と協議し、処分を進める。

② 期別の実施方針

短期 (3年以内)	- 現在用途廃止されている施設について、今後の利用や所有のあり方について、実質的な利用主体と協議し、譲渡又は処分を進める。 - 同機能の施設が複数ある施設について、重点分野としてコストの縮減に取り組む。
中期 (10年以内)	- サービスを分担している供給処理施設については、サービスを1施設のみで賄える人口規模になった段階で、統合を検討する。 - 存続を図る供給処理施設について、需要量の変動に合わせて、広域連携を検討するとともに、新しい維持管理コスト削減方法の動向を把握し、検討・実施する。
長期 (20年以内)	存続を図る供給処理施設について、需要量の変動に合わせて、広域連携を検討するとともに、新しい維持管理コスト削減方法の動向を把握し、検討・実施する。
超長期	存続を図る供給処理施設について、需要量の変動に合わせて、広域連携を検討するとともに、新しい維持管理コスト削減方法の動向を把握し、検討・実施する。

(10) その他



分類 10	その他	小分類	その他施設、市利用施設、民間等利用施設、未利用施設
-------	-----	-----	---------------------------

(ア) 施設の概要

No.	施設名	地域	管理運営 形態	建 物 構 成		施設 面積 (㎡)	建設年月日	経過年数 (廃止年)
				棟数	内訳			
【その他施設】				小分類計 (構成割合)		4,766.5 (2,365.5) 2.0% (0.9%)		
90	防災拠点施設 (旧水府小学校)	水府	直営	4 棟	倉庫木造, 倉庫鉄骨, 校舎, 屋内 体育館	2,411.0 (0.0)	1977/08/31	48
258	市営斎場	常陸太田	指定管理	2 棟	火葬場, 斎場	1,371.9	1989/03/28	36
259	里美斎場	里美	指定管理	1 棟	斎場	580.0	2004/04/01	21
264	御輿殿	常陸太田	直営	1 棟	御輿殿(倉庫)	29.2	1989/03/01	36
268	常陸太田駅舎	常陸太田	直営	1 棟	常陸太田駅舎	280.7	2011/03/11	14
269	風力発電施設	里美		3 棟	風力発電施設	0.0 (10.0)	2002/03/20	2023 解体
275	瑞龍霊園 (休憩所)	常陸太田	直営 (一部委託)	1 棟	瑞龍霊園休憩所(休憩所)	72.9	1995/05/01	30
277	茨城県消防救急デジタル 無線消防水府基地	水府	直営	1 棟	茨城県消防救急デジタル無線 消防水府基地	20.8	1995/03/24	30
【その他・市利用施設】				小分類計 (構成割合)		2,529.9 (3,416.3) 1.0% (1.3%)		
265	旧清掃事務所	常陸太田	直営	1 棟 (2 棟)	衛生処理場 (車庫)	258.0 (369.8)	1988/04/01	37
266	旧し尿処理中継所	水府		1 棟	し尿処理中継所	0.0 (110.7)	1995/05/31	2022 解体
267	旧やまざくら保育所	里美		1 棟	やまざくら保育所	0.0 (359.8)	1980/03/01	2020 解体
271	旧ハローワーク	常陸太田	直営	2 棟	観光物産会館(常陸太田総合庁 舎)・観光物産会館 (車庫)	882.5	1991/03/15	34
272	旧 JA 茨城みずほ倉庫	常陸太田		2 棟	小沢町倉庫, 小沢町倉庫	0.0 (304.1)	不明	2020 売却
283	旧保健所	常陸太田	直営	1 棟	旧保健所(保健所)	872.4	1970/03/31	55
284	旧佐都小学校特別教室棟	常陸太田	直営	1 棟	旧佐都小学校特別教室棟	517.0	2002/02/01	23
【その他・民間等利用施設】				小分類計 (構成割合)		478.2 (791.3) 0.2% (0.3%)		
270	木崎一町寄付家屋	常陸太田		1 棟	旧島津邸 (住宅) (木崎一町寄付 家屋)	120.2	1956/3/31	69
273	旧高倉駐在所	水府		1 棟	旧高倉駐在所	0.0 (211.1)	2015/3/31	2019 売却
274	旧金砂幼稚園	金砂郷		1 棟	旧金砂幼稚園舎	245.0	1989/8/20	36
276	西和館	常陸太田		2 棟	体育館、倉庫	113.0	1971/7/1	54
278	東二店舗兼事務所	常陸太田		1 棟	東二店舗兼事務所	0.0 (102.0)	1966/3/31	2018 解体

※ () 内は, 2015 (平成 27) 年度

目的、機能	【その他施設】 「その他施設」は、目的を持って整備された施設の中で、他の分類に当てはまらないもの。 - 御輿殿は、太田まつりの御輿の倉庫である。 - 防災拠点施設は、旧水府小学校を再整備した施設である。 【その他・市利用施設】 「その他・市利用施設」は、各課が実施する業務や公的な団体が利用しているもの。 - 旧清掃事務所は倉庫・物置として利用。 - 旧ハローワークは観光物産協会の事務所として利用するほか、観光振興課が置かれている。 - 旧保健所はシルバー人材センター等の事務所として利用している。 【その他・民間等利用施設】 「その他・民間等利用施設」は、市の施設を民間の個人や団体等が利用しているもの。
	配置状況
	施設規模
	建物状態

(イ) 今後の方向性

① 基本的な方向性

方向性	方向性の説明
現状維持し、将来的なニーズを踏まえてサービス継続の必要性や適正な施設規模を検討する	- 代替する施設がない施設は現状維持とし、想定する耐用年数を確保できるよう、必要な維持管理を行う。 - 施設の老朽化が進んだ場合、将来的なニーズを踏まえてサービス継続の必要性について検討した上で、存続させる施設については適正な規模で更新を行う。
民間等が利用する施設について、老朽化が進行した場合は原則的に利用を停止して処分する	民間等が利用する施設については、老朽化が懸念される建物が多いことから、耐用年数を迎えた建物については原則的に利用を停止して建物を取り壊し、土地を処分する。
施設の再編については、それぞれの設置目的や利用件数の動向をみながら検討し、存続させる場合は独立採算を追及する	2つある市営の斎場は、1つは市内外の葬祭業者等への貸館専用、もう1つは市中心部から距離が遠い地区の利便性確保等のために設置されているので、それぞれの設置目的に沿って運営していく。 - 施設の耐用年数や、今後の利用件数の動向等をみながら火葬場及び告別式場両施設の再編を検討するとともに、民間事業者のノウハウを積極的に活用し、独立採算について検討する。

② 期別の実施方針

短期 (3 年以内)	・現在利用されており、代替する施設がない施設については、現状維持し、想定する耐用年数を確保できるよう、必要な維持管理を行う。 ・当初の目的通り利用されていない施設については、利用を停止し、即時、解体・処分、希望者への払い下げを実施する。 ・地域団体に利用されている施設については、実質的な利用主体と協議し、地域団体への保有の移行を検討する。
中期 (10 年以内)	・現在利用されており、代替する施設がない施設については、現状維持し、想定する耐用年数を確保できるよう、必要な維持管理を行う。
長期 (20 年以内)	・現在利用されており、代替する施設がない施設については、現状維持し、想定する耐用年数を確保できるよう、必要な維持管理を行う。 ・現在事務所利用をされており、更新を迎える施設については、更新時期を対応期限として、類似の機能を持つ施設等への機能集約を図る。 ・2 つの斎場について、施設の耐用年数や、今後の利用件数の動向等をみながら再編を進めるとともに、民間事業者のノウハウも積極的に活用し、独立採算への実現を図る。
超長期	・現在利用されており、代替する施設がない施設については、現状維持し、想定する耐用年数を確保できるよう、必要な維持管理を行う。 ・現在事務所利用をされており、更新を迎える施設については、更新時期を対応期限として、類似の機能を持つ施設等への機能集約を図る。 ・2 つの斎場については、更新時期を対応期限として、近隣の公共施設等の動向を踏まえながら、1 施設への統合を図る。

(ウ) 2025 年(令和 7 年)3 月までに行った対策の実績

施設名	対策の実績
風力発電施設	・施設解体
旧し尿処理中継所	・施設解体
旧やまざくら保育所	・施設解体
旧 JA 茨城みずほ倉庫	・売却
旧高倉駐在所	・売却
東二店舗兼事務所	・施設解体

2 インフラ系施設の管理方針

ここでは、施設ごとに第2章に示した5つの基本方針に対応した取組の方向性を整理します。

(1) 道路

道路は、市域における住民や来訪者の移動を支える基盤として確実に維持管理する必要がありますが、幹線道路と生活道路で使われ方が異なるほか、将来的な人口減少や観光等の産業の動向等の状況変化に伴い利用者も変化することが想定されることから、以下の方向性で管理を行います。また、トンネルについても同様に、老朽化の状況に応じて計画的な管理を行います。

基本方針	取組の方向性
【基本方針1】 公共施設等の総量適正化	災害等の非常時における道路ネットワークを確保することを前提として、狭隘で道路沿いに住宅がないなど、利用が非常に少ない道路区間については廃止の可能性を検討する。
【基本方針2】 公共施設等に充当可能な財源の確保	施設の実態を反映した将来費用の試算を行うことにより、設置が見込まれる大規模改修や更新に備えた基金の適切な運用に努める。
【基本方針3】 効果的かつ効率的な保全の実施	財政や人員の制約の下で道路の維持管理・更新を適切に行っていくために、様々な自治体で「アセットマネジメント」の具体化に向けた取組が行われている。今後、先進自治体における取組について調査研究を進め、本市の道路特性（交通量、地域特性等）や組織・人員体制に見合った管理基準やマネジメントの仕組みを検討していく。
【基本方針4】 公民連携（PPP）の推進	工事発注の規模拡大や複数工種の一括発注等、業者のやる気や創意工夫を引き出しながらコスト縮減が期待される事業手法の導入について検討していく。
【基本方針5】 全庁的な取組体制の構築	有効かつ効率的な維持管理等の計画策定に向け、点検結果や工事記録、コスト等の情報を相互に関連づけて有効活用する仕組みについて検討していく。

(2) 橋梁

市では、橋梁の維持管理に係る費用の縮減を図りつつ、橋梁構造及び道路ネットワークの安全性・信頼性を確保することを目的として、2012（平成 24）年度に「常陸太田市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、同計画に基づく橋長 14.5m 以上の橋の管理を行ってきました。

また、同計画を 2019（令和元）年度に改定し、橋長 2.0m 以上の橋梁について管理を行っているところです。

基本方針	取組の方向性
【基本方針 1】 公共施設等の総量適正化	災害等の非常時における道路ネットワークを確保することを前提として、老朽化が進み利用が少ない橋梁については廃止の可能性を検討する。
【基本方針 2】 公共施設等に充当可能な財源の確保	将来費用の試算について、修繕の実績を反映して適宜見直しを行うことにより、設置が見込まれる大規模改修や更新に備えた基金の適切な運用に努める。
【基本方針 3】 効果的かつ効率的な保全の実施	橋梁マネジメントサイクルとして、「点検⇒計画⇒修繕・架替え⇒記録」の 4 段階が循環する仕組みを確立し、効率的に修繕及び架替えを実施していく。
【基本方針 4】 公民連携（PPP）の推進	工事発注の規模拡大や複数工種の一括発注等、業者のやる気や創意工夫を引き出しながらコスト縮減が期待される事業手法の導入について検討していく。
【基本方針 5】 全庁的な取組体制の構築	有効かつ効率的な維持管理等の計画策定に向け、点検結果や工事記録、コスト等の情報を相互に関連づけて有効活用する仕組みについて検討していく。

(3) 水道・簡易水道

水道施設及び簡易水道施設については、適正な維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、多額の更新費用が見込まれることから、更新費用の平準化を図りながら計画的かつ効率的に管理・運営を行います。

また、人口減少等により、水需要も減少傾向にあるため、県等と連携して広域化等についても検討しながら、水道事業と簡易水道事業を統合する検討を進めます。

基本方針	取組の方向性
【基本方針１】 公共施設等の総量適正化	人口減少等により、水需要も減少傾向にあるなか、既存施設の更新に併せて施設規模の見直しをするとともに、県等と連携して広域化等についても検討をしながら、水道事業と簡易水道事業を統合する検討を進め、施設の統廃合など総量適正化に取り組めます。
【基本方針２】 公共施設等に充当可能な財源の確保	施設の維持管理経費の縮減に努めるとともに、適正な水道料金水準を検討し、施設の更新費用の財源確保に努めます。
【基本方針３】 効果的かつ効率的な保全の実施	適正な施設の維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、更新費用の平準化を図りながら計画的かつ効率的に施設の維持管理を行います。
【基本方針４】 公民連携（PPP）の推進	引続き、施設の運転管理業務を民間委託し、効率的かつ効果的にサービスの品質確保に努めます。
【基本方針５】 全庁的な取組体制の構築	施設の点検結果や工事記録等を記した水道施設台帳を作成し、施設情報の「見える化」を図るとともに、効率的に施設の維持管理を行い、全庁的な情報の共有に努めます。

(4) 工業用水道

工業用水道施設については、適正な維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、多額の更新費用が見込まれることから、更新費用の平準化を図りながら計画的かつ効率的に管理・運営を行います。

基本方針	取組の方向性
【基本方針１】 公共施設等の総量適正化	水需要が低迷しているなか、既存施設の更新に併せて施設規模の見直しを行い、総量適正化に取り組めます。
【基本方針２】 公共施設等に充当可能な財源の確保	施設の維持管理経費の縮減に努めるとともに、適正な水道料金水準を検討し、施設の更新費用の財源確保に努めます。
【基本方針３】 効果的かつ効率的な保全の実施	適正な施設の維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、更新費用の平準化を図りながら計画的かつ効率的に施設の維持管理を行います。
【基本方針４】 公民連携（PPP）の推進	引続き、施設の運転管理業務を民間委託し、効率的かつ効果的にサービスの品質確保に努めます。
【基本方針５】 全庁的な取組体制の構築	施設の点検結果や工事記録等を記した工業用水道施設台帳を作成し、施設情報の「見える化」を図るとともに、効率的に施設の維持管理を行い、全庁的な情報の共有に努めます。

(5) 下水道

下水道施設については、適正な維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、今後、多額の更新費用が見込まれることから、更新費用の平準化を図りながら計画的かつ効率的に管理・運営を行います。

また、人口減少等による水需要の減少に伴い、汚水量も減少する見込みであるため、県等と連携して広域化等についても検討を進めるとともに、戸別合併処理浄化槽については、新規整備は 2023（令和 5）年度までとし、2024（令和 6）年度以降は維持管理のみを行います。

基本方針	取組の方向性
【基本方針 1】 公共施設等の総量適正化	人口減少等による水需要の減少に伴い、汚水量も減少する見込みであるため、生活排水処理の方法や施設規模の見直しをするとともに、県等と連携して広域化等についても検討し、施設の統廃合など総量適正化に取り組めます。
【基本方針 2】 公共施設等に充当可能な財源の確保	施設の維持管理経費の縮減に努めるとともに、適正な下水道使用料水準を検討し、施設の更新費用の財源確保に努めます。
【基本方針 3】 効果的かつ効率的な保全の実施	適正な施設の維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、更新費用の平準化を図りながら計画的かつ効率的に施設の維持管理を行います。
【基本方針 4】 公民連携（PPP）の推進	引続き、施設の運転管理業務等を民間委託し、効率的かつ効果的にサービスの品質確保に努めます。
【基本方針 5】 全庁的な取組体制の構築	施設の点検結果や工事記録等を記した下水道施設台帳を作成し、施設情報の「見える化」を図るとともに、効率的に施設の維持管理を行い、全庁的な情報の共有に努めます。

(6) 公園

公園については、適正な維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、協定に基づく町会等への管理委託や民間活力を活用し、管理費用の削減を図ります。

また、公園は住民の利用に供している間は除草や遊具の点検など経常的な費用が発生することから、今後の将来費用の抑制のため、統廃合を検討するとともに、法令の義務がなく廃止が可能な施設については、利用状況を踏まえ今後も設置し続けていくかの見極めを行います。

基本方針	取組の方向性
【基本方針１】 公共施設等の総量適正化	人口減少等により利用者が減少することが見込まれるため、施設規模の見直しと併せて統廃合を検討するとともに、法令等の規制がなく廃止が可能な施設については、施設の廃止を検討し、総量適正化に取り組めます。
【基本方針２】 公共施設等に充当可能な財源の確保	施設の維持管理経費の縮減に努めるとともに、施設の更新費用の財源確保に努めます。
【基本方針３】 効果的かつ効率的な保全の実施	適正な施設の維持管理を徹底することで長寿命化を図るとともに、更新費用の平準化を図りながら計画的かつ効率的に施設の維持管理を行います。
【基本方針４】 公民連携（PPP）の推進	民間委託が可能な施設については、公民連携を推進し、効率的かつ効果的な施設の管理運営を行います。
【基本方針５】 全庁的な取組体制の構築	有効かつ効率的な維持管理のため、点検結果や工事記録、コスト等の情報を勘案し、利用状況を踏まえ、有効活用する仕組みについて検討します。

【公園一覧】

No.	施設名	地域	敷地状況	設置事由	敷地面積 (㎡)	建設年度	経過年数
【設置が義務付けられている公園】				小計	134,633		
1	金井町児童公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	1,652	1960	65
2	新宿労働者住宅内公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	318	1972	53
3	古川第一児童公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	182	1974	51
4	桃源橋団地公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	171	1974	51
5	木崎二町公園（西山堂病院西側）	常陸太田	市有地	設置義務あり	1,146	1976	49
6	西三町公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	1,042	1976	49
7	磯部町草倉公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	67	1976	49
8	庁舎南側公園（金井町緑地）	常陸太田	市有地	設置義務あり	2,183	1976	49
9	根本眼科東側公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	506	1976	49
10	古川第二児童公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	223	1977	48
11	西町児童公園	常陸太田	民有地	設置義務あり	2,040	1978	47
12	行屋前（つばさ）児童公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	1,453	1979	46
13	駅西第一児童公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	1,123	1979	46
14	駅西第二児童公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	561	1979	46
15	上軍田（東橋）児童公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	711	1982	43
16	真弓ヶ丘ニュータウン西公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	1,200	1982	43
17	真弓ヶ丘ニュータウン中央公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	1,966	1982	43
18	真弓ヶ丘ニュータウン公園墓地	常陸太田	市有地	設置義務あり	4,574	1982	43
19	金田第一団地公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	422	1982	43
20	金田第二団地公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	183	1982	43
21	木崎二町児童公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	3,445	1983	42
22	金井町第二児童公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	2,452	1983	42
23	寿町根道公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	118	1983	42
24	柵形児童公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	939	1985	40
25	大森団地第一公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	3,622	1986	39
26	大森団地プレイロット公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	434	1987	38
27	大森団地第二公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	530	1987	38
28	大森団地第三公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	355	1987	38

29	駅南土地区画内公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	1,059	1987	38
30	宮本町児童公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	812	1988	37
31	駅南第一児童公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	1,368	1988	37
32	駅南第二児童公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	3,198	1988	37
33	大森団地第四公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	205	1988	37
34	常陸太田工業団地第一公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	4,821	1990	35
35	常陸太田工業団地第二公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	2,301	1990	35
36	常陸太田工業団地第三公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	4,994	1990	35
37	常陸太田工業団地第四公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	891	1990	35
38	シーズタウン内公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	218	1992	33
39	小林台団地内公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	334	1992	33
40	瑞龍町高倉団地内公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	510	1992	33
41	佐竹ニュータウン第 1 号公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	10,769	1995	30
42	佐竹ニュータウン第 2 号公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	569	1995	30
43	佐竹ニュータウン第 3 号公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	644	1996	29
44	佐竹ニュータウン第 4 号公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	1,431	1996	29
45	佐竹ニュータウン第 5 号公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	1,988	1996	29
46	佐竹ニュータウン第 6 号公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	2,097	1996	29
47	佐竹ニュータウン第 7 号公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	694	1997	28
48	佐竹ニュータウン第 8 号公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	459	1997	28
49	佐竹ニュータウン第 9 号公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	494	1997	28
50	佐竹ニュータウン第 10 号公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	600	1997	28
51	まいづる第 1 公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	1,399	2000	25
52	まいづる第 2 公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	1,220	2000	25
53	猿ヶ橋公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	300	2000	25
54	常陸太田駅前広場	常陸太田	市有地	設置義務あり	3,622	2011	14
55	古墳公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	17,904	2013	12
56	虹色公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	2,500	2013	12
57	見晴公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	965	2013	12
58	中央公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	2,501	2013	12

59	南公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	600	2013	12
60	多目的広場	常陸太田	市有地	設置義務あり	9,180	2013	12
61	猿ヶ橋第二公園	常陸太田	市有地	設置義務あり	197	2015	10
62	ハイツパーク公園	金砂郷	市有地	設置義務あり	5,900	1993	32
63	宮の郷工業団地公園	金砂郷	市有地	設置義務あり	13,000	2002	23
64	白幡台団地東公園	里美	市有地	設置義務あり	600	1997	28
65	白幡台団地西公園	里美	市有地	設置義務あり	671	1997	28
【設置が義務付けられていない公園】				小計	153,763		
66	岩手親沢池親水公園	金砂郷	民有地	設置義務なし	6,202	1995	30
67	愛宕の杜親水公園	金砂郷	市有地	設置義務なし	3,447	1998	27
68	大里宗庵前親水公園	金砂郷	民有地	設置義務なし	5,997	2000	25
69	郡戸善光寺親水公園	金砂郷	市有地	設置義務なし	6,080	2003	22
70	松平親水公園	水府	市有地	設置義務なし	3,274	2002	23
71	北口公園	里美	民有地	設置義務なし	6,454	1999	26
72	小菅ロードパーク	里美	公有地	設置義務なし	628	1992	33
73	小中ロードパーク	里美	民有地	設置義務なし	4,570	年度不明	0
74	徳田ロードパーク	里美	公有地	設置義務なし	2,745	年度不明	0
75	国見台広場	常陸太田	市有地	設置義務なし	43,600	1973	52
76	十国峠公園	常陸太田	市有地	設置義務なし	11,231	1972	53
77	ポケットパーク高柿峯崎下	金砂郷	民有地	設置義務なし	164	2003	22
78	ポケットパーク展望台Ⅰ	金砂郷	市有地	設置義務なし	1,279	1991	34
79	ポケットパーク展望台Ⅱ	金砂郷	民有地	設置義務なし	7,953	1991	34
80	ポケットパーク展望台Ⅲ	金砂郷	民有地	設置義務なし	190	2003	22
81	ポケットパーク鳥居脇	金砂郷	市有地	設置義務なし	5,945	2001	24
82	森林公園	金砂郷	市有地	設置義務なし	18,623	1985	40
83	やすらぎの森	金砂郷	市有地	設置義務なし	9,000	1990	35
84	湯けむりの丘公園	金砂郷	民有地	設置義務なし	5,000	1995	30
85	ポケットパーク（太田小学校入り口交差点）	常陸太田	市有地	設置義務なし	130	1998	27

86	ポケットパーク（R349・新宿西宮線・交差点）	常陸太田	市有地	設置義務なし	236	2000	25
87	ポケットパーク（生涯学習センター入口）	常陸太田	市有地	設置義務なし	350	2000	25
88	ポケットパーク（旧水戸京成百貨店脇）	常陸太田	市有地	設置義務なし	228	2001	24
89	丸山農村公園	金砂郷	民有地	設置義務なし	5,000	1979	46
90	塙町親水公園	常陸太田	市有地	設置義務なし	278	2000	25
91	東の辻小公園	常陸太田	市有地	設置義務なし	125	2000	25
92	金が井小公園	常陸太田	市有地	設置義務なし	16	2002	23
93	塙町の辻小公園	常陸太田	市有地	設置義務なし	216	2005	20
94	鯨ヶ丘ふれあい広場	常陸太田	市有地	設置義務なし	1,238	2007	18
95	常陸太田駅東広場	常陸太田	市有地	設置義務なし	466	2016	9
96	下滝公園	里美	公有地	設置義務なし	3,100	年度不明	0
合計					288,397		



発行 常陸太田市

〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690

TEL 0294-72-3111 (代)

2017 (平成 29) 年 3 月

2024 (令和 6) 年 3 月 改訂

2025 (令和 7) 年 3 月 改訂